

広島県立文書館紀要

第 8 号

《史料管理研究》

広島藩における割庄屋文書の引継について

安芸国賀茂郡吉川村竹内家文書と同郡上保田村平賀家文書から

……………長 沢 洋 (1)

地方名望家文書の構造

広島県佐伯郡玖島村八田家文書の場合 ……………西向 宏介 (24)

《文書館業務論》

文書館における連携事業と出張展示……………西向 宏介 (55)

《史料研究ノート》

「村上家乗」と広島藩家老東城浅野家臣団

「資料集 第3集」の紹介を兼ねて ……………西村 晃 (75)

《史料紹介》

広島軍用水道について……………安藤 福平 (93)

平成 17 年 (2005)

広島県立文書館

広島藩における割庄屋文書の引継について

安芸国賀茂郡吉川村竹内家文書と同郡上保田村平賀家文書から

長 沢 洋

【要旨】 広島藩領賀茂郡における割庄屋文書の引継の実態を，竹内・平賀両家に残る文書引継目録を素材にして記述した。どの文書を引き継ぐかは割庄屋によって違いが見られるが，幕末には，引き継ぐ前に大掛かりな文書整理と照合が行なわれており，村方文書の管理について藩の規制強化の効果を窺いうる。

はじめに

わりじょうや
割庄屋とは，広島藩領に置かれた村役人の一種で，各村の庄屋よりも上位の役職として，複数の村から成る「組」を統括した。多くは郡内の有力者から選ばれており，他藩では大庄屋と呼ばれることが多い。広島藩でも，近世前期には大庄屋と呼ばれ，正徳の郡制改革で一時廃止された時には大割庄屋と呼ばれていた。正徳の改革が頓挫すると再び設置され，それ以降は割庄屋の呼称が一般化し，廃藩置県まで続いている。

割庄屋の職務は多岐にわたっている。郡役所からの触や達を各村に伝達し遵守させること，貢租諸役に関すること，宗旨改めなど領民支配に関すること，訴訟の内済調停にあたること，その他郡全体に関わる業務など，その職務は藩の領内統治全般に及んでいる。

当然，割庄屋がその役目に伴って作成收受する文書も多種多様，そして多量であった。天保頃から幕末にかけての記録によれば，割庄屋が郡役所に差し出すべき文書は1年間で47種類あり，実際に差し出した文書数は200点以上（多いときは300点以上）あった。これに加えて役目上收受するものもあり，割庄屋の元には毎年およそ数百点の文書が行き来していた¹⁾。

1) 長沢 洋「広島藩の割庄屋と『文書行政』」『広島県立文書館だより』25号，平成17年(2005)

割庄屋を勤めていた家には、これら割庄屋の職務に伴って作成收受された文書が伝来していることがある。当館が収蔵する安芸国賀茂郡吉川村竹内家^{か も よしかわ たけうち}文書と同郡上保田村平賀家^{かんぼうだ ひらが}文書はその典型である。竹内家は文化年間の後半から廃藩置県まで、平賀家は万延から廃藩置県まで、それぞれ賀茂郡の割庄屋を勤めており、両家文書には割庄屋関係文書が多く含まれている。特に、両家とも割庄屋交替の際に作成された文書引継目録が伝わっており、文書の管理と引継の実態を窺わせている。

本稿の目的は、これら両家文書を利用して、割庄屋文書の引継について基礎的事実を明らかにし記述することである。事例提供を超えた一般論を展開するには不十分な記述であるが、この作業をもって近世広島藩村方文書の文書管理史研究の一助としたい。

1 広島藩における村方文書管理強化策

本論に入る前に、村役人たちが所持する文書の管理について、広島藩でどのような統制が行なわれたかについて、従来の研究²⁾に依拠して概略を述べておきたい。

村方文書の管理について、最初に藩権力の側から指示があったのは文化9年(1812)である。この年6月の触によれば、郡役所は雛形を示して村役人たちの所持する文書・道具類を書き出させている。この時の触では特に引継のことは明言されていないが、その後、天保3年(1832)になると、引継も含めたより進んだ規定を打ち出している。同年閏11月の触は、旧記のない村があることを指摘し、「伝来之旧記」の目録調進を命ずるとともに、今後の村役人交替の際は、その目録に基づいて文書の引継を行なうよう命じている。その後、天保7年(1836)にはさらに規制が加えられ、割庄屋以下の各役人が文書の受け渡しを行なう時に立ち会うべき者を具体的に定めている。これによれば、割庄屋の文書引渡の際は、よその組の割庄屋が1人、その組内の村庄屋が2人立ち会うべしとされている。なお、後任者が前任者の家の相続者(息子や弟)であった場合は、立会いは不要とされている。これ以後は、知りうる

2) 西村 晃「広島藩における村方文書の管理規定とその実態」(『広島県立文書館紀要』第4号、平成9年(1997))

限り，藩権力が村役人の文書管理について何か指示をおこなったことは確認されていない。

2 竹内家文書に見る高屋組割庄屋文書引継

竹内家歴代は，文化10年(1813)に三郎兵衛(のち六郎兵衛)が割庄屋に任じられてから以降，何度か担当組の変更をしつつ，高屋組・上西条組・下西条組・志和組の割庄屋を勤めている。ここでは文書目録が多く残され，歴代割庄屋間での文書の流れを追いやすい高屋組を取り上げたい。同組の割庄屋就任状況は表1のとおりである。

表1 高屋組歴代割庄屋

文化9年5月 文政4年7月	六郎兵衛 (竹内氏)	嘉永3年12月 安政3年正月	有田健左衛門
文政4年7月 文政10年閏6月	喜三二(のち作左衛門, 手島氏)	安政3年正月 	毎太郎
文政10年閏6月 嘉永3年12月	亮平(のち亮左衛門, 竹内氏)		

竹内家には，高屋組割庄屋文書の目録として以下の5点が残されている³⁾。

- A 文化10年5月 賀茂郡高屋組諸帖面書出帖(割庄屋三郎兵衛)
- B 文政4年 [六郎兵衛在役中書類目録](六郎兵衛)
- C 文政10年7月 帳面引渡目録(作左衛門 亮平)
- D 天保3年 [高屋組帳面諸道具目録](割庄屋亮左衛門)
- E 嘉永5年7月 嘉永三戌極月組替被仰付候二付高屋組諸書類同役有田健左衛門殿へ相渡ス扣帖(竹内亮左衛門 有田健左衛門)

Aは，郡役所の命令によって割庄屋・庄屋が作成し提出した目録の控である。村方文書の管理をめぐって出された命令としては，広島藩では最も古いものであるが，竹内家に残されている目録の控を見る限り，記載内容は簡

3) 竹内家文書の請求記号のみを以下に記す。A(198801/2995/2), B(198801/1977), C(198801/2896), D(198801/2897), E(198801/1975)

略である。作成者の三郎兵衛は竹内家の人間で、後に六郎兵衛と改名している。

Bは、六郎兵衛が後任の喜三二に割庄屋職を交替した際に作成した文書目録である。内容は、六郎兵衛が自己の在役中に作成収受した文書を書き上げ、喜三二にどれを送ったかを書き込んだものである。従って、六郎兵衛以前の割庄屋文書は、(六郎兵衛から喜三二に引き渡されたとしても)、ここには表れない。喜三二は竹原東組の住人で、後に作左衛門と改名している。

Cは、作左衛門から亮平に割庄屋職が交替した際に、前者から後者に宛てて作成された文書引渡目録である。作左衛門は、この目録を作るにあたって全体を二つに整理し、前任者の六郎兵衛から引き継いだものを前半に、自分が在役中に作成収受したものを後半に、それぞれ書き分けている。なお、ここで文書を引き継がれた側の亮平は、竹内家の人間で、後に亮左衛門と改名している。

Dは、表紙奥書ともに欠いているが、記載された文書の年代から判断すると天保3年(1832)に作成されたものらしい。このとき高屋組割庄屋の職にあったのは竹内亮左衛門である。この天保3年という年は、郡役所より村役人に対し、文書の管理と受渡および目録調進について再度通達があった年であって、このDの目録は、Aと同じく郡役所の命によって作成提出された文書目録の控であると考えうる。このときの文書類の調査はかなり徹底して行なわれたようで、文化10年(1813)のAのときと比べれば、(それ以後のものが増えているのは当然としても)、記載のしかたが丁寧である。ただ、この目録の文書記載順は、かなりの部分Cと一致しており、あらためて保管文書を一から調べ直して目録化したというよりも、Cの目録を元にして増加分を適宜付け加えたという性格が強い。

Eは、亮左衛門から有田健左衛門に割庄屋職が交替した後に、前者から後者に宛てて作成された文書引渡目録の控である。最新のものなので当然であるが、記載されている文書の数はA~Dのどれよりも多い。各筆には朱筆で番号と思しき数字が記入されており、これ以前に何らかの文書整理があったことを窺わせる。なお、亮左衛門の割庄屋交替は嘉永3年(1850)12月であって、この引渡目録はその1年半以上後に作成されている。

2-1 六郎兵衛の引継

六郎兵衛は文化9年(1812)5月から文政4年(1821)7月まで約9年間、高屋組割庄屋の職にあった。

前任者からの引継

六郎兵衛(もとの名は三郎兵衛)が前任の割庄屋から文書を引き継いだ時の目録類は残存しないが、その代わり、A、C、D、Eの各目録によって、彼が前任者からどのような文書記録を受け継いだのかを知ることができる。

Aの内容は表2のとおりである。

表2 賀茂郡高屋組諸帖面書出帖(文化10年5月)

表題	数量	年代表記等	注記
諸役米銀根帖	1冊	宝暦7年	御役所方御下渡被遊候
孝義伝前編	9冊		右同
同 二編	7冊		右同
農家益前編	3冊		右同
組合村々高帖	1冊		
御囲糶組合村々寄帖	1冊		
社倉麦村々員数帖		年々相調申候	
諸産物御改根帖	1冊	寛政7卯年	
同年々増減帖		年々相調申候	
御用銀寸志銀人別員数帖		寛政6寅年 享和元酉年	
同利足元之内御下ヶ受取印形帖		年々相調申候	
夏御勘定銀村々算用約帖		右同断	
秋御勘定帖		右同断	
暮御勘定帖		右同断	
御免割諸入役米銀辻寄増減差引帖		右同断	
人馬御改辻寄帖	5冊	天明6午年 寛政4子年 寛政10午年 享和4子年 文化7午年	
組合諸書付扣帖			
雨池樋橋井手御改寄帖	1冊	寛政10午年	
与合村々村中方隣村中迄里程改帖	1冊		
神社祠并抱社人書出帖	1冊	文化2丑年	
他国出帰辻寄帖控		年々相調申候	

この目録(A)は、六郎兵衛が割庄屋に就いてからわずか1年後に作成された目録なので、「御役所方御下渡被遊候」と注記が付けられているもの以外はすべて彼が前任者から引き継いだものと考えうる。

これらの文書は、その後の目録(C, D, E)にも表れるが、記載方法の微妙な差異や不備のため、完全には対照が難しい。また、このAには表れず、後の目録に見えるものもある。

六郎兵衛が前任者から引き継いだと考えうる文書類(つまり、文化8年(1811)以前のもの)で、Aには記載されていないことがほぼ明らかなものを表3に掲げた。

表3 六郎兵衛が所持していた文化8年以前の文書

表題	数量	年代表記	補足	C D E
貯物村別員数帖	1冊	享和3年		○○○
酒造高寄帖	4冊	天明6年, 天明8年		○○○
組合内懸り合済口書類			CDEでは 案件ごとに 出入がある	○○○
新開由来書付	5通	寛政12年, 文化5年		○○
村々御免割帖欠算用帖夫 割帖等差出候節添書付扣	1冊	明和4年		○

※ C, D, E の欄の「○」はそれらの目録にその文書が見えるという意味である。

前任者が所持していた文書の全貌を明らかにできないので、六郎兵衛への引継については以上の事実の提示にとどめたい。

後任者(作左衛門)への引渡

六郎兵衛から作左衛門へ何が引き渡されたのかを知りうる史料は、六郎兵衛自身が作成したBの目録、および六郎兵衛から引き継いだ文書類を作左衛門が書き上げたCの前半部分である。

Cは、おおむね文書の古い順に書かれているので、その冒頭部分には六郎兵衛が割庄屋職に就く以前の文書(つまり六郎兵衛が前任者から引き継いだもの)がまとめられている。これをAと比較すると、記載があいまいで確定できないところもあるが、大体においてAの文書はCに含まれており、なおかつ、上記のとおり、Aに見えないものでCに書き上げられているものもある。従って、六郎兵衛は前任者から引き継いだ文書のほぼ全てを後任の喜三二(作左衛門)に引き渡したと考えうる。

一方，Bを見ると事情が異なっており，六郎兵衛は自分が在役中に作成収受した文書については，気前よく（？）後任者にすべてを引き渡すのではなく，一定の部分を手元に残している。実はBの目録は，何を後任者に渡して何を手元に残したかの記録なのである。

これによれば，文書によって，a 手元に残すか，b 引き渡すか，c 最近のもののみ引き渡すか，の三つの場合があったことが知られる（表 4-a, b, c）。

表 4-a 六郎兵衛が手元に残した文書

年代	表題	数量
文化10年～文政4年分 文政3年	川口合鑑帖扣	1冊
	給役人撰書類入	1袋
	勘定用手扣	2冊
	組合小キ書類数々	1括り
	郡中御囲糶根帖	1袋
文化9年より	年々郡組諸書付扣	
”	年々順達扣	
”	年々廻達帖（附小切紙廻達戻り袋二入）	
”	年々御條目写	1括り
	郡割入御免件者写帖	1括り
文化9年より	高屋組押米写帖	1括り
”	年々郡割触類戻り	
文化12年	高屋組酉年御囲糶挽出払御勘定入辻寄帖 并村々帖とも	1袋
文化13年	右同断	1袋
”	文化7・8 御囲糶正米払右同断	1袋
文化14年	酉年御囲糶半方挽出正米払御勘定帖	1袋

また，表 4 では省いたが，差継関係の文書は案件により，引き渡すか残すかが分かっている。これらひとつひとつの文書について，なぜそのような判断がなされたのかは明らかにしがたいが，全体的な所見はつぎのとおりである。

- 毎年ルーチンとして作成され，1年ごとに整理されるもの（あるいは1年で1冊とされるもの）は，引き渡されないか，引き渡しても最新のもののみという傾向がある。
- 下達文書の写（年々順達扣）や上申文書の控（年々郡組諸書付扣）はまったく引き渡されていない。事実，これらは竹内家文書に伝存しており，その

作成のされ方を見ると，そもそも，これらの文書は引渡を想定していないものだったようである。六郎兵衛は文政4年(1821)7月に作左衛門へ交替した後，割庄屋職を退いたのではなく，他の組(志和組)へ組替えとなったのであるが，彼は年の途中で担当する組が変わっても，順達控や諸書付控をそこで別冊にすることなくそのまま書き継いでいるのである⁴⁾。また，

表 4-b 六郎兵衛が喜三二(作左衛門)に引き渡した文書

年代	表題	数量
文化13年分	高屋組人馬改帖一件	辻寄帖1冊 同横貫1冊 村々帖14冊
文政2年～文政3年	有麦目録辻寄扣(横貫相済)	2冊
文化13年	御免概シ其外諸品辻寄帖	1冊
文化10年分	高屋組諸帖面類書上帖	1冊
文化13年	浮儲相約申上辻寄扣	1冊
文化12年6月	組合大高持并盛衰御尋二付約書類入	1袋
文化13年	御免合其外品々御尋二付約メ書類入	1袋
文化11年	酉年御困糶挽出二付間欠米約帖面入	1袋
文化12年	右同断間欠帖御下二付書類入	1袋
文化10年分	小名相約辻寄	1冊
文化14年	御役所御才覚銀証文帖	1冊
	高屋堀村御免之儀二付書類入	1袋
	同村永尋周右衛門移住願書類	1括り
	同村御拝借之儀二付御歎書類	1括り
文政2年	旧家之儀申上辻寄帖	1冊
文化9年	組合御配知帖辻寄共	1括り
文化14年	宗判之節代判定通シ之儀二付書付扣	1冊
文化10年・文政3年分	秤改一件書類入	1袋
文化13年・文政3年	先御給主様方へ先納建り米銀相滞候分相約候書類	1括り
	寛政10午年以後池橋普請有之哉否相約書付(14か村分)	1括り
文化9年分・同12年分・同14年分	高屋組御困糶員数帖	3冊
文化9年	両原鎮守社寄付銀人別帖	1冊
文政元年	御年貢早皆済御褒美銀受取印形帖	1冊
”	三步米代取立帖(村々小目録共添)	1冊
文化9年～文政3年9か年分	御用銀受取判形帖扣(申年分は2冊)	10冊

4) たとえば，文政4年の「御触書順達扣」(竹内家文書 198801/12)や，文政2年～4年分の「郡用組用諸書附扣」(竹内家文書 198801/66)など。

表 4-c 六郎兵衛が最近のもののみを喜三二（作左衛門）に引き渡した文書

年代	表題	数量	引き渡した文書の年代
文化9年6月～ 文政4年6月	六月 御勘定一件入袋	9 括り	文政4年
	九月 ”		文政3年
	御年貢 ”		文政3年（のち文政元年も送る）
	暮 ”		文政3年
文化9年～ 文政3年 9か 年分	社倉算用帖	9 括り	文政3年
文化9年～ 文政3年	産物有物増減帖扣	9 冊	文政3年
文化9年～ 文政3年分	高帖	6 冊	文政3年
文化9年～ 文政3年	御免割辻寄増減帖（横貫相済）	9 冊	文政3年
文化9年～ 文政3年	他国出帰辻寄（横貫村々書付共相済）	9 括り	文政3年

高屋組とは直接関係ないが、六郎兵衛が志和組割庄屋を勤めていたまま文政6年(1823)5月に死去し、その3か月後に息子の亮平が別の組(下西条組)の割庄屋に任命されると、亮平は六郎兵衛が書きかけていた志和組の「御用順達扣」にそのまま続けてその年の下達文書の写を(下西条組割庄屋として)書き継いでいった⁵⁾(もちろん志和組割庄屋は竹内家以外の人間が引き継いでいる)。

これらの事例を直ちに一般的な所見に結びつけることは慎重にしたいが、このような作成のしかたを考えると、少なくとも竹内家とその周囲にとっては、下達文書の写(いわゆる御用留)や上申文書の控などは、役の移動によって引き継がれるのではなく、個人(あるいは家)に属する文書と見なされていたように見える。

- 貢租関係の文書類(夏勘定・秋勘定・暮勘定・年貢勘定)、領民の出入りに関する文書(他国出帰辻寄)、社倉算用帖などは、最新のもののみが引き継がれる。奇妙なことに、他国出帰辻寄については、Cの目録によれば六郎兵衛は前任者から引き継いだもの(文化2年(1805)～8年(1811))をそのまま作左衛門に渡しているのである。

5) 文政4年「御用順達扣」(竹内家文書 198801/14)

- なお、有麦目録辻寄扣(文政2年(1819)~3年(1820))も、表ではbの引き渡したうちに入れてあるが、その年代から判断すると、これも最新のもののみを引き渡したと考えるべきかもしれない⁶⁾。
- bの引き渡された文書の中には毎年のルーチンワークにかかるものは少なく、これの大半を占めるのは個別案件に關係して作成收受されたものである。また6年に一度の人馬改一件文書もここに含まれ、引渡の対象になっている。

2-2 作左衛門から後任者への引継

作左衛門(もとの名は喜三二)は六郎兵衛の後を受けて文政4年(1821)7月から文政10年(1827)閏6月まで7年間高屋組割庄屋の職を勤めた。

作左衛門は割庄屋職を交替した際に、後任の亮平へ宛ててかなり詳細なCの引渡目録を作っている。先述したように、彼はこの目録を、前任者(六郎兵衛)から引き継いだものと、自分が在役中に作成收受したものに大別している。目録作成のしかたは異なるものの、引渡にあたってこのように文書を区別するのは六郎兵衛にも見られた方法である。

まず、前任の六郎兵衛から引き継いだ文書であるが、Cの目録を見る限り、作左衛門はそのすべてを亮平に引き渡していることが明らかであり、この点は六郎兵衛と同様である。

一方、自分が在役中に作成收受した文書の引渡は、六郎兵衛と異なっており、次のような特徴がある。

- 作左衛門の引き渡し方は、すべてを渡すか、残すかのどちらかであり、六郎兵衛のように毎年作った文書のうち最新のものだけを引き渡すというやり方はとっていない(少なくとも確認できない)。
- 六郎兵衛が最新のものだけを引き渡した文書と同種類のものについて、作左衛門がどの年の分を引き渡したかを見ると、年貢関係(夏勘定・秋勘定・暮勘定・年貢勘定)では、文政4年(1821)から9年(1812)まで(または同5年から10年まで)、社倉算用帖は文政4年から9年まで、有麦目録辻寄控は

6) 六郎兵衛は文政元年以前のものが存在したとは書いてないので、一応すべてを引き渡したと見なした。

文政5年(1822)から10年(1827)までとなっており、作左衛門の在役期間と一致する。一方、他国出帰書付については、作左衛門の在役中のものはCの目録に記載されていない。しかし、亮平へ引き渡されなかったわけではないらしく、のち天保3年(1832)に亮平(亮左衛門)が作成した文書目録Dによれば、他国出帰書付は文化2年(1805)~8年(1811)、および途中間があいて文政3年(1820)~天保3年(1832)のちょうど20箇年分20冊があるとされている。従って、Cの目録の記載とは別に、作左衛門は自分が作成した文政4年(1821)以降の他国出帰書付を亮平に引き渡したことが明らかである。

なお、途中に間があいた残存年代の奇妙さは、先述した六郎兵衛の引き渡し方(少し古いものは引き渡さない)の結果であろう。ただ、理屈から言えば、これは奇妙なことではある。というのも、六郎兵衛は竹内家の人間で、亮平の先代であるから、彼が手元に残した在任中の他国出帰書付(ただし作左衛門に引き渡した最後の年のものを除く)は、作左衛門の作成した分が亮平へ引き渡された時点で、そこでめでたく合体となったはずだからである(つまり、途中間があいた分も竹内家は所持していなければならない)。それなのに天保3年目録がそれを書いていないのは、その頃には、竹内家でも所在が分からなくなっていたのか、あるいは後述のように天保3年目録そのものの不完全さによるものであろう。

- 六郎兵衛と同じく、作左衛門も下達文書の写や上申文書の控は後任者に引き渡していない。上述のように、引渡目録Cに載っていないから引き渡されなかったとは断言できないが、上記の天保3年の目録Dによって、少なくとも上申文書の控は作左衛門が亮平に引き渡していないことが明らかになる。すなわち、Cによると、作左衛門が亮平に引き渡した上申文書控は、六郎兵衛から引き継いだ文化8年(1811)と9年(1812)の書付扣帖のみであり、一方、天保3年目録によれば、この書付扣帖は8冊あって、その年代が文化8年・9年、および文政10年(1827)~天保3年(1832)とある。つまり、天保年間に竹内氏(亮平)が所持していた中に、作左衛門の作成した書付扣帖は1点もなかったことが知られる。

なお、ここDには六郎兵衛の作成した文化10年(1813)以降の書付扣帖も見えないが、実はなくなったわけではなく、現物が竹内家に残されている。天保3年の目録にこれらが載せられていないのは不思議であるが、そ

もそもこの天保3年目録Dは、表紙も奥書もなく、最終的に作成され郡役所に提出されたものの控かどうかが不明であり、割庄屋所持文書の調進目録としては不完全と考えておいたほうがよさそうである。実は、この目録についてこう考えると、作左衛門の書付扣帖がそこに記載されていないという事実にも留保を付けたくるのであるが、この天保3年目録は、先に述べたように、作左衛門の引渡目録Cをもとに作成されており、作左衛門が作成した書付扣帖についての上記の推測には確実性があると考えられる。

- 下達文書の写や上申文書の控を別にすれば、作左衛門が何を自分の手元に残したのかを直接知りうる手段は今のところない。六郎兵衛が手元に残した文書と対照してみると、たとえば川口印鑑帖はCに見えないので、作左衛門もこれを手元に残したと考えうる。しかし、それ以外に確かなことが判明するものはない。ただ、Cが作左衛門在役中の文書として掲載した文書数は一つ書きにして58筆もあり、これは彼が自分の作成収受した文書の大部分を亮平に引き渡したと判断する傍証となるだろう。
- なお、作左衛門の在役中の文書でありながら、Cには見えず、後の嘉永5年(1852)に亮左衛門から有田健左衛門への引渡目録Eに見えるものが若干ある。これは、文政10年(1827)7月の目録Cが作成されたあと、追加分として個別に亮左衛門が受け取ったものであろう。

2-3 亮左衛門から後任者への引継

亮左衛門(もとの名は亮平)は、竹内家の人間で、六郎兵衛の息子である。文政6年(1823)に父六郎兵衛が死去すると、その3か月後に下西条組割庄屋に任じられ、以後、担当する組は何度か変更があったが、廃藩置県直前まで割庄屋職を勤め続けた。彼が高屋組を担当したのは、作左衛門の後を受けた文政10年(1827)閏6月から、有田健左衛門に引き継ぐ嘉永3年(1850)までの約24年間である。これ以後、竹内家の人間で高屋組割庄屋に任じられた者はいない。

亮左衛門が有田健左衛門へ文書を引き渡した際の目録Eは、竹内家文書に残る高屋組割庄屋文書の引継目録の中では最も数多くの文書を書き上げており、その筆数は200筆を越える。この目録は、先述のとおり、文書1筆ごとに朱書で数字が書き込まれ、また、交替後1年半以上たって作成されている

などの特徴がある。直ちに目録が作られなかったのは不可解であるが、多量かつ多種類の文書に朱書の数字が付されていることから判断すると、おそらく1年半というこの期間は、竹内氏が文書を整理するための時間であったと考える。また、この目録は、作左衛門の引渡目録Cとは異なり、前任者から引き継いだものと自分が在役中のものともに書き分けることはせず、その当時竹内家の管理下にあったと見られる高屋組割庄屋文書をまとめて何らかの順に書き並べた形で作成されている。

このような目録を作成するためには、竹内家のもとでかなり大掛かりな文書再整理があったと見て間違いなく、おそらくこれは、村役人の文書引継について、天保3年(1832)と同7年(1836)に郡役所から達があったことと関係があるはずである。亮左衛門は、交替に際して十分時間をかけて所持文書の整理を行い、これを有田健左衛門に引き渡したのであろう。しかし、整理ができるまで何も有田氏に引き渡さなかったわけではなく、この目録には、ところどころに一部をすでに有田氏に送ったという注記が書かれている（以下、健左衛門のことは、文書にある表記にならって本稿では有田氏と表記する）。

さて、この目録から窺える亮左衛門の文書引渡のあり方は、やはり、文書によって対応が異なっており、引き渡す（①）か、手元に残す（②）か、一部（最新のもの）のみを引き渡す（③）か、の三つに区分しうる。

手元に残したもの（②）は、現に竹内家文書として伝存しているものを見れば明らかである。亮左衛門は、六郎兵衛や作左衛門と同じく、自分が作成した下達文書の写と上申文書の控は、すべて手元に残している（これら、いわゆる御用留と呼ばれる文書の実際の名称は竹内家文書の中にあっても一定しないが、大体において亮左衛門は前者に「御触書扣」か「御紙面写」、後者に「郡組書付扣」という名称を付している）。もちろんこれらは、Eの目録にも表れない。

また、引き渡されないだけでなく、これらの文書の作成のされ方自体も、筆者（亮左衛門）の役職交替によって何の影響も受けていない。たとえば、亮左衛門は、文政10年(1827)の途中で下西条組割庄屋から高屋組のそれへと組替えがあったが、彼は文政10年の「御触書扣⁷⁾」「郡組書付扣⁸⁾」を両方とも、前半は下西条組割庄屋として、後半は高屋組割庄屋として書いており、

7) 竹内家文書 198801 / 18

8) 竹内家文書 198801 / 71

組替えをきっかけに分冊するなどの処置は行なっていない。先述した六郎兵衛死去後の志和組「御用順達扣」の書かれ方もこれと同様の事例である。これらの事実と、幕末の賀茂郡で割庄屋の組替えが頻繁に行なわれていたことをあわせ考えるならば、割庄屋の役目に基づいて作成される文書のうち、少なくとも御用留の類は、某々組の文書という形で継承されるような実態はなかったと(少なくともここでは)判断できそうである。

一部(最新のもの)が引き渡された文書(③)としては、毎年ルーチンとして作成収受する貢租関係の文書(夏勘定・秋勘定・年貢勘定・暮勘定)がある。これらは、嘉永2年(1849)または3年(1850)のものが渡されており、事実、竹内家文書にはそれらを除いたものが伝存している。他に最新のものを引き渡したとEの目録に書かれているのは、産物増減帖(嘉永3年のみ)、社倉穀算用帖(嘉永2年のみ)、人馬改帖(弘化3年(1846))、御免割米銀増減辻寄帖(嘉永2年)、有麦辻寄目録(嘉永3年)、他国出帰辻寄帖(嘉永2年)、高付帖(嘉永3年)、および、組合判である。これらの文書の種類は、(組合判は別にして)六郎兵衛が最新のものだけを引き渡したそれと一致する(表4-c)。しかし、これらの文書は年貢関係文書とは違って、竹内家には残されず、他の大部分の文書と一緒に結局は有田氏に引き渡されたい。これは、現に竹内家にそれらが伝存していないという事実と、Eの引渡目録の書き方からそのように判断できる。

たとえば、年貢関係文書の場合、Eの目録は、

一嘉永三戌年秋勘定帖

一同年御年貢勘定帖

此両帖亥五月十三日有田氏へ送ル

とあって、その年のもののみを引き渡したことが明らかであるが、それ以外のものは、

一他国出帰辻寄帖并村々書付共 廿三括り

但文政十亥方嘉永二酉年迄

右之内嘉永二酉年分八同三戌暮有田氏へ送ル

とあり、とりあえず嘉永2年(1849)分(最新の分)のみを先に有田氏へ送ったことは事実であるが、それも含めた全部(23括)を有田氏に引き渡したと、この目録Eは述べているのである。要するに、亮左衛門は年貢関係文書につ

いてのみ六郎兵衛のやり方を踏襲して文書引渡を行なっているのである。なお、これら以外では、夏一步米金御貸割賦帖（嘉永3年（1850））も最新のもののみの引渡であろう。

また、注意したいのは、上記の引用からもわかるように、これらの文書は、いずれもEの引渡目録が作成されるよりも早くに有田氏に渡されている。嘉永3年（1850）の12月に交替があると、前年の暮勘定帖はその月のうちに、それ以外の文書も翌嘉永4年（1851）の5月までには最新のものが有田氏のもとへ送られている。他にも早々に有田氏へ送られた文書として、高屋組村々長百姓名前帖がある。これらの事実により、有田氏が高屋組割庄屋の職務を執行するにあたって、当面必要とするものが何であったのかを知ることができる。

また、これらの文書とは性格の異なるものとして、差縫（訴訟）関係の一件文書があるが、これらも部分的な引き渡しであって、案件によって引き渡されたり、手元に残されたりしていたようである。その弁別の根拠は一つ一つ明らかにしがたい。ただ、手元に残された文書も、後役の者が必要とすれば、求めに応じて引き渡すことがあった。たとえば、六郎兵衛が作成した文政4年（1821）の目録Bの末尾部分には、いくつもの案件の差縫文書が書き上げられ、どれを後任者（喜三二）に引き渡してどれを手元に残したのかを記号で区別しているが、この部分には、かなり後の安政4年（1857）の文書引渡について亮左衛門の手で貼紙がされている。これによれば、安政4年正月に、亮左衛門は、文政2年（1819）にあった差縫一件文書4件分を、そのころ高屋組割庄屋を勤めていた毎太郎へ渡している。毎太郎は有田氏の次に高屋組を担当した人で、どういう事情かは分からないが、古い差縫文書が必要になったために前々任者の竹内氏（亮左衛門）に文書を求めたのであろう。

さて、有田氏へすべてを引き渡した文書（①）の種類については、Eの目録が語るとおりであり、上述のものを除けば、亮左衛門が最終的に手元に何を残したのかも直接知りうるすべはない。なお、前任者たちと異なった引き渡し方をしたものに川口印鑑帖がある。これは六郎兵衛も作左衛門も後任者に引き渡さなかったものであるが、亮左衛門は文政13年（1830）から嘉永2年（1849）までの自己在役中のものをすべて有田氏に引き渡していることがEの目録から知りうる。

3 平賀家文書に見える上西条組割庄屋文書引継

平賀家は賀茂郡上保田村に古くから居住し，江戸時代の後半には居村や隣村の庄屋職を勤めていた。同家からは礼三郎という人物が出て，幕末から明治初期にかけて上西条組と下西条組の割庄屋職に就いている。ここでは，上西条組の文書の流れを追うことにする。

平賀礼三郎に至るまでの上西条組割庄屋の就任状況は表5のようになっている。

表5 上西条組歴代割庄屋

安永3年正月頃	貞右衛門	嘉永3年12月 文久元年11月	兵之助
寛政元年12月 寛政8年7月	佐太郎	文久元年12月 文久2年6月	有田健左衛門 (当分引受)
文化12年12月 文政2年1月	佐助 (のち保右衛門)	文久2年6月 慶応元年10月	小源次
文政2年9月 天保6年1月	弥平太(のち六郎右 衛門, 有田氏)	慶応元年10月 慶応2年3月	有田健左衛門 (当分引受)
天保6年11月 天保8年9月	亮平(のち亮左衛門, 竹内氏)	慶応2年3月 明治2年6月	平賀礼三郎 (はじめ当分引受)
天保8年9月 嘉永3年12月	直之助(のち直左衛 門・健左衛門, 有田氏)		

ここで取り上げるのは，礼三郎が慶応2年(1866)3月に上西条組割庄屋に任じられた際の文書引継である。これについては，平賀家文書に次の2点の

引継目録が残されており，その詳細を知ることができる⁹⁾。

F 慶応2年5月より 諸書類請取覚

G 慶応4年閏4月 〔上西条組諸帳面引渡目録綴〕

引継目録が二つあるのは，礼三郎の割庄屋就任の事情と関係があるらしい。慶応2年(1866)に上西条組の担当を命じられたとき，彼の立場は「当分引受」という一時的なものであった。Fの目録は，彼が当分引受になった際に引き継いだ文書の目録を自分で書き上げたものがある。表紙に「慶応貳年五月より」とあるように，礼三郎は任じられてから2か月して文書の引継を開始しており，このFにはいつ誰からどの文書を何点受け取ったのかが記録されている。これによれば，引継文書の分量は比較的少なく，筆数にして23筆である（F自体も表紙を入れて3丁しかない）。礼三郎が文書を受け取った相手は，若干を除けばすべて前任者の有田氏である。

礼三郎は，その後，慶応3年(1867)末頃には本引受となつたらしい。Gの目録は，彼の前々任者であった小源次(故人)の息子久保田太郎右衛門から礼三郎に宛てられた文書の引渡目録である。これはいくつかの目録を1綴りにしたもので，Fとは比べものにならないほど多量の文書がそこには書き上げられている。また，この目録には，文書ごとに「いー」「ろー」などと朱筆で整理記号が書き込まれており，引渡に際して大掛かりな整理照合作業があったことを窺わせる（この点，前節で触れたEの目録と似ている）。

3-1 兵之助から後任者への引継

さて，上記のように，Gの目録はいくつか書き分けられているが，太郎右衛門がこのようにしたのは，小源次にとって，割庄屋文書としての「存在の事情」が異なっていたからである。それを太郎右衛門の書き分けに従って大別すれば以下の三つになる。

Ga 小源次が前々任者兵之助から引き継いだもの（上西条組諸帳面書物等引渡目録）

Gb 小源次が前任者有田氏から引き継いだもの（上西条組諸帳面類有田氏より預置候分渡し目録）

9) Fは平賀家文書の198803/213，Gは同家文書の198803/214。

Gc 小源次が在役中に作成収受したもの(上西條組諸帳面其外書類割庄屋
小源次在役中之分引渡目録)

単純に前任者からだけの引継になっていないのは、前任の有田氏が当分引受で在役期間も半年と短かったことと関係があるろう。ただ、Gbの中には有田氏が兵之助から引き継いだものもあり、これを兵之助の側から見れば、有田氏へ引き渡したものと手元に残したもの(しかし小源次には引き渡したもの)があったことになる。この区別は、GaとGbを比較することで明らかになる。

GaとGbとでは前者の方がはるかに数が多く、兵之助は有田氏に対してごく一部の文書しか引き渡さなかったことが知られる。そのごく一部とは(つまり、Gbの中に見える兵之助の在役期間中の文書とは)、表6のようなものである。

表6 兵之助在役中の文書で有田氏に引き渡されたもの

表題	年代	数量
書付扣・同扣	安政7年・文久元年	2冊
暮勘定下札帖	安政6年	1冊
右同断下札帖入	万延元年	1袋
諸産物増欠約帖	万延元年・文久元年	1冊
他国出帰書類控	万延元年	1冊
木綿稼出寄付村々約扣帳	安政3年	1冊
上西条組村々高付帳	文久元年	1冊
有麦目録辻寄横貫共扣	文久元年	1冊
有麦村別目録類紙	文久元年	12通
社倉穀算用帖面類	文久元年	1括
凶作二付難渋者へ施行筋相約候書類	万延元年	1袋
米満村百姓十平友三郎喧嘩一件内済書類入	文久元年	1袋
十文字出生りよ御直訴一件内済書類	文久元年11月	2冊
米満村丈右衛門始頼母子正力村作平・米満村万助越訴一件内済書類入	安政6年	1袋
右一件内済書類五通入	文久元年11月	1袋
夏麦御勘定帳面	文久元年6月	1袋

年貢関係・産物改帳・社倉算用帳・有麦目録・他国出帰書類・高付帳などの文書が、兵之助在役期間のうちで最新のものだけ引き渡されている。また、いくつかの差纏関係文書も同じく引き渡されており、前節までに見た竹内氏

（六郎兵衛・亮左衛門）の高屋組文書引継と大体似通っているように見える。ただ、竹内氏とは異なっている点もある。たとえば、人馬改帳はここでは引き渡されておらず、年貢関係の文書でも秋勘定帳や年貢勘定帳は引き渡されていない。また、書付扣が最新の2か年分引き渡されていることも、竹内氏とは異なる。しかしながら、兵之助から有田氏への引継に関して言えば、大体において、後任者（有田氏）が当分引受として上西条組を担当する上でとりあえず必要なものだけが引き渡されたと解釈できる。特に、秋勘定帳や年貢勘定帳が引き渡されていないことと、これらの文書が作成される時期（9月と11月）が有田氏の短い在役期間に含まれていないこと、また6年に1回の人馬改の仕事も、当然、有田氏には巡ってこなかったことを考え合わせるならば、兵之助から有田氏への文書引渡は、求めに応じてそのつど必要な文書を渡すのみであったと推察しうる。

一方、Gaを見ると、かなり古いものまでが書き上げられており、その点数も多く、筆数にして300筆近くに及ぶ。これは、その分量から考えて、兵之助が所持していた割庄屋文書の大部分を小源次に引き渡したと考えるほかない。この中には、最新のものが有田氏に引き渡された文書（暮勘定帳・産物改帳など）も、その古い時期の分がまとめて書き上げられており、兵之助から小源次への引継では、一部を手元に残すことなく丸ごとの引渡が行なわれたようである。たとえば、暮勘定帳は文政元年（1818）から安政5年（1858）までの41冊、夏勘定帳は、文政2年（1819）から万延元年（1860）までの42冊、年貢勘定帳は文政元年から万延元年までの43冊が掲げられている。

さて、兵之助が有田氏にも小源次にも引き渡さず手元に残した文書ももちろんあったようである。一つは、有田氏に渡した安政7年（1860）・文久元年（1861）以外の書付扣帖である。Gaには郡組書付扣として文化15年（1818）と文政2年（1819）という古いものが掲げられているだけで、兵之助が作成した安政6年（1859）以前のものは見えない。また、前節でも度々触れた下達文書の写（御紙面写帳）も、おそらく兵之助は作成していたであろうが、GaにもGbにも見えない。これら以外にも兵之助の手元に残された文書はあったかもしれないが、それを直接知りうる方法は今のところない。

ところで、Gaの目録からは、兵之助に至るまでの歴代割庄屋の文書引継がどのように行われたのかをある程度窺うことができる。先述したように、文化10年（1813）に賀茂郡の各組割庄屋は郡役所の命で文書目録を調進してい

る。このときの上西条組の目録も竹内家文書中に写が残されており，これによれば年貢関係の文書は，大体11～12冊が所持されていた。年代で言えば享和末年から文化にかけてである。ところがこれらの文書は兵之助の所持するところではなく，彼は上記のとおり文政初年以降のものをほぼ完璧に所持していた。つまり，文政2年(1819)9月に割庄屋になった六郎右衛門は，前任者からは最新の1年分を引き継ぐのみであったこと，しかしその後，兵之助に至るまでの割庄屋は一部を手元に残すことなく，すべてを後任に引き渡したことが知られるのである。

また，書付扣帖については，上記のとおり，兵之助が所持する古いものは文化15年(1818)と翌文政2年(1819)の2か年分のみであった。この両年は，保右衛門が割庄屋に在職した期間の最後の2年にあたっている。これが偶然の結果でなければ，保右衛門・六郎右衛門(有田氏)・亮左衛門(竹内氏)・健左衛門(有田氏)・兵之助という歴代割庄屋のうち，保右衛門と兵之助だけが最新の書付扣帖2年分を後任者に引き渡し，それ以外の者は1冊も引き渡さなかったことになる。この違いは，引き渡さなかった者が長期にわたって割庄屋を勤める有力者(竹内と有田)であったことと関係があるかもしれない(亮左衛門も健左衛門も，嘉永頃にはただの割庄屋ではなく年寄同格であった)。

3-2 小源次から後任者への引継

小源次も後任者への引継については兵之助と事情を同じくしている。後任の有田健左衛門は当分引受として半年勤めただけで，すぐに次(礼三郎)へと交替している。このため，兵之助と同じく，小源次の所持していた文書も，その死後，後任者(有田氏)へ渡したものと，その次の礼三郎へ渡したものがあつた。これを礼三郎の側から見れば，前任者の有田氏から引き継いだものと，前々任者(小源次)の家から引き継いだものの二つがあつたことになる。前者の記録がF，後者の記録がGである。

先述のとおり，Gの作成にあたっては，大掛かりな整理照合作業が行われたようであり，そこに書き上げられた(つまり小源次の家から礼三郎に引き渡された)文書の分量も筆数にして400筆あまりに及んでいる。おそらくこれは，有田氏へ若干の文書を引き渡したあと，小源次の家に残されていた割庄屋文書のほぼすべてであつたであろう。

小源次の息子がどの文書を有田氏に引き渡したのかは，礼三郎が書いたF

の目録，および，Gの目録のところどころに見える「有田氏へ渡した」旨の注記によって知ることができる。それらによると，文書によって，一部（最新のものだけ）が有田氏に渡される場合と，小源次在役中のものすべてが引き渡される場合があったことが分かる。Fに書かれた文書のうち，小源次在役中のものを含むのは表7のとおりである（不分明なものは除いた）。

表7 諸書類請取覚（慶応2年5月より）に見える小源次在役中の文書

表題	年代	点数	受け取った相手先
有麦目録組辻寄	慶応元年	1冊	有田氏より
御免割帖組辻寄	文久2年	1冊	有田氏より
右同断増減約	文久3年	1冊	有田氏より
夏御勘定帖	慶応元年6月	1袋	吉行村毎之助より
暮御勘定帖	元治元年3月	1袋	有田氏より
御年貢御勘定辻寄帖	元治元年11月	1袋	有田氏より
他国出帰組辻寄扣	文久2年・3年・元治元年・慶応元年	4冊	有田氏より
諸産物増減約帖扣	文久2年・3年・元治元年・慶応元年	4冊	有田氏より
御免割組辻寄帖	文久3年	1冊	有田氏より
右同断	元治元年分	1冊	有田氏より
組合諸書付扣	文久4年	1冊	有田氏より

夏勘定帳・暮勘定帳・年貢勘定帳・有麦目録は，おおむね最後の年のものだけが渡され，一方，免割組辻寄帳・他国出帰書付・産物改帳は，小源次在役中のものすべてが有田氏に引き渡されている（なお，他国出帰と産物改の慶応元年（1865）分は有田氏在役中のものである）。これは，Gの記述によっても裏付けられる。小源次在役中の文書を書き上げた目録（前述のGcにあたる）には，暮・夏・年貢の各勘定帳を掲げた箇所に，最新の1冊を有田氏に渡した残りであるとそれぞれ注記がなされている。また，免割組辻寄帳・他国出帰書付・産物改帳についてはそもそも記述が見えず，Fの目録（表7）が語るところと一致している。一方，組合諸書付扣は，Gによれば文久3年（1863）・4年（1864）・元治元年（1864）の3冊の「郡組書付写帳」が礼三郎へ渡されたことになっているが，Fによれば文久4年分の組合諸書付扣1冊が有田氏に預けられたことになっている。また，有麦目録についても，Gでは文久3年から慶応元年（1865）までを1括として書いている。これら，FとGのくい違いが何に由来するのかが明らかでないが，小源次家から有田氏への引継につ

いて、Fの記述は信用してよいと考える。

さて、小源次家が所持した割庄屋文書は、上述のとおり、有田氏を經由した若干を除いた外は大部分が直接礼三郎へ引き渡されたのであるが、この中で特に注意したいのは、文久3年(1863)から元治2年(1865)までの「御触御紙面写帳」(下達文書の写)が4冊含まれていることである。実際、このうち3冊までが平賀家文書として伝存している。ここまでに検討した例では、この種の文書(御用留)を後任に引き渡した割庄屋はおらず、礼三郎への引継の大きな特徴となっている。何故この時だけこうなったのかは明らかでない。ただ、文化および天保期以降、村役人の文書管理と引継を適切にすべく規制が強化されてきていたこと、および、小源次の死後、その息子太郎右衛門が割庄屋になっていないこと(ただし、割庄屋格ではある)が、これと関係あるのかもしれない。

4 結語

以上、煩雑な記述に終始したが、如上の所見をもとに割庄屋文書の引継を整理すれば、次のようになる。

- 毎年作成する文書のうち最新のもののみを引き渡す、あるいは、差縫(訴訟)関係文書などでは、案件ごとに引き渡したり引き渡さなかったりする、という引継方法が見られる。このような場合、後任者はその業務に必要なが生じた時にだけ、その分の関係文書の引渡を前任者に依頼するという形で引継が行なわれていたものと考えうる(従って、過去の分を参照しなくても業務に差し支えないような文書は引き渡されない)。おそらく、村役人の文書管理と引継を適切にすべく藩権力が規制を加えるまでは、このようなやり方が普通であったと考える。
- ほとんど引き継がれない文書としては、御用留の類がある。これは、(少なくとも竹内家文書の場合)、その作成のされ方からして、引き継がれるべき「組の文書」という実態は希薄である。
- 幕末にかけて、藩からの規制強化が図られると、引継の前に文書整理と照合作業が行なわれるようになり、整理された多量の文書が引き継がれるようになる。

- しかし，やはり御用留の類は引き継がれることがめったになく，本稿の検討しえた範囲では，慶応年間の上西条組で，死亡した小源次の家から小源次在役中の分が平賀礼三郎に引き渡されたのが唯一の例である。これは，あるいは，小源次の死後，その息子が父を継いで割庄屋にならなかったことと関係があるかもしれない。

これらの事実をもとに一般的な論を展開することは，今のところ本稿の任ではないが，広島藩領賀茂郡における割庄屋文書の引継について，実態の複雑さを提示できたとするならば，それで本稿の目的の大半は達成されたことになる。

（ながさわ ひろし 主任研究員）

地方名望家文書の構造

広島県佐伯郡玖島村八田家文書の事例

西向 宏介

【要旨】 記録史料群の構造分析については、これまで文書群全体(フォンド・レベル)を対象に研究した成果は意外にも少ない。本稿では、広島県佐伯郡玖島村の大山林地主であった八田家の文書を事例に、文書群全体の構造を分析し、その結果をもとに、「地方名望家文書」の構造について考察した。

はじめに

日本の記録史料群に関する階層構造の分析は、近世の諸家文書を中心にこれまで進められてきた¹⁾。最近では、近現代の公文書についてもまとまった成果が出され、また、武家文書や寺社文書・企業文書についても考察が深められつつある²⁾。それらの成果は、国文学研究資料館史料館の目録に代表されるように、目録解題の記述方法に反映されつつある。今後、目録記述方法の国際標準化の流れに対応していく上でも、このような記録史料群の構造分析は深められる必要があると言えよう³⁾。

ところで、記録史料群の構造に関するこれまでの研究成果を見た時、今なおその蓄積が少ないことに気付かされる。この点は、比較的研究が進んでいると思われる諸家文書の場合にも言えることで、ある家の文書群全体(フォンド・レベル)を対象として考察したものは意外にも少ない。そもそも、古文書学などでも多く用いられてきた「村方(在方)文書」や「町方文書」あるいは「庄屋・大庄屋文書」「商家(商業)文書」などといった概念は、近世以来の旧家が所蔵する文書群においては、その一部分を指し示す概念に過ぎず、伝来する文書群全体の中でそれら個々の文書群(サブ・フォンド・レベル)の残り方や相互の関係などについて、もっと考察が進められてもよい。

本稿は、このような現状認識に立って、広島県佐伯郡玖島村八田家文書を

事例に、史料群の全体構造を明らかにしようとするものである。八田家は、明治期において広島県随一の大山林地主であり、醸造業や銀行経営も行ったほか、当主が衆議院議員・貴族院議員を勤めるなど、地方名望家としての歩みを遂げた家である。いわゆる地方名望家と称すべき家は全国に多数存在するが、それらの多くは、家業として地主経営や商業活動を営む一方、庄屋・大庄屋・戸長などの役職を勤め、地域の様々な活動に関わりながら、やがて国政にも進出するという、ある一定の共通性を認めることができる。そのことは必然的に、家に伝来する史料群の構造にも、一定の共通した特徴が存在することを想定させる。本稿では、八田家文書の構造分析を行いながら、そこから見出せる地方名望家文書としての特徴を提示し、記録史料群の構造分析の進展に寄与したいと思う。

1 地方名望家としての活動と諸経営の概観

はじめに、史料群の構造を考察するにあたって、まずその前提として、ここで述べる「地方名望家」概念について説明し、地方名望家としての八田家の活動と諸経営の歴史を概観しておきたい。

地方名望家とは、明治21(1888)年4月に「市制町村制」が公布された際に、地方行政の担い手となるべき存在として政府から期待された者達を指す。即ち、この法律公布時には「市制町村制理由」⁴⁾という理由書が付けられており、その中で、「今地方ノ制度ヲ改ムルハ即チ政府ノ事務ヲ地方ニ分任シ又人民ヲシテ之ニ参与セシメ(中略)人民ノ本務ヲ尽サシメントスルニ在リ」と述べ、「地方ノ人民」が無給の名誉職として地方行政にあたるのが「其地方人民ノ義務」であるとしている。しかし全ての「人民」にこの義務を負わせることは現実に不可能であるため、「多ク地方ノ名望アル者ヲ挙ケテ此任ニ当ラシメ」ること、つまり、「地方ノ人民」の代表として地方行政を担わせることが必要であると説いている。このように、地方名望家とは、地方行政を担うことを期待された地域の有力者で、様々な経済的基盤をもとに政治活動や地元での公益にかなう活動・事業を行った人々を言う。

地方名望家は一般に、地主経営や商家経営によって確固たる経済的基盤を有することを前提としている。日本経済史の分野では、近代の資産家・企業

家研究が盛んであるが，これらの資産家・企業家あるいは地主として取り上げられてきた家の多くも，実際には地方名望家としての側面を有している。従って，ここでは「地方名望家」概念を，資産家・企業家としての側面を含んだものとして用いることにする。

次に，広島県佐伯郡玖島村八田家の活動と諸経営の歴史について述べることにする。

八田家は近世以来の山林地主であり，代々同郡玖島村の庄屋や佐伯郡の割庄屋を勤め，明治以降も戸長・副戸長・大区用所附・大区小区用係などを勤めた。屋号は「東屋」と称する。近世には「小田」姓を名乗っていたが，明治4年(1871)10月の戸籍法改定の際に「八田」に改姓した⁵⁾。

八田家草創期の当主は和三郎で，同家の「家憲中第一ノ事項」とされる森林事業は，和三郎が創始したとされる⁶⁾。その後の当主は，3代にわたって新七を襲名し，この間，山林経営の拡大が図られた。3代目新七(文化10年~明治22年)が天保9年(1838)に家督を相続してからは，各地の山林の買収を積極的に進め，計220町歩の山林を集積した。明治15年(1882)には，農商務省山林局が開催した山林共進会において，森林樹木の栽培方法と沿革を記した調書⁷⁾を出品し，受賞している。

また，山林以外に耕地開発にも乗り出している。とくに廿日市町沿岸部一帯の新開地の開発に関わり，住吉新開の開発を担当したのをはじめ，桜尾新開・美濃里新開・小己斐新開・庚午新開などの開発・所有を進めていった。玖島村には八田家の庭園である勁操園があり，3代目新七の顕彰碑が建てられているが，そこには「原野を闢(ひら)き，江海を填め，農桑を勤む，尤も山林に竭力し，毎年木苗十有余を培植(中略)，学校を開き教育に励み，道路を修め，橋梁を架ける等，凡公益を興し，民利を図る(後略)以上，読み下し文」⁸⁾とあり，耕地開発や山林経営を中心にしつつ，様々な公益的事業も行ったことが記されている。

なお，八田家文書中の天保14年(1843)「貸殖生計分限録」⁹⁾によると，近世期にはすでに醸造業も始めていたことが分かる。酒店は玖島村の八田家本家に隣接した場所と廿日市町に有しており，玖島村の店では醤油醸造業も営んでいた。玖島村の店は「昇松堂」と称し，嘉永5(1852)~6年頃に和泉屋から酒造蔵や諸道具を買い受け，嘉永7年から営業を開始している。また，廿日市町の店は「玉海堂」と称し，安政2年(1855)に廿日市へ移転した「宮

内酒場」の居宅と土蔵を買い受けて翌3年に開業した。

また、明治4年(1871)には、地元有志の協同出資によって廿日市町に自成舎養豚場を開業させ、新七はその副舎長となっている(舎長は三戸謙左衛門)。これは、有志から集めた加入金をもとに養豚を行い、売却利益を挙げるというものであり、新七は加入金の出資に加え、「豚買場所建家」として自らが所有していた旧津和野藩船邸の建物を自成舎に売却し、提供している¹⁰⁾。尤も、この養豚場経営は営業成績が振るわなかったため長くは続かず、明治14年(1881)には解散することとなった¹¹⁾。

ところで、八田家文書の中心的部分を占めているのは、3代目新七の長男である謹二郎とその後継である徳三郎の時代に関するものである。

謹二郎(嘉永6年～昭和3年)は、明治22(1889)年に八田家を相続した。23年11月には、第1回衆議院議員選挙で議員に選出され、2年余り国政に携わったほか、玖島郵便局の局長も勤めている。謹二郎について『佐伯郡誌』¹²⁾では、「慈愼夙に世業を継で力を森林の栽培に竭す」とし、「毎歳杉・檜・松・栗の諸苗を増殖すること数万株」、「未嘗て之を人に委ねず、勉めて栽培を慎重し、巖に濫伐を戒め」、「為に水源を涵養し、灌漑の利を増し、余沢近隣に及ぶ」と記している。政治家としての活動期間が短いことを踏まえると、彼の名望家としての業績は、むしろ家業である山林経営や地元での諸活動にあったと言える。謹二郎の山林経営は、新七の代まで森林の保護・繁殖を重視していた方針を変更し、用材としての直接的利用も一定程度進めようとするものであった。明治36年(1903)の第5回内国勸業博覧会において、謹二郎は「林業之方法書」¹³⁾を出品し、1等を受賞している。

謹二郎の代に用材としての直接的利用が進んだとはいえ、八田家の山林経営の基本は、森林の保護・育成による間接的効用(環境改善、土砂災害等の防災、水質・水源保持など)を重視するものであった。また、苗圃事業や山林の移植・手入事業には全て地元村民を雇用し、人夫は一定の事業が完結するまで長期雇用するのが基本であった。また、森林保護には山番人を置いて山林を巡視させていたが、山番人は特別の事情がない限り更迭することなく父子相続させたという。なお、薪炭林については20～30年を目途に伐採していたが、薪炭材は地元村民に限り売却する慣例となっており、耕地収入のみでは到底生計を維持できない村民が農閑期に薪炭を生産・販売して、生計の糧とするために供給された¹⁴⁾。つまり、八田家においては、山林経営そのものが

名望家的性格を帯びており，単なる営利的活動として位置付けられていないことが分かる。

地元での活動としては，厳島神社の社殿・堂塔などを修築し保存するための保存金募集運動や，山陽鉄道用地提供のほか，学校・役場等の建築費や道路・港湾の修築費など，様々な寄付活動も積極的に行った。また，営業面では，廿日市町の海辺部に所有する新開地や耕宅地・山林地経営などを行うため，八田支店を設けて海辺部で独自の経営を展開させていった。八田支店が設置されたのは，厳密には新七の代であったが，本格的な経営が展開し始めたのは謹二郎の代であった。また，明治30年(1897)6月には，自ら発起して佐伯貯蓄銀行(33年9月に八田貯蓄銀行と改称)を設立し，初代頭取となっており，他に広島銀行監査役や広島県農工銀行の重役などにも就任している。

謹二郎の後を継いだ徳三郎(明治4年～昭和10年)は，山口県の富豪安部家の分家堀家の生まれであり，養子として迎え入れられ，明治37年(1904)7月17日に八田家を相続した。徳三郎は八田家を相続すると，山林の買収を加速させ，42年末の時点で，八田家の所有山林は台帳面積2387町5反9畝歩(見込面積1万5000町歩)に達し，「広島県の山林王」とまで称された¹⁵⁾。また，山林経営の内容も変更し，苗木の植栽方法を1町歩当たり平均8000～9000本の密植から2000～3000本の疎植に改め，また，宮島細工の原料となる広葉樹を一定程度確保するため，櫟・栗・樺・厚朴・桜などの樹種も保護培養しようとしている¹⁶⁾。

山林経営以外での徳三郎の事績を見ると，謹二郎のあとを受けて八田貯蓄銀行の取締役頭取となったほか，広島電燈会社取締役を勤め，また，広島銀行・崇徳銀行・福岡県木屋瀬採炭株式会社・水戸常盤鋳業株式会社・呉土地株式会社・厳島登山鉄道会社・関門運輸株式会社・朝鮮ダローワイト株式会社等の取締役あるいは社長を勤めた。また，明治38年(1905)には広島市中島本町に洋雑貨店として合資会社八田商店を開店させている。公職としては，明治44年(1911)6月に貴族院多額納税者議員互選に当選して貴族院議員となり，大正5年(1916)4月まで勤めた。他に，広島税務署所得税調査委員・広島税務監督局管内所得税審査委員・玖島郵便局長などを勤め，また，広島崇徳教社理事・西本願寺大勧進(議員格)・広島県山林会理事・大日本山林会評議員なども勤めている¹⁷⁾。

徳三郎の場合，総じて謹二郎よりも実業家としての性格が濃厚であり，鋳

山事業にも関心を示し、事業の手を広げていった。しかし、このことが結果的に同家の経営危機につながったと思われ、大正2年(1913)12月8日に八田貯蓄銀行の横川支店と祇園支店で取付騒ぎが起き、9日に同行は休業する事態となった。この八田貯蓄銀行の動きは当時の広島金融界全体に恐慌をもたらすほどの影響を与え、日銀が主要銀行に対して救済に乗り出す事態となった¹⁸⁾。八田貯蓄銀行は、営業再開後に徳三郎が頭取を辞任し、謹二郎が再び頭取となって整理に乗り出すことになるが、その過程で八田家が所有していた山林・田畑の大半を売却して失うこととなった。

山林地主としての地位を失った八田家は、その後本家に隣接する醸造店昇松堂を玖島酒造合資会社として新たに開業させ、醸造業経営と同社による小作地経営などを中心に家業を再開したと考えられる。

2 文書群全体の構造

以上のような地方名望家としての歴史を踏まえ、次に、八田家文書の構造について見ていくことにする。

はじめに、広島県立文書館への受入履歴についておさえておくと、八田家文書は、昭和43年(1968)に広島県史編さん事業の一環として行われた史料所在調査の際に、調査・目録採りが行われたことがある。同家の文書は『広島県史』でも利用され、一部は資料編にも掲載されている。そして、県史編さん事業の終了後、文書館が開館した昭和63年(1988)9月20日に最初の寄託受入がなされた。その後、平成元年(1989)7月12日に2回目の受入がなされ、また広島銀行へ一時貸与されていた文書29点が3年12月4日に追加寄託された。現在は文書館での整理が終わり、閲覧利用に供している。文書の総点数は13943点であるが、一部当館が受入を行っていない文書もあり、実際の総点数は1万4000点以上になるとと思われる。

次に、八田家文書の文書群全体の構造を見てみよう。図1は、八田家文書を生成する基になった家内部と経営組織(店)の動向を示したものである。家内部に関する文書は、基本的に、当主が担った公的職務に関する文書と家族の私的な文書、及び家の経営に関する文書に分けることができる。

公的職務については、文政3年(1820)5月1日付で2代目新七が玖島村庄

屋に任命されたのが、判明する最古の例であり、それ以前については不明である。玖島村庄屋と佐伯郡割庄屋は八田家当主がほぼ代々引継いできたと考えられるが、玖島村庄屋については、嘉永2年(1849)に退任している。また他にも、河津原村庄屋(弘化2年)・葛原村当分庄屋(弘化4年)・友田村当分庄屋(嘉永3年)・小島新開庄屋後見(嘉永3年)・宮内村庄屋後見(安政元年～4年)・白砂村当分庄屋(安政3年)・多田村当分庄屋後見(万延元年)・永原村当分庄屋(文久2年)・割庄屋頭取郡中臨時用掛(明治元年)というように、他の村々でも役職を勤めている。

家の経営に関しては、昇松堂や玉海堂などの各店の経営を統轄する「部」の文書と、八田家本体の経営に関する文書に分けて考えることができる。後者については、所得金高届や家全体の金銭出入に関する文書などが当てはまる。

また、八田家が経営した各店については、図示したもの以外にも、当主が発起人や株主・役員となった企業・団体等が多数あり、このうち役職については前章で触れた通りである。本来はそれらについても図示する必要があるが、本稿では十分な考察を行う余裕がなく、また期間も明確にできないため割愛している。

なお、家内部に関する文書のうち、公的職務・経営関係を除いた私的文書については、本稿の考察対象からは除外している。

3 各組織文書の構造と残存状況

3-1 「家」関係

次に、八田家文書の中の各組織文書について、文書群の構造と残存状況を考察する。

「家」関係文書については、家の私的文書を除き、公的職務に関する文書と経営・資産関係文書に分けられるが、公的職務に関する文書については、当主が担った公職による分類と共に、当主自身の活動内容によっても分類することが必要と考える。

a 公的職務に関する文書

まず、公的職務に関するものとしては、近世の庄屋・割庄屋関係文書があり、近代の文書としては、謹二郎の衆議院議員関係文書と徳三郎の貴族院議員関係文書、及び地元での名望家的活動に関する文書がある。

庄屋・割庄屋関係文書については、本来なら免割帳や年貢取立帳・年貢皆済目録といった年貢徴収に関する文書が伝来するところであるが、同家文書にはこれらの近世文書は殆ど残っていない。庄屋・割庄屋関係に関わらず、近世文書で残っているものとしては、さきに触れた「貸殖生計分限録」のような家の資産動向を記した帳簿が一部ある他は、大半が永代売渡証や借用証文といった証書類と融通講などの通帳で占められている。この理由としては、明治4年(1871)の廃藩置県に端を発して起きた武一騒動による被害が考えられる。武一騒動は当初、前藩主浅野長訓の東京移住を引き留めようと歎願するものであったが(歎願書の起草者は山県郡有田村武一と言われ、一連の騒動を「武一騒動」と称する)、やがて県内各地の庄屋・割庄屋宅への打ちこわしに変化していった。この時、八田家も打ちこわしの被害を受けている。同家の被害状況を記した明治4年10月11日付の報告書¹⁹⁾によれば、「此度近村之者共私居宅・土蔵等相毀候二付而は、(中略)諸帖面・御役用書類其外着類・夜具・家財等不残毀傷又は焼候二付(後略)」とあり、多くの文書が失われたことが窺われる。勿論、騒動による被害だけを要因にすることはできないが、村役人としての主要な帳簿・目録類が残っていないことを踏まえると、騒動による被害を第一因とすることができよう。尤も現存する近世文書は、証書類だけでも約2000点余(総点数の17.8%)あり、騒動の被害がなければ、文書群の量的規模は現状よりもさらに多かったと思われる。

また、近代文書の中核部分を占める衆議院・貴族院議員関係文書について見ると、その多くは、議員当選時に各方面から受け取った当選祝いの書簡と退任時に受け取った慰留の書簡、及び政治関係の書簡類で占められている。他に議会の議事録や各種会合の案内状等が少数ではあるが残っている。国会議員を輩出した場合の家文書の一般的特徴については確言できないが、選挙に関する記録・書簡類が中心的文書の一つであることは指摘できよう。八田家の場合、謹二郎・徳三郎ともに国会議員としての在籍期間が短かったこともあり、議員活動そのものに関わる文書は乏しく、この点、在籍期間が長く、

また顕著な議員活動を行った場合には，より実質的で豊富な文書群を残す可能性があると考えられる。

なお，この議員関係文書については，それらが他の文書群と内容的に独立したものであると考えるよりは，家業や地元利害とも強い関連性を有する文書群として理解する必要があるように思われる。例えば，明治25年(1892)の謹二郎の衆議院議員辞職願に対する慰留の書簡を見てみると，品川弥二郎・西郷従道連名のものがあり，この兩名による電報も残っている。品川と西郷は当時国民協会を結成し，西郷が会頭，品川が副会頭であったが，品川は明治の政治家の中でもとりわけ山林事業に熱意を注ぎ，大日本山林会を設立した人物であった。慰留の書簡には，衆議院議長星亨のものも残っているが，文面は極めて形式的であるのに対し，品川・西郷連名のものでは，末尾に追伸があり，一度目の辞職願は慰留されるが二度目は受理される慣行になっているため，再度の辞職願は出さないよう希望する文面が添えられていた。広島県出身の和田彦次郎(農商務次官 貴族院議員)が品川の九州遊説に随行した際には，謹二郎に広島での懇親会開催を打診しており，その書簡も残っている。書簡全体の内容をくまなく検討できていないため，詳細は今後の研究成果を待ちたいが，謹二郎は，短い在任期間のうちに，山林事業を通じて品川らと交流を深め，国民協会の人脈につながる動きを見せたことを推測させるのである²⁰⁾。

「家」関係文書のうち公的職務に関するものとしては，他に当主自身の活動，つまり地元での名望家的活動に関するものがある。その中でとくに注目されるのは，多数の寄付金活動と土木建築工事，さらに厳島神社保存金募集運動に関する文書である。

寄付金活動については，100点余の寄付金に関する褒状・感謝状・受領証が残されており，とくに道路改修費，学校・役場・警察署等の建築費，災害救助費，戦争軍資金・家族扶助費として，多額の金銭もしくは資材の寄付を行っている。これらの文書については，実際に八田謹二郎や徳三郎が役職に就いて事業を行っている場合もある。1章で紹介した経歴以外にも，新開地の修繕取締・監督長を勤めており，また，本願寺広島別格別院の修繕工事の際には，謹二郎が勘定方取締(明治35年11月22日)・大修繕寄付勧誘係(39年4月5日)を勤めている。厳島保存金募集運動は，明治28年(1895)2月，厳島神社の社殿・堂塔を保存するため，八田謹二郎が発起人となって保存金募

集願を広島県に出願したものである²¹⁾。当時は日清戦争の終結に向けて広島で臨時帝国議会が開かれ、伊藤博文首相らが広島に滞在していた時期にあたり、保存金募集運動も、県内だけでなく、元衆議院議員としての謹二郎の人脈に依拠して国政レベルへの働きかけもなされた²²⁾。保存金運動関係の文書としては、県への請願書類を中心に約20点残るが、当時の佐伯郡長下田収蔵とやりとりした書簡が多く、そこでは、伊藤首相の広島滞在期間中に保存金募集の働きかけを行うための相談がなされていたことが分かる²³⁾。こうした内容を見ると、保存金募集運動に関する文書も、実質的には謹二郎の議員活動の延長線上に位置付けることも可能である。

b 経営・資産関係文書

次に「家」文書の中に含まれる経営関係文書について見ることにする。経営・資産関係文書については、前章で述べたように、各店の経営を統轄する「部」の文書と、八田家本体の経営・資産に関する文書に分けて考えることができる。

各「部」の文書はさきの図1に示したように分けることができる。それぞれがどの程度明確に分かれていたかは不明であるが、八田家文書の中に残存する商用書簡の宛先に「八田山林部」などと書かれたものがあり、また、帳簿類などの作成者名からも、こうした「部」の存在が窺われる。ただし、これら「部」の文書のうち、明確に各部が作成したことが分かるものは多くない。山林部は「山林部調査書」1冊と「製材方書類」1冊、地所部は「三和村峠小作米取約帳」1冊、海辺地所部は美濃里・住吉新開などの「諸入費取約帳」3冊、廿日市酒造部は「酒造勘定帳」2冊と「掛書抜帳」・「草稿帳」各1冊がある程度で²⁴⁾、銀行部はその存在自体は窺われるものの、部自体が作成した文書は見当たらない。ただし、八田家文書の中の田畑・宅地・山林関係の台帳・野取帳・その他調書類については、基本的に山林部・地所部の中に含まれるべきものと考えられ、これらの諸帳簿類については図2のような階層構造を示すことができる。なお、醸造部については、「懸金録」1冊があるほか、酒造部・醤油部の名で「酒造(醤油)勘定書」10冊・「清酒(醤油)売上・蔵出・欠減日記帳」5冊をはじめ、諸帳簿が比較的多く残っているが²⁵⁾、醸造部の管轄下にある玖島村の醸造店昇松堂で作成した諸帳簿と内容的に区別がつきにくく、同じ帳簿でも、年によって作成者名が「八田酒造部」・

「昇松堂」あるいは「八田酒場」と記されている場合があり，これらは同一のものを指している可能性もある。このことは，昇松堂が八田家本体と隣接していることに関係があると思われる。

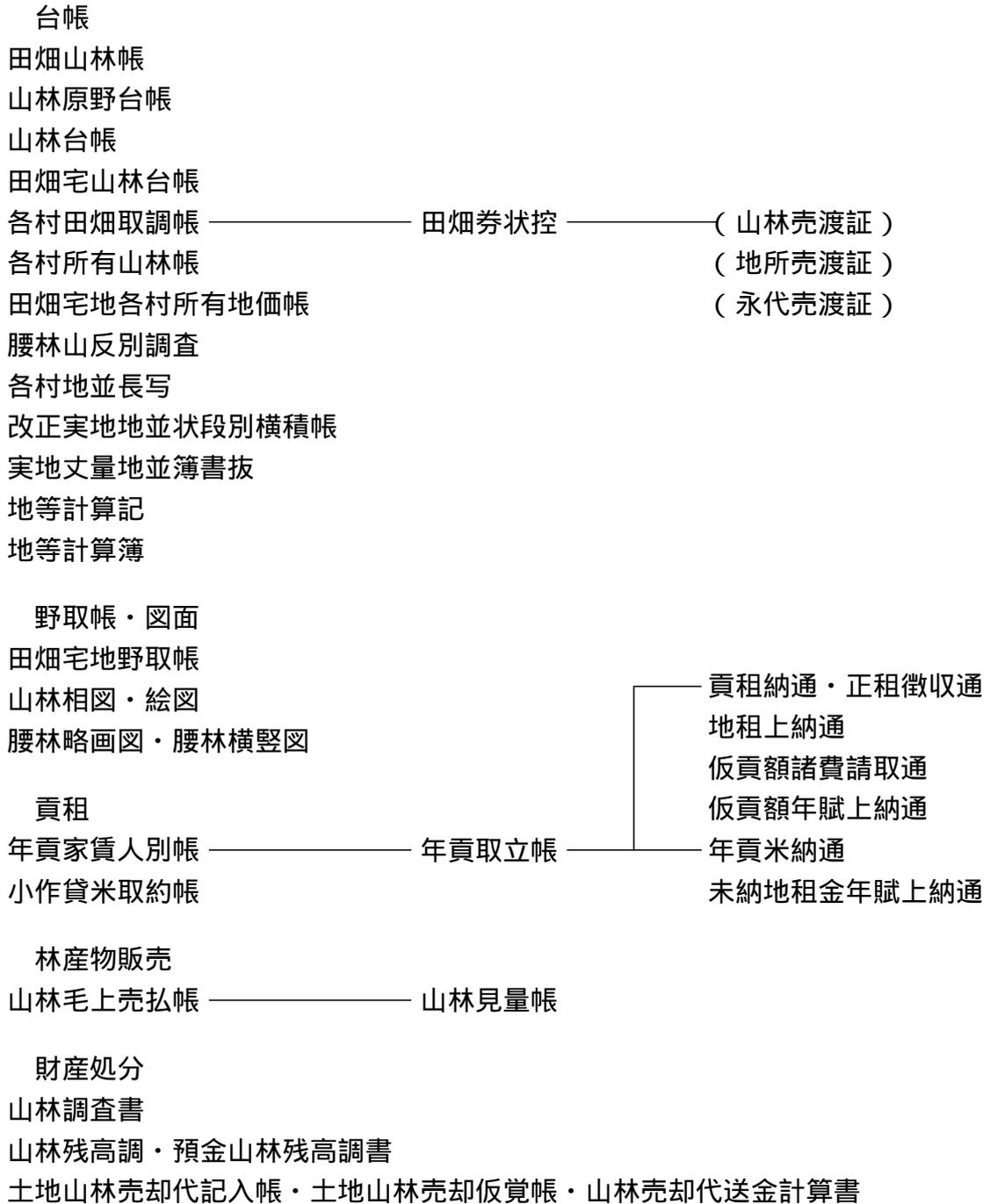


図 2 八田家山林部・地所部の帳簿組織

次に，八田家本体の経営・資産に関する文書について見ると，金銭出入に関する文書と所得関係文書に分けることができる。金銭出入に関する文書は，領収証・請求書類を除いて基本的には，次の図3に示した帳簿組織を軸にしている。日付順に費目・受金・払金を記帳していく「金(銭)受払帳」と，それを費目別にまとめ直した「収入金仕訳帳」(あるいは「雑収入」と「経費仕訳帳」(あるいは「書抜」)，さらにこの両帳をもとに1年度分の収支を総計した「収入金総寄・経費総寄」(あるいは「会計」といった諸帳簿が作成された。また，これとは別に貸付金についてまとめた台帳である「大宝録」があり，八田家が有する債権をこれによって把握していたと思われる²⁶⁾。この「大宝録」は明治30年(1897)付と41年付の2冊があり，数年から10年前後の貸付金をこの帳簿で把握していた。30年付のものによれば，「此帖八貳拾三年貸金書出帖ノ分紙書満手候二付，此帖へ書出ス」とあり，現存はしないが明治23年(1890)にも作成されていたことが分かる。

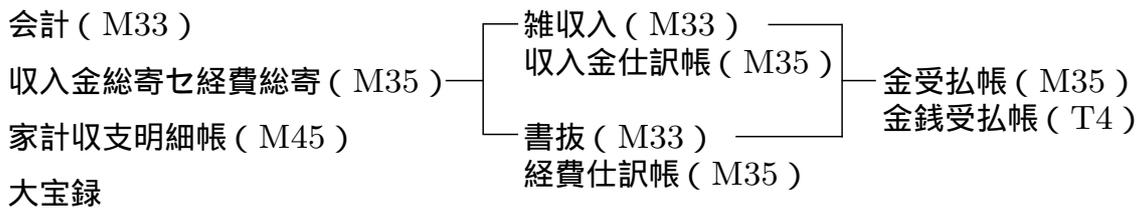


図3 八田家(本家)の金銭出入帳簿組織

また，資産関係文書としては，「所得金高届」などの申告書もその一つとして位置付けることができる。八田家所文書には明治24年(1891)から大正3年(1914)頃までほぼ連年のものが残っているが，これらは，八田家の所得内容を示すだけでなく，家内部の文書群構造を把握する上でも参考になるとと思われる。いま仮に明治24年4月の「所得金高届」をもとに所得構成を示すと表1の通りである。地所・山林・貸家所得(本家・八田支店)に加えて，衆議院議員や金穀貸付，さらに酒造営業所得(玖島村昇松堂・廿日市町玉海堂)・醤油営業所得(昇松堂)に関するものが，ほぼ八田家の「家」文書の構成要素になっていると考えれば，この「所得金高届」の費目自体が，「家」文書の内部構造(サブ・サブ・ファンド)に近似していると見ることができ，文書群構造を把握するための一つの有力な資料として考えることができる。

表 1 明治24年の八田家所得構造（単位：円）

地所所得	4,938.50
地租地方税及村税組合村税共	2,410.75
山林部所得	505.00
地租地方税及村税組合村税共	124.50
諸木苗移植賃・苗買入代共	130.00
小以	759.50
貸家所得	70.00
家屋修繕費	19.00
国立銀行株式益金	136.00
公債証書利子金	42.00
衆議院議員歳費	800.00
金穀貸附利子金	485.00
営業税	27.00
酒造営業所得	831.50
造石税及営業税共	2,274.80
製造原質物買入代金	2,966.70
雇入給料及飯料	389.00
器械修繕費	150.00
油及薪代金	215.00
小以	6,827.00
醤油営業所得	168.00
製造原質物買入代金	323.50
造石税及営業税共	96.00
雇入給料及飯料	40.00
薪代金	18.50
小以	646.00
所得高金	7,976.00

注) 明治24年4月「所得金高届」(文書番号 2693)より作成。

3-2 昇松堂・玖島酒造合資会社

さて、以下では、八田家が管轄した各経営組織（店）の文書群構造について見ていくことにする。まず、同家が近世期から経営してきた醸造店から取り上げることにしよう。

玖島村の八田家本体に隣接して営まれた醸造店が昇松堂で、ここでは酒造と醤油醸造の両方が営まれていた。八田家が有した店の中で最も古く、嘉永7年(1854)の創業であり、本家に隣接してただけに、残存する文書量も多く、経営帳簿類だけで約140点が残っている。これらの帳簿組織を示すと図4のようになる。このうち最も基本となる帳簿は「総勘定元帳」であり、商品売上・商品仕入・売掛・給料・人夫賃・職人費・雑費・運賃・食料・大束代・税金・家賃・樽代・酒券・未払・損益・雑収入・本家・什器・用材・預り金・現金の各科目ごとに、昇松堂内での酒・醤油醸造・販売に関わる出入金を日付順に記入した総括的な帳簿である。決算書にあたるものとして「酒造勘定帳」・「醤油勘定帳」があるが、これらは「総勘定元帳」²⁷⁾から作成されたと考えられる。ただし、「総勘定元帳」自体は大正期のものしか残っておらず、明治期にも作成されていたのか、あるいはこれに相当する別の帳簿が作成されていたのかは不明である。この元帳の作成について、酒造に関する記載は「清酒原簿」²⁸⁾をもとにしたと考えられるが、「醤油原簿」に相当する帳簿は見つかっていない。また、その下位の階層には販売部門の仕訳帳や売掛帳のほか、本家間取引・製造・賃金・容器管理といった各部門が元帳の各科目に対応した形で作成されていたと考えられる。なお、「日記帳」と称する帳簿が大正2年(1913)以降ほぼ連年作成されているが、昇松堂時代のものと玖島酒造合資会社となった後の大正14年以降のものとは、性格の異なる帳簿になっている²⁹⁾。

各帳簿の内容をもとに描かれた構造は、結果的に業務内容別に分類された形になるが、店の内部に明確な「部」や「課」が見出せない場合には、こうした業務内容別の文書群構造を導き出すのは必然的であると思われる。

玖島酒造合資会社については、その設立場所と決算書の金額的規模から、昇松堂を引き継いで設立されたものと考えられる。ただし、残存する文書群を見ると、大正3(1914)~10年の経営帳簿については、昇松堂名義のものと玖島酒造名義のものが併存しており、両者の終業年・創業年は不明である。尤も、この両名義について、同名・同一年の帳簿が併存することはないため、両者は同じ醸造店を指すと考えられる。

玖島酒造合資会社時代の文書群は550点余残されているが、基本的に昇松堂時代の帳簿組織と同様であったと言える。ただし、昇松堂の場合、酒造税関係の文書が多くは納税に対する受領証類で占められるのに対し、玖島酒造

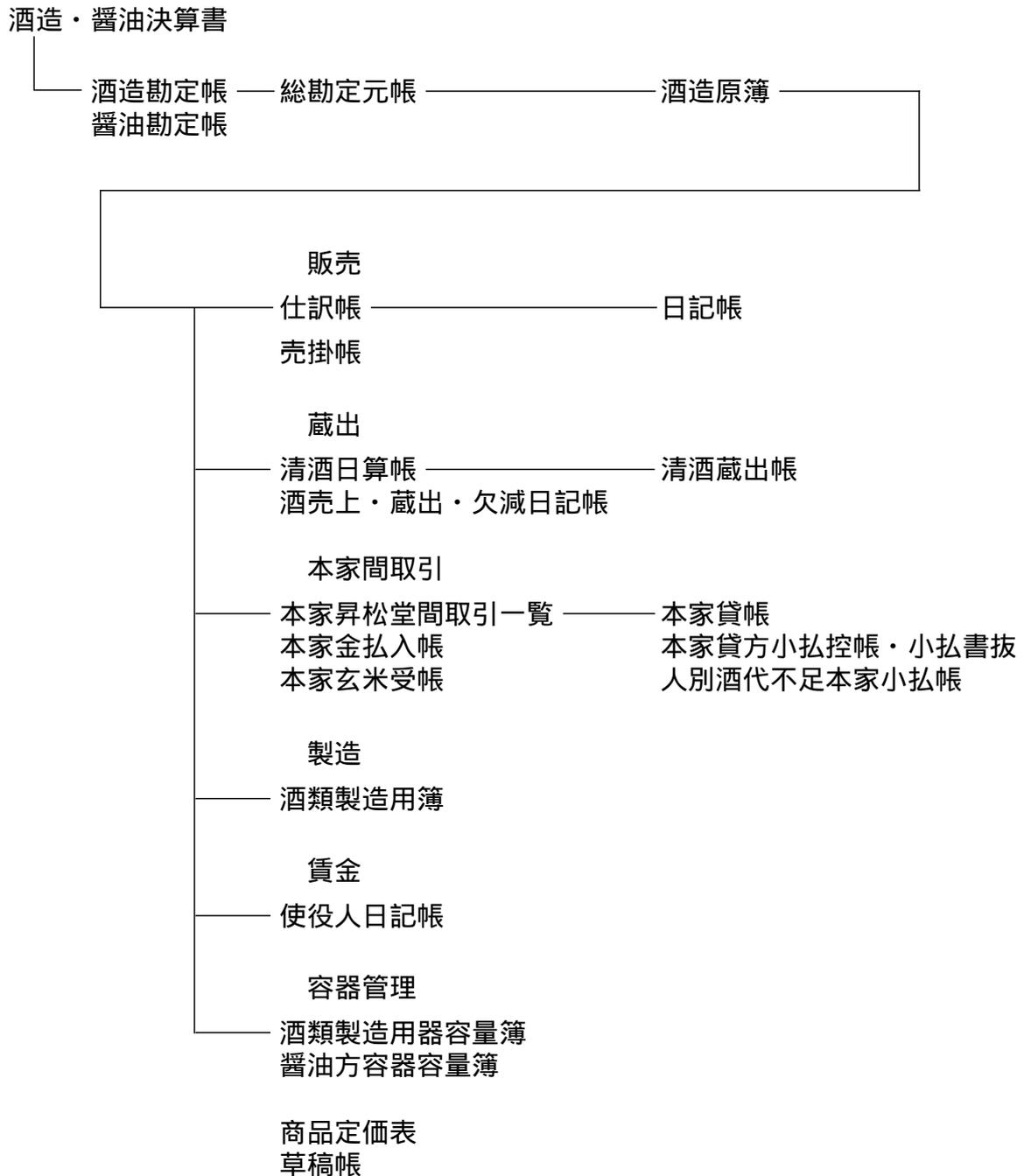


図4 昇松堂の帳簿組織

の時代になると，とくに昭和期の統制経済のもとで関連諸法を統一した酒税法が公布されたことにより，税務署への各種報告書類が増え，それらが一定の比重を占めるようになっている。昭和15年(1940)の酒税法公布時には，広島税務署から「酒造検査二関スル注意事項」³⁰⁾が発せられ，その中で提出すべき申告書類として「酒類移出高申告」・「清酒配給実績報告」・「清酒製造状況表」が挙げられている。また，杜氏が提出すべき帳簿として，「酒類蔵出

帳」、「売上帳」、その他酒造用関係帳簿(「醪経過簿」等)が挙げられており、これらは醸造経営にとっても重要帳簿であったと見ることができる。昭和期には、作成される帳簿の種類も増加しており、この点も税制の影響を推測させるものである。

なお、玖島酒造時代の諸帳簿については、大正11年(1922)に事務担当者が交代した際の「会社事務引継書」が残っており、これによって実際に使用されていた帳簿類が判明する。これを示したのが表2であるが、このうち印を付したものが八田家文書に残存しているものであり、大半の帳簿類が残っていることが分かる。これは、八田家本体とは独立した会社組織でありながらも、本家に隣接していること、さらには、先述した八田貯蓄銀行破綻の際に財産処分をして以降は、玖島酒造の経営が同家の家計にとってまさに基軸となる存在であったことと関係するようと思われる。

表2 玖島酒造合資会社の経営帳簿(大正11年の事務引継帳簿)

買物帳	大正元年10月	1冊
当座日記	大正8年9月	1冊
使役人日記帳	大正10年10月	1冊
大束買入帳	大正11年3月	1冊
酒造出帳	大正11年4月	1冊
酒日算帳	大正10年10月	1冊
酒類受払簿	大正10年度	1冊
金払帖	大正10年度	1冊
酒・売上・倉出・欠減日記帳	大正11年2月	1冊
売掛原簿	大正10年10月	1冊
米出納帖	大正10年10月	1冊
清酒原簿	大正10年10月	1冊
酒類製造願達綴	大正10年	1綴
酒類製造用簿	大正9年度	1冊
酒類製造用簿	大正10年	1冊
受領証並書附綴		1綴
納税金領収証綴	大正10年6月	1綴
売掛代金入金帳	大正10年3月	1冊
売掛原簿	大正9年10月	1冊
売掛原簿	大正10年4月	1冊
日記帳	大正11年6月	1冊
仕訳帳	大正11年6月	1冊
総勘定元帳	大正10年10月	1冊

注1) 大正11年8月「会社事務引継書」(文書番号2793)

注2) の付いたものは八田家文書に残存しているもの。

3-3 玉海堂（酒店）

玉海堂は、昇松堂に次いで古く、安政3年(1856)に廿日市町に創業した酒店である。この玉海堂に関する文書は、昇松堂に比較すると対照的に少ない。明治34年(1901)度の「第三種所得金高届」³¹⁾によれば、昇松堂の営業所得525円43銭6厘(酒造と醤油を含む)に対し、玉海堂の営業所得は599円40銭3厘と、昇松堂より大きいことからすれば、営業期間を考慮したとしても、100点前後の文書量があってもおかしくないが、実際に残存する文書量は書簡類も含めて30点余に過ぎず、経営帳簿は、決算書である「酒造勘定帳」7冊と金銭出入の動向を数年分記帳した「仕入帳」・「万始末帳」3冊が残る程度である³²⁾。これら残存する玉海堂の帳簿組織を示すと、図5のようになる。八田廿日市酒造部が作成した明治34年10月の「酒造勘定帳」³³⁾には、表紙に「本年度ニテ廃業ス、諸器械売却ス」とあり、35年5月をもって廃業したことが分かるが、この時諸器械のみならず、文書についても八田家本体へは引き取られず、大半が廃棄された可能性も考えられる。

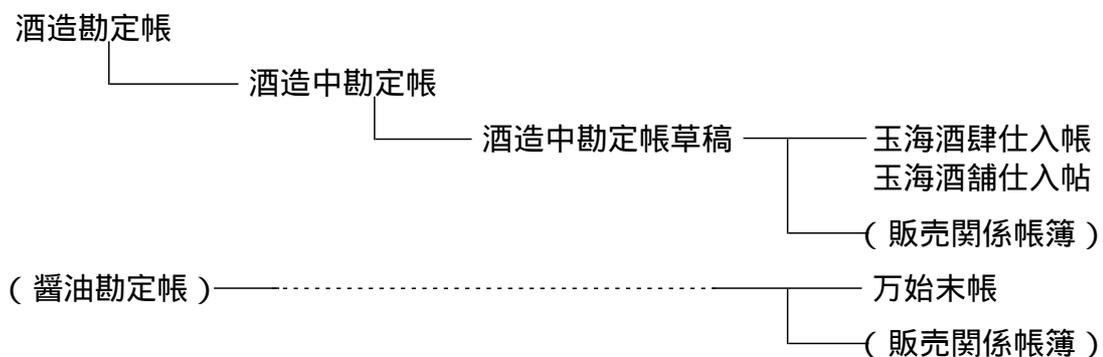


図5 玉海堂の帳簿組織

3-4 自成舎養豚場

八田家文書には、3代目新七の代に営まれた自成舎養豚場に関する文書群が残されている。養豚場の営業期間は10年程度に過ぎなかったが、一紙ものの文書も含めて80点余が残存する。これら文書群の階層構造を示すと図6のようになる。基本的には飼料等の買物と豚の売却に関するものに分かれ、双方を総括した帳簿として「金銀受払帳」を作成し、決算書としての「惣計

差引書(帖)」を作成したと考えられる³⁴⁾。「金銀受払帳」によれば、買物代金の支払については「諸払帖」に記されているとの記載が数多く見受けられるが、「諸払帖」自体は残存していない。また、「買物帳」に対応して豚の売却について記した帳簿が作成されてもよいと思われるが、「金銀受払帳」からは、そうした帳簿が作られた形跡は見当たらない。

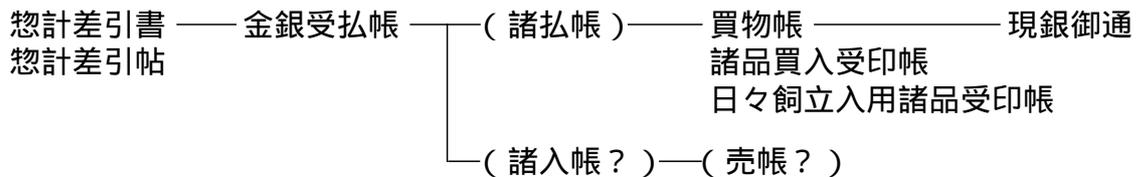


図6 自成舎養豚場の帳簿組織

八田新七は副舎長であったため、自成舎養豚場に関する文書の多くは、舎長である三戸謙左衛門家に残されたか、廃棄されたと考えるのが普通であろう。従って、八田家に伝来しない多くの自成舎関係文書の存在を想定する必要があると思われる。

3-5 八田支店

明治以降の八田家では、不動産所有の拡大に伴ってそれらの経営を円滑に行うため、廿日市町にある玉海堂隣接地に八田支店を設け³⁵⁾、同町の沿岸部一帯に所有する田畑・建物・山林の経営を本家から独立させて行うようになった。この支店経営は開始年と終結年が明らかでないが、残存する文書群の年代範囲を見ると、明治21年(1888)から大正4年(1915)まで確認できる。文書量は約90点であるが、その多くは経営帳簿である。八田支店の帳簿組織については、図7のように示すことができる。支店の内部構造は明確ではないが、各経営帳簿の内容を検討すると、ほぼ機能別に帳簿組織を描くことができる。まず、廿日市町周辺における海辺部の不動産経営(とくに田畑の小作経営)を基本に、材木・米の販売も行っている。材木は玖島村の八田家本体で製材されたものが廿日市の支店へ運ばれて販売されるものが中心であり、材木運搬の中脊賃・駄賃等を記した「材木駄賃帳」³⁶⁾には、「ステーション出」・「浜出」などと記され、八田家が生産した材木のうち、八田支店を通じて鉄道輸送か船舶輸送されるものも多かったことが窺われる。また、住吉新開や美

濃里新開及び借家等の修築にも多く供給されていた。米については、小作経営によって集積された大量の米を販売したと考えられ、八田家本体が提供した廿日市の倉庫を本庫として使用したほか、大竹・地御前・五海市（五日市）の各地でも地元の有力者から倉庫を賃借し、支庫として使用していた³⁷。また、明治40年（1907）には美濃里・住吉の両新開地で鰻・鯉の養殖を試験的に行い、翌年からは本格的な養殖を開始している。また、ほぼ同時期に、一部の開墾地で果樹園の経営も試みている。

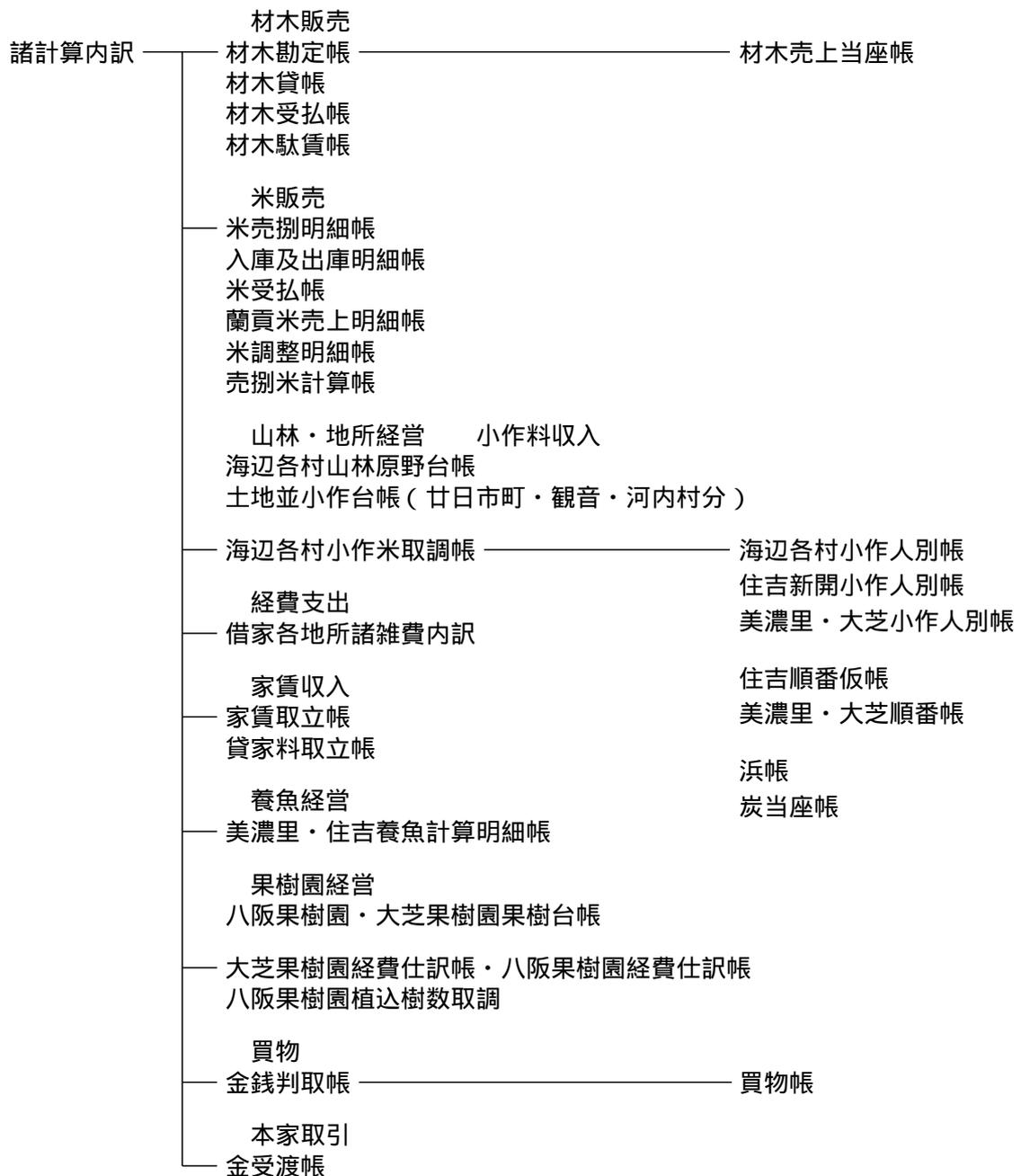


図7 八田支店の帳簿組織

八田支店は主任である長井伝三郎が経営を担当していたが、明治35年(1902)に依願退職しており³⁸⁾、その後の担当者は明らかでない。ただ、八田家にとって重要な地主経営の一部を担当するという業務内容から見て、八田支店が同家にとって不可欠の組織であったことは間違いなく、多くの経営帳簿が同家に引き継がれて残っていることも十分理解できる。八田家の経営は、八田家本体と昇松堂(玖島酒造)・八田支店の3つが基本であり、残存する文書群の量的規模もこのことに比例していると考えることができる。

3-6 合資会社八田商店

八田商店は、「欧米各国ノ洋酒類、食料品類并ニ雑貨・烟草等」を販売する洋雑貨店として、広島市街中心部の中島本町に明治39年(1906)に開店した。この店は、当主八田徳三郎と妻ロクが有限責任社員としてそれぞれ7000円・1500円を、島根県邑智郡の渡登助が無限責任社員として1500円を出資して創業した合資会社であり、直接の業務担当者は無限責任社員の渡登助であった³⁹⁾。同店の経営については、扱っていた商品の詳細は分かるものの、経営動向については明らかでない。ただ、営業成績は芳しくなかった模様で、八田家文書に残る新聞公告案⁴⁰⁾によれば、総社員の決議により明治43年(1910)10月10日をもって解散し、清算事務を開始することになっている。

残存する八田商店関係の文書は60点余であるが、これらの文書は、清算事務に関わる一件書類と商店宛の商品注文に関する書簡類が大半である。つまり、商店の経営に関する帳簿類は殆ど残っていない。八田家文書には、前田勲一が引継担当者として八田商店の事務引き継ぎを行ったという「引継日誌」⁴¹⁾が残っている。前田勲一は関門海峡における鉄道車輛の渡船連絡事業を行った宮本組の人物として八田家文書中にその名が見られ、八田徳三郎は宮本組の組合員としてこの渡船事業に関わっていた。しかし、この前田が担当したという八田商店の引き継ぎ事務がいかなる局面で行われたのかは判然としない。この「引継日記」と一体の資料として、「引継帳簿」と称する帳簿目録が残っており、そこから八田商店で作成・使用していた帳簿が分かる。いま同店の諸帳簿を示すと表3の通りである。表題から内容を推測できるものも少なくないが、ここでは階層構造の提示は保留しておく。これらの諸帳簿は、いずれも八田家文書の中には残存していない。八田商店では解散にあたり、渡登助が責任者として清算事務にあたり、売掛金の回収などを行った

が、最終的には店の債権を八田貯蓄銀行に譲渡し、渡自身も相当の出費を強いられた。渡は明治44年(1911)3月16日付で八田貯蓄銀行本店支配人である田原亮吉に宛てて書簡を送っており、その中で「帳簿其他書面類ニ関して八商店開散致候とも、法規の有無ニ不関永久ニ自己の責任ハ忘れぬ積リニ有之候間、其辺八御安神(心)万事よろしく御高配方願ヒ候」と記している⁴²⁾。このことから推して、八田商店の経営帳簿類は、債権譲渡と同時に八田貯蓄銀行へ引き渡されたものと考えられる。渡はこれら諸帳簿の内容について、今後においても自身の責任を忘れないと述べているのであろう。八田家文書として残っている同店関係の文書は、この時銀行へ引き渡す必要がないと判断されたものが八田家のもとへ引き取られ、結果的に残ったものと考えられる。

表3 八田商店の経営帳簿類

金銭判取帳	1冊	定款	1冊
物品判取帳	1冊	整理済書類	1冊
商品懸売帳	13冊	当店整理書類	1冊
商品売上帳	16冊	懸売ニ関スル書類	1冊
金銭渡シ帳	2冊	決算書綴込	1冊
小切手帳	2冊	宝石類椿油原簿	1冊
煙草仕入原簿	2冊	備品原簿	1冊
買物帳	1冊	営業商品原簿	洋式1冊
懸金集帳	3冊	整理商品原簿	洋式1冊
商品整理扣帳	1冊	総勘定元帳	洋式1冊
家賃通	1冊	総勘定差引残高帳	洋式1冊
日記帳	洋式3冊	財産目録	1冊
委託品帳	洋式1冊	保険証	1袋
買懸金記入帳	洋式1冊	商品仕入原簿	洋式1冊
取引先勘定帳	洋式1冊	金銭出納帳	洋式1冊
物品渡帳	1冊	無記入簿記帳	洋式4冊
委託品元帳	1冊	書面綴	5冊

注)「引継帳簿」(文書番号5263)より作成。

3-7 佐伯貯蓄銀行・八田貯蓄銀行

八田家当主が手がけた経営活動として、もう一つ特筆すべきものが、貯蓄銀行経営への進出であった。貯蓄銀行条例の施行を契機に、各地では貯蓄銀行の設立が相次ぎ、広島県では、明治28年(1895)1月に保田八十吉らによって設立された広島貯蓄銀行が最初の貯蓄銀行となった。八田謹二郎はこう

した時流に乗って、明治30年(1897)6月25日に自ら発起人となって廿日市町に佐伯貯蓄銀行を設立した。同行は本店のほか、明治31年(1898)には巖島支店を、32・33年には横川支店・祇園支店を相次いで設立し、33年9月には商号を八田貯蓄銀行に変更した。その後、明治36年(1903)に巖島支店が閉店し、最終的には本店と横川・祇園・己斐・広島の4支店で営業を行っている⁴³⁾。なお、廿日市町の本店は、八田支店の敷地内にあり、八田支店から建物の賃貸を受けて営業を行っていた⁴⁴⁾。

八田貯蓄銀行は当初順調な発展を見せており、明治45年(1912)に預金額は最高の184万5000円に達したが、大正期になると折からの不況の影響を受けて預金額が減少し、また、八田徳三郎が手がけた鉱山事業の失敗等により、大正2年(1913)12月8日には同行横川支店と祇園支店で取り付け騒ぎが発生した。その翌日に八田貯蓄銀行は休業し、債務償還のため、八田謹二郎が中心となって同家が所有する広大な山林・田畑などの土地を売却することとなった。そして、翌年2月には一旦営業の再開にこぎつけることができた⁴⁵⁾、結局再建には至らず、大正7年(1918)5月14日には本店が鳥取県八頭郡へ移転して八頭銀行となり、同行の営業は幕を閉じたのである。

この佐伯貯蓄銀行・八田貯蓄銀行に関する文書は、八田家文書の中に約480点残存しているが、このうち預金通帳や小切手帳などが多くを占め、銀行の経営資料と言えるものは少ない。経営帳簿類については、その大半が移転先へ引き継がれたはずであり、従って経営帳簿類は基本的に残っていない。この点は一般的に考えてみても、家文書の中に銀行の経営帳簿類がまとまって残されることは考えにくいと言えよう。因みに同行の経営帳簿の種類が分かるものとしては、明治32年(1899)7月の佐伯貯蓄銀行巖島支店の事務引継書⁴⁶⁾が残っており、使用されていた諸帳簿の内容が分かる。この諸帳簿を示したのが表4であるが、当然のことながら、これらは八田家文書には残っていない。

ただし、銀行経営に関わる文書として一部八田家に残されたものもあり、その一つは印鑑簿である。八田家文書には、八田貯蓄銀行本店の明治33年(1900)「割引手形・貸附金印鑑簿」や明治45年(1912)から大正3年(1914)までの間使用された2冊の「定期預金印鑑簿」などが残っている⁴⁷⁾。印鑑簿は、銀行の取引先を一覧できる顧客名簿的な帳簿でもあり、移転に際して八田家が意図的にこれらを引き取った可能性も考えられる。また、本来重要帳

表 4 佐伯貯蓄銀行巖島支店の経営帳簿類

「引継目録」

一、諸帳簿 貳拾五冊

日記二，収納一，支払一，総勘定元帖一，日計一，
貯蓄元帖二，小口当座一，当座一，割引手形記入帖一，
貸付金記入帖一，他店元帖二，他店勘定差引残高記入帖一，
送金并二支払手形記入帖二，本店勘定一，
抵当品記入帖一，貸付金元帖一，損益勘定一，
振出手形記入帖二，定期一，保証小手記入帖一，
別段預金及借入金記帖一

一、行印 壹個
一、割印 壹個
一、支配人印 壹個
一、受証印 壹個

右之外諸判

一、金匣 壹個
一、同上鍵貳個
一、机・書類箱・硯箱・算盤・其他之器具八当座備付現況之儘
一、印鑑簿 参冊 内一冊他店用
一、割引手形 九通
一、貸付金証 五通
一、当座貸越担保書入証書 五通
一、現金四千貳百四拾四円貳拾銭参厘
但三十二年七月廿八日現在
外金五円現金不足ノ件八前二事実之演説書ヲ付ス
右及引継候也

明治三十二年七月三十一日

元巖島支店

支配人 飯島浦太郎 印

注) 明治32年7月31日「〔事務引継演説書〕」(文書番号1787)より作成。

簿でありながら八田家に残されたものとして，明治33年「総勘定元帳」(祇園支店)・「勘定報告記入帳」(巖島支店)・36年「日記帳」(本店)・33年「他店勘定元帳」(本店)がある⁴⁸⁾。ただし，これらの殆どは中の頁が切除されていたり大半の頁が白紙となっているものであり，移転先に必要な帳簿であるとは考えられない。

ところで，銀行経営に直接関わる文書として注目されるのは，大正2年

(1913)の取り付け騒ぎ以降に作成された諸書類である。具体的には、大正2～3年に作成された「欠損金填補証書」・「債務弁済担保契約書」・「債務弁済担保」・「債権転付命令」や大正期の「山林評価書」などであり⁴⁹⁾、これらは、頭取であった八田徳三郎が債務・欠損金を償還する責任を負う立場から作成した書類であり、八田家が有する山林・田畑・宅地等に抵当権を設定する契約を行ったものである。また、大正3～4年に作成された「諸預金調書」・「普通預金調書」・「特殊預金調書」・「地代計算書類」⁵⁰⁾も、貯蓄銀行の経営危機に際して預金状況を改めて調査した書類であり、同行の休業に関わって作成された契約書・調書類が数多く残っている。これらは八田貯蓄銀行の経営に関わる文書群ではあるが、同時に八田家の財産処分に関わる文書でもあり、また、この時期の同家の財産処分に関する調査書類は、他の組織文書や「家」文書の中にも認めることができる。具体的には、「家」文書における大正3年(1914)の「杉檜立木調書」や「山林部調査書」などであり、八田支店文書における大正4年「玄米計算書」なども八田貯蓄銀行休業時の財産処分に関わって作成された文書であると考えられる⁵¹⁾。

このように見てみると、八田貯蓄銀行関係の文書群には、純然たる経営資料は殆ど残っておらず、その多くは移転時に不要とされたものであることが窺われる。しかし、家文書として残されたものの中味を見ると、単なる不要文書ばかりの集積ではなく、頭取を勤めた八田氏にとって記念碑的な帳簿とも言える印鑑簿や、家にとって重要な、財産処分に関する文書が多く含まれていたことが分かる。このような残り方が、家文書における企業関係文書の一つの特徴を表しているように思われる。

おわりに 地方名望家文書としての特徴

地方名望家文書の構造について、八田家文書を事例に文書群構造のあり方を検討してきた。そこから指摘できる文書群としての特徴をまとめて、結びにかえることにしたい。

地方名望家文書は、その家内部の公的職務や経営及び私的文書からなる「家」文書と、そのもとに統轄されるさまざまな経営組織が有する文書からなっている。いわゆる近世の庄屋・大庄屋文書あるいは町年寄文書や、近代

の私文書として紹介される国会議員の個人文書，また商家文書や地主文書・企業文書といった各種文書群について，地方名望家文書はその全体もしくは一部を含有し，これら各種文書群の複合体として存在している。恐らく，地方名望家文書を構成する各種文書群は，その家の性格に応じて，文書群全体に占める比重を異にし，地主的性格の強い場合や企業家的性格の強い場合，あるいは経営的側面より行政的側面での活動が顕著な場合など，それぞれの性格に応じた特徴的な構造を見せるものと考えられる。八田家の場合には，山林地主としての性格を強く有し，その上で新開地や田畑・宅地の経営と醸造経営を家業として営むという側面が中心であったと考えられ，残存する文書群もこうした側面に関する文書群が多くを占めていた。

また，地方名望家文書の中の各組織文書（サブ・フォンドレベル）は，それ自体を独立した文書群として捉えるだけでなく，その家に属する組織の文書群として，家との関わりを意識しておく必要があると思われる。各店（経営組織）に関する文書は，それらを統轄する家（もしくは当主）との関係によって残存の仕方がある程度規定され，当主が単に発起人や株主としてのみ関わる程度である場合には，僅かな文書群しか残存せず，逆に家業として家と殆ど一体化している店の場合には，八田家における昇松堂（玖島酒造）の例が示すように，基本的な経営資料が多く残されることになる。また，当主が経営者として営業を行っている場合でも，経営不振などで閉店した場合には，その閉店の仕方によって，大半の文書群がその家に伝来しない場合もあると言える。八田家における八田商店や八田貯蓄銀行の場合がそれであり，移転や合併などにより他へ引き継がれていく場合には，基本的な経営資料の殆どが引き継ぎ先へ渡され，家文書には引き継ぎ不要と見なされたものしか残されない。ただし，このような場合でも，単に引き継ぎ不要なものばかりが残るというだけでなく，家と店（経営組織）との関係にとって重要な文書（八田貯蓄銀行関係文書における印鑑簿や財産処分関係文書など）が残される場合があることをおさえる必要がある。純然たる企業文書と，地方名望家文書として残る企業関係文書との関係は，このような形で整理できるのではないかと考える。

また，家との関わりという点では，名望家的活動を示す公的職務関係の文書や地域での諸活動に関する文書も，その内容にまで踏み込んで検討すれば，担い手である当主と家（家業）との関わりを反映していることが分かる。八田家文書に即して見ると，八田謹二郎の議員としての人脈形成は，彼の山

林地主としての立場を反映しており，また巖島神社保存金募集の運動は，彼の衆議院議員としての経歴と深く関係していたのである。

以上のように，様々な職種・業種等で構成される各組織文書(サブ・ファンドレベル)が，それぞれ家(もしくは家業)との関わり方を一定程度反映して残存し，全体として一つの文書群を形成するというあり方に，地方名望家文書の特徴があると考えられる。

尤も，ここで提示した事例を「地方名望家文書」という概念でどこまで一般化できるのかは今後の課題である。本稿では資産家・企業家としての側面も含んだ概念として提示し，一つの文書群の事例に即して考察してきたが，言うまでもなく試行的な考察の域を出ていない。全国の膨大な諸家文書について，文書群全体としての構造分析の蓄積が必要であり，こうした研究は未だ緒についたばかりであると思う。

注

- 1) 安藤正人「記録史料群の構造的認識 越後国岩手村佐藤家文書を事例に」(安藤正人『記録史料学と現代』，吉川弘文館，1998年)が代表的な例と言える。
- 2) 近現代の公文書に関するものとしては，柴田知彰「記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察」(『秋田県立公文書館研究紀要』第7号，2001年)，鈴江英一『近現代史料の管理と史料認識』(北海道大学図書刊行会，2002年)があり，最近では，国文学資料館史料館編『アーカイブズの科学』下巻(柏書房，2003年)の「Ⅲ日本のアーカイブズの構造」で，近世の領主文書・地方文書と近現代の公文書・企業資料について，それぞれ史料群構造論の論稿が収録されている。
- 3) 文書群の階層構造に関する研究については，文書館での迅速な史料整理・公開に向けて支障となるかのごとき見解に，時折接することがある。しかし，文書群の構造について理解を深めることは，実際には整理・目録化に資する重要な作業である。また，文書群の公開自体は，仮に整理未了の場合であっても，文書館に対応が一任されているものであれば，閲覧対応は行う必要があり，文書群の研究が整理・公開の支障になるとの認識は正しくない。
- 4) 『近代日本地方自治立法資料集成』2 明治中期編(弘文堂，1994年)375頁。
- 5) 八田家文書，文書番号 2606。なお，以下に記す文書番号も，全て八田家

文書の文書番号である。

- 6) 「林業の方法」(明治36年10月,文書番号 3097)。山林経営に関する以下の記述もこれに多く依拠している。
- 7) 明治14年「山林共進会出品調書」(文書番号 3218)。
- 8) 明治28年1月「故八田老翁土碑表」(文書番号608-1)。
- 9) 文書番号 3094。
- 10) 明治4年「金銀受払辻〔 〕」(文書番号 1741)によると,「八田新七より買受豚買場所建家代金百両」として自成舎が12貫482匁5分を支払っており,また明治6年「惣計差引帖」では,未(明治4年)11月の日付で「旧津和野船邸建物八田より買受」として100両が計上されている。
- 11) 明治14年11月26日「廻章(自成舎解散に付協議開催の通知)」(文書番号 2597)。
- 12) 『佐伯郡誌』全(佐伯郡教育会,1918年)400頁。
- 13) 文書番号 3164。当時,各地方の山林地主などから「林業之方法書」を求める声が多かったため,謹二郎はこれを『林業の方法』として刊行したとされている。注6)の「林業の方法」はその草稿である。
- 14) 「林業の方法」(前注6)。
- 15) 当時の山林面積については「森林経営成績書」(『広島県史』近代現代資料編Ⅱ所収)を参照。なお,大正2年11月14日付の『大阪毎日新聞』に「広島県の山林王」との見出しで八田徳三郎が紹介されている。
- 16) 「森林経営成績書」(前注15)。
- 17) 徳三郎の経歴については,「故八田徳三郎翁略歴(島津記憶二因ル)」(文書番号 5875)に多く依拠している。
- 18) 当時の広島における金融危機については,大正2年12月の『芸備日日新聞』に再三にわたり取り上げられている。
- 19) 明治4年10月11日「覚(居宅・土蔵焼打ちにつき被害状況報告)」(文書番号 6100)。
- 20) 議員関係文書を家業や地元利害との関連性を踏まえて認識することについては,例えば,同じ広島県の例として尾道の橋本吉兵衛(橋本家文書は広島県立文書館所蔵)の場合にも,同様のことが指摘できる。橋本家の議員関係文書は八田家文書に比べて少量であるが,橋本吉兵衛が記した詳細な日記が残っており(「海鶴堂日記」と称され,原本は尾道市立図書館が所蔵),東京での人脈形成の様子がよく分かる。橋本の場合,塩田地主としての立場で,塩田地主出身の議員らと密接な交流を行っていたことが顕著に窺われる(西向宏介「明治期尾道豪商の人脈形成と企業家・名望家活動 橋本吉兵衛「海鶴堂日記」の研究」,頼祺一先生退官記念論集刊行会編『近世近代の地域社会と文化』,清文堂出版,2004年)。

- 21) 明治28年2月「厳島神社保存金募集之儀二付願」(文書番号 2186)
- 22) 厳島保存金の募集について、佐伯郡の小泉甚右衛門が八田謹二郎に対し、佐伯郡長下田収蔵の依頼を受けて謹二郎が上京したことについて謝礼を述べた書簡が残っている(文書番号 2211)。この上京の中味について、大阪毎日新聞の記者関新吾が下田収蔵に宛てた書簡によると、厳島神社保存会義捐金募集の件について、帝国議会開会中に謹二郎本人が上京し、各議員らに勧誘することを申し述べていたと記している(文書番号495)
- 23) 文書番号 2188・2204 など。
- 24) 「山林部調査書」(文書番号 3159),明治38年「製材方書類」(文書番号 2074),明治44年「三和村字峠小作米取約帳」(文書番号 4256),明治34年度「美濃里・住吉諸入費仕訳帳」・「古地各地諸入費仕訳帖」・「各地新開諸入費仕訳帖」(文書番号 1678・2118・2549),明治33・34年「酒造勘定帳」(文書番号 2640・2641),「明治三十四年十月一日掛書抜帳」(文書番号 2662),明治33年「草稿帳」(文書番号 4123)
- 25) 「明治三十五年四月末懸金録」(文書番号 1514),明治42年～大正2年「酒造(醤油)勘定書」(文書番号 1814・2642・1645・2663・3422・3426・3432・3516,3422は2冊),明治43年～大正5年「清酒醤油売上・蔵出・欠減日記帳」(文書番号 3638・4079・4372・4437・4749,ただし,文書によって表題は若干異なる)
- 26) 明治35年「金受払帳」(文書番号 1956),大正4年「金銭受払帳」(文書番号 1792),明治35年「収入金仕訳帖」(文書番号 2291),明治33年「雑収入」,明治35年「経費仕訳帳」(文書番号 2292),明治33年「書抜」(文書番号 1896),明治36年「収入金総寄せ・経費総寄」(文書番号 2488),明治33年「会計」(1897),明治41年「大宝録」(文書番号 2077)
- 27) 大正1～9年「総勘定元帳」(文書番号 3530・3539・3542・3543・3581・4169・4290・4291・4312)
- 28) 大正2～9年「清酒原簿」(文書番号 3568～3571・3579・3858・3859・4189)
- 29) 昇松堂で作成された「日記帳」は、1日ごとに個別の商品取引の内容を記入したものであるのに対し、玖島酒造で作成された「日記帳」は1日ごとの酒の蔵出高を記入し、併せて残高・売上高を算出した帳簿である。また、後者については、「日算帳」と書かれたものもあるが、昇松堂で作成していた「清酒日算帳」や「酒日算帳」は、「日記帳」とは異種の帳簿である。
- 30) 文書番号 3646。
- 31) 文書番号 2684。
- 32) 明治22～24年「酒造勘定帳」(文書番号 2629・2630・2631),明治22～24年「酒造中勘定帳」(文書番号 2630・2632・2634),明治25年「酒造中勘定草稿」(文書番号 2636),明治12年「玉海酒肆仕入帳」(文書番号 2614),明治

- 21年「玉海酒舗仕入帖」(文書番号 2615), 明治27年「万始末帳」(文書番号 3899)
- 33) 文書番号 2641。
- 34) 明治4年「金銀受払辻〔 〕」(文書番号 1741), 明治6年「惣計差引帖」, 「惣計差引書」(文書番号 6314・2604)。ここで「金銀受払帳」としている帳簿は, 実際の表題は「金銀受払辻〔 〕」であり, 一部破損のため正確な表題は分からない。
- 35) 八田支店の明治40年「貸家料取立帳」(文書番号 4050)によると, 森三樹蔵なる人物が廿日市町の字旗ノ浦308番地の家屋を借りており, この場所が「八田支店隣」であると記している。この308番地は, 八田家文書に残る明治12年「字旗ノ浦・高洲・住吉・桜尾・篠尾地並帳」(文書番号 1713-1)によると八田新七が「玉海堂分」として所有していた場所であった。
- 36) 明治38・39年「材木駄賃帳」(文書番号 4126・3839)
- 37) 明治44年「諸計算内訳」(文書番号 6289-2)
- 38) 明治30年「年俸・賞与金名簿」(文書番号 3403)
- 39) 以上の記述は, 「合資会社八田商店一件」(文書番号 3122)に綴られている明治39年「合資会社八田商店定款写」を参照。
- 40) 「〔八田商店品名一覧〕」(文書番号 5775)
- 41) 3月2日「引継日誌」(文書番号 5250)
- 42) 文書番号 5270。
- 43) 広島銀行『創業百年史』(株式会社広島銀行, 1979年) 255頁。
- 44) 明治40年「貸家料取立帳」(前注(35))によると, 八田貯蓄銀行は, 廿日市町の字旗ノ浦308番地の「八田支店内」にあり, 家賃15円と記されている。
- 45) 大正3年1月29日付の芸備日日新聞では「八田家所有の山林一千三百七十八町歩余及び田畑六町歩を抵当として調金し預金者に対する支払に宛つる旨を述べ, (中略) 預金者側にては一名の不同意を唱ふるものなく至極平穩に示談整ひたる」とある。ただ実際に抵当に充てられたのは1万町歩余あった実面積の相当部分であったと考えられ, 同年5月16日付の同紙では, 「自己の所有財産たる山林田畑等悉皆を銀行に提供したる」と記している。
- 46) 明治32年7月「〔事務引継演説書〕」(文書番号 1787)
- 47) 明治33年「割引手形・貸附金印鑑簿」(文書番号 2553), 「定期預金印鑑簿」(文書番号 6967-1)
- 48) 「総勘定元帳」・「勘定報告記入帳」・「日記帳」・「他店勘定元帳」は, いずれも文書番号 6967-2。
- 49) 大正2～3年「欠損金填補証書」(文書番号 3739・3740・3742・3743・5043),

大正2年「債務弁済担保契約書」(文書番号3740),大正2年「債務弁済担保」(文書番号3741),大正3年「債権転付命令」(文書番号3745),「山林評価書」(文書番号3932)

50)大正3年「諸預金調書」(文書番号3752),大正4年「普通預金調書」(文書番号2078),大正4年「特殊預金調書」(文書番号2079),大正4年「地代計算書類」(文書番号4377)

51)大正3年4月「杉檜立木調書」(文書番号3163),「山林部調査書」(文書番号3159),大正4年「玄米計算書」(大正4年「収支証憑綴」所収,文書番号4262)

(にしむかい こうすけ 副主任研究員)

文書館における連携事業と出張展示

西向 宏介

【要旨】 広島県立文書館では、県内の他施設との連携による共同企画展示とイベントを近年積極的に行っており、また企画展示についても、館内展示室だけでなく、他施設へ出張展示する取り組みも行っている。本稿では、これらの事業を紹介すると共に、今後に向けての展望も述べている。

はじめに

文書館が行う展示活動については、博物館展示との区別や文書館展示の独自性に焦点を当てた議論が積み重ねられてきたが、近年は学社連携・博学連携の視点を意識した論稿が数多く見られるようになった¹⁾。平成14年度からの学校完全週五日制の実施に対応した活動として、文書館の世界でも、地域社会や学校・子どもを意識した取り組みを行う必要性が喚起されるようになってきた。また、館の枠を越えた連携と共同による事業の必要性も、次第に認識されるようになってきたと言えよう。

広島県立文書館でも、こうした流れに応じるように、従来とは異なる新たな普及活動を行うようになった。その契機となったのは、平成11年度から広島市文化財団が行った「ひろしま文化施設ジョイント事業」への参加であった。「ひろしま文化施設ジョイント事業」は、広島市内複数の文化施設が連携又は共同して展示・イベント等を開催し、館のPRと来館者の増加、さらに経費節減を図るという企画であり、文化財団が経費を支援するというものである。この年、当館では広島平和記念資料館からの呼びかけを受けて、援護行政をテーマとする連携事業展示を行った²⁾。これを機に、翌15年(広島平和記念資料館との連携)・16年(広島県立図書館との連携)とジョイントを行い、展示だけでなく、共同イベントや関連事業も実施した。また、展示については、当館展示室を使った従来通りの展示に加え、館外へ出て出張展示を行う試みも新たに行った。

以下では、当館が最近取り組んでいる新たな事業(連携事業と出張展示)について、その経過を報告するとともに、これらの事業の意義と今後の課題について、まとめてみることにする。

1 他施設との連携事業

1-1 平成15年度企画展「路面電車が語るヒロシマ」

平成15年度の「ひろしま文化施設ジョイント事業」は、前年度に続き、広島平和記念資料館からの呼びかけを受ける形で、路面電車をテーマとする連携事業展示を行うことになった。

連携事業を行う直接的なメリットは、各館連携による事業に対して広島市文化財団から支援金が受けられる点にあり、15年度は30万円余の支援を受けることになった³⁾。当館では、例年通り収蔵資料を中心とした企画展示を予定していたが、連携を行った場合、ポスター・図録(パンフレット)の作成費用が財団からの支援金で賄われるため、例年通りの企画展示(収蔵文書展等)とは別に、連携事業としての展示を行うことにしたのである。

ところが、この展示では、出陳資料に苦慮することとなった。援護行政をテーマにした14年度の連携事業展示の場合、当館では「戦中・戦後の援護戦争犠牲者への追悼と援護」と題し、収蔵資料(行政文書や役場文書)と一部借用資料(写真・戦傷証明書・ポスター等)を交えて展示を構成したが、比較的スムーズな連携が可能なテーマであった。しかし、15年度のテーマである“路面電車”については、僅かな行政文書以外、当館ではこれに関係する資料を殆ど収蔵しておらず、文書館として、どう主体的に連携していけるのか見えにくいテーマであった。幸い、当館へ来館されたことがある「路面電車を考える会」会員の長船友則氏が、路面電車の切符・写真絵葉書などを多数収集されていたため、長船氏に資料についての協力を依頼し、承諾を得ることによって漸く実現の目途がついたのである⁴⁾。

当館にとって、路面電車をテーマにした展示を行うこと自体、従来なら考えられなかったことであるが、他施設との連携事業という形態をとることによって、他律的ではあるが、既成の枠組みをある程度取り払った事業を模索する方向へ、結果的に進んでいったと言える。



図1 文書館での企画展「写真と資料で見る創業・被爆・復興」と路面電車の社内に掲示されたポスター

連携事業は、メインタイトルを「路面電車が語るヒロシマ」とし、平和記念資料館と当館でそれぞれサブタイトルを付けて展示を行うこととなった。平和記念資料館では、「市民が描いたあの日の記憶」というサブタイトルを付けて、市民が描いた原爆の絵（同館収蔵品）3500点余の中から路面電車が描かれている絵60点前後を常設展示した（期間は平成15年8月8日から1年間）。

一方当館では、サブタイトルを「写真と資料で見る創業・被爆・復興」とし、長船氏から提供を受けた創業期以来の切符（106点）や大正期の路面電車の写真絵葉書（32点）及び当館収蔵の行政文書15点を展示した（期間は平成15年8月4日～9月27日）。切符は各時期ごとにまとめて額に入れて展示し、写真絵葉書については写真を拡大してパネル展示することにした。平和記念資料館の展示が被爆時に焦点を当てたものであるのに対し、当館の展示では、広島電気軌道株式会社が創業した明治43年（1910）以降、路線が拡張した大正期の様子も含めて、路面電車の歴史を紹介するものとした。

広報や広島電鉄への協力依頼、共同イベント開催については、平和記念資料館が主体となって準備が進められた。

ポスターは、連携事業として両館共通のものを作成した。路面電車をテーマとしているため、広島電鉄の市内電車全線に1ヶ月間、車内広告としてポスターを掲示してもらえることになり、市内の電停100ヶ所にも掲示してもらうことになった。また、展示用図録（パンフレット）も共通のものを作成して、両館の展示室に配置することにした。

また、展示に関連した共同イベントとして、「路面電車めぐりヒロシマ歴史と平和を親子で学ぼう」を企画し、8月23日（土）に4年生以上の小



図2 共同イベント「路面電車をめぐるヒロシマ 歴史と平和を親子で学ぼう」の様子。文書館での展示説明(左)、広電本社の見学(中)、広島平和記念資料館の企画展会場(右)

学生とその保護者を対象に実施した。当館での展示見学から始まり、「被爆電車」内で被爆者の証言を聴きながら市街地をめぐり、最後に平和記念資料館の展示見学を行うという内容であった⁵⁾。

以上が、15年度連携事業の概要である。当館での展示についてまとめておくと、まず、路面電車をテーマにした展示ということで、比較的多くの観覧者が訪れた。当館で通常行う企画展の場合、最近では2ヶ月間の展示で500～700人台であったが、この企画展では1000人を超えた。展示アンケートでは、本来保存される見込みの薄い古い切符が大量に展示されていたことに対する驚きの感想が多く書かれていた。また、市民に親しまれている路面電車ではあるが、大正期頃の電車や軌道周辺の様子についてはあまり知られていないため、写真絵葉書のパネル展示も関心が高かった。70歳代前後の方々の感想には、昔の電車の記憶を懐かしがるものが多かったのと同時に、紙屋町交差点の三角地帯で乗り換える様子や信号操作のための建物の様子などを久しぶりに見て、古い写真や記録がよく残っていたものだといった感慨を述べたものがあった。切符にしる絵葉書にしる、いずれも持主の手を離れることを前提にしているものであり、失われて当然ともいえるべき資料であるが、それだけに、文書館が所蔵するか否かに関わらず、残っていること自体に驚きを示す感想が多かったのが印象的であった。

また、観覧者について、とくに例年と大きく異なっていたのは、当館の展示を見るために九州や関東方面から訪れる観覧者がいたことで、恐らく鉄道愛好家の関心を呼んだものと思われる。ただし、このように高い関心を呼ぶ展示であっただけに、一方で物足りなさを感じる意見もあり、やむを得ないことではあるが、企画展自体が小規模であること、出陳資料が少ないことへの不満を書いた意見も見受けられた。また、バリアフリー車両の普及や軌道

敷の環境整備など，展示資料とは無関係に電車そのものに思いを寄せる感想が多かったのも，例年にない特徴であった。

1-2 平成16年度企画展「昔のこどもと教科書」

連携事業への参加は，当館にとって従来とは異なる成果をもたらすものであったが，平成16年度になると，広島市の財政難により，「ひろしま文化施設ジョイント事業」への予算が全額削られることとなり，連携による広島市文化財団からの支援が受けられなくなった。従って16年度は，入館者増や経費節減につながるような事業を各施設同士が自主的に連携して行うことになった。

当館では，同じ施設（広島県情報プラザ）に同居する広島県立図書館と協議を行い，図書館との連携で事業を行うことになった。16年度の連携事業では，メインタイトルを「昔のこどもと教科書」とし，前年度と同様に，両館がそれぞれサブタイトルを付けて展示を行うことにした。図書館では，「復刻教科書を中心に」というサブタイトルを付け，入口横の展示コーナーを使って復刻教科書や当時の子どもの生活がしのばれる児童文化関係図書を展示した（期間は平成16年7月27日～9月26日）。一方当館では，サブタイトルを「江戸・明治時代の教科書と教育制度」とし，江戸時代の往来物や明治期の教科書を教科別に多数展示した（期間は平成16年7月27日～9月25日）。

これまでの当館の企画展では，いわば大人向けの展示を専ら行っていたと言えるが，今回は子どもと教科書がテーマであるため，とくに子どもの観覧を意識して展示内容を工夫する必要があった。そこで，展示した教科書の中



図3 県立図書館の展示コーナー（左）と文書館での企画展「江戸・明治時代の教科書と教育制度」（右）

身について、一般向けのキャプションだけでなく、子どもの観覧にも対応できるように、平易な解説やクイズを数多く作成し、スチレンボードに貼り付けたものを展示ケース内の随所に配置した。また、山県郡出身の古川正雄が明治初期に編纂した教科書『絵入り智慧の環』の挿し絵を使ってクイズパネルを作成し、回答用のプリントを用意して掲示した。

16年度の連携事業は、前年度と同様、当館の通常の企画展とは別に実施される事業であったため、財団の支援がない状況の中では、極めて限られた予算で可能なものを作成していくしかなかった。従って、この展示では、パンフレットは作成せず、A4コピー用紙で作った資料解説を展示室に配置し、それに図書館が作成した「広島県立図書館教科書目録」を併せて配置することにした。

また、前年度に続いて共同イベントも図書館との連携で実施した。「昔のこどもにタイムスリップ」と題し、夏休み期間中の8月25日～27日の3日間、小学3～6年生(保護者同伴も含む)を対象に各日10人程度で行った。まず当館のほうでは「昔の教科書クイズ」として、『塵劫記』や『絵入り智慧の環』を使った算数(算木・油分け算)・社会(地理)に関するクイズを行い、さらに「昔の綴じ方を知ろう」では、和書の四つ目綴じを実際に子どもたちに体験してもらった。また、図書館では、百人一首カルタを行ったり、昔の言葉と今の言葉をカードにして組み合わせるゲームなどを行った。このイベントを通して、主催者側としては、図書館・文書館の資料を活用して学ぶ・読む・調べる方法を伝え、図書館・文書館への理解と今後の利用の促進を促す意図を込めていた。このイベント実施に際しては、図書館の中高校生ボランティア「来いぶらりフレンズ」にも協力を得、また当館でも嘱託職員やインターンシップで受け入れた学生に積極的に参加してもらうことによって、これまでにない取り組みを当館で行うことが可能になり、子どもたちにも文書館で楽しく過ごしてもらうことができた。

16年度の連携事業では、15年度の場合と異なり、費用の面で、当館が自前で行わなければならない作業が多く、また、子どもを対象に含めた展示であったため、通常の企画展以上の労力を要し、ともすれば他の業務にまで食い込むほどの労力を費やしがちであった。しかし、他施設との連携によって、従来までの文書館展示とは異質な、より身近なテーマでの展示を行う機会となり、従来とは異なった来館者を得る機会にもなったことは、15年度の



図4 共同イベント「昔のこどもにタイムスリップ」の様子，四つ目綴じの体験（左）と油分け算（右）

場合と同様に貴重な経験であり，成果であったと言える。

一方，従来言われてきたような，閲覧利用を促進するための文書館展示という考え方からすると，こうした連携事業の実施は，直接閲覧利用の増加に結びつくものとは言い難いという指摘も可能である。この点は，15年度の場合も同様に言うことができるが，次に述べる出張展示の試みも含め，文書館展示のあり方，さらには今後の業務全体のあり方を考える上で貴重な経験となった。

2 出張展示の実施

平成15年度以降の当館の展示活動では，他施設との連携事業として行う展示以外に，もう一つ新たな試みとして，館外へのお出張展示も実施している。これまで3回のお出張展示を行ったが，次に，その内容を紹介していくことにする。

2-1 「路面電車が語るヒロシマ 写真と資料で見る創業・被爆・復興」

平成15年度のお連携事業として実施した「路面電車が語るヒロシマ 写真と資料で見る創業・被爆・復興」は，期間終了後も展示観覧に訪れる人があり，そのテーマの身近さやパネル主体の展示スタイルであったことにより，

人通りの多い市街中心部へ出しても殆ど差し支えのないものであった。そこで、この展示品を使って、当館としては最初の出張展示を実施することになった。

広島市中区袋町にある「広島市まちづくり市民交流プラザ」南棟の1階展示コーナーを借りて、平成15年10月17日から11月5日までの16日間、文書館出張展として「路面電車が語るヒロシマ 写真と資料で見る創業・被爆・復興」を開催した。

「広島市まちづくり市民交流プラザ」の展示コーナーは、建物の入口を入ったすぐ左手に開放的なスペースが設けられており、通りに面した側がガラス張りになっているため、建物の外からも中の様子がある程度うかがえる造りになっていた。ただし、この展示コーナーは、本来は一般市民の利用に供するために設けられたスペースであり、公的機関が借りる場合は、市民との協働作業であることを示すことが要望された。これについては、ちょうどほぼ同時期に「路面電車を考える会」による展示が予定されており、また、同会員である長船友則氏から資料の提供を受けていたことから、同会の展示に関連づけたものとするので了承を得、出陳させてもらえることになった。

展示内容は、当館展示室で出陳したものをほぼそのまま持ち込んで展示したが、展示用のガラスケースは数に限りがあったため、原文書の展示についてはある程度削減せざるを得なかった。この点は、出張展示を行う場合に当然予想されることであった。ただ、この時の展示品は大半がパネルや額(切符を並べたもの)であったため、この点の制約は殆ど感じることなく出陳できたと言える。また、この展示が、単に路面電車を紹介するための展示ではな



図5 広島市まちづくり市民交流プラザ(左)と出張展「路面電車が語るヒロシマ 写真と資料で見る創業・被爆・復興」の様子

く、文書館として記録史料の保存・活用を訴える立場から行っていることを理解してもらえよう、展示の冒頭に挨拶文を書いたパネルを作り、掲示した。こうした文字パネルは、観覧者にとって必ずしも必要でないとの見方があるかもしれないが、少なくとも冒頭部分での趣旨説明は、きちんと明示しておく必要があると思われる。そして、展示の末尾には、当館の連絡先を記したボードを作って掲示し、情報提供を求めるようにした。

こうして開催した出張展であったが、展示期間中のプラザ南棟への入館者数は1万371人であり、展示コーナーの観覧者数は、プラザの推計でほぼこれの半数とされていることから、5000人余（1日平均約320人）の人がこの展示を目にしたことになる。当館展示室で行った2ヶ月間の展示観覧者数1000人余に比べると、数字の違いに驚かされる。出張展示を行う最大のメリットはこの観覧者数の多さにあるとも言えよう。

2-2 「明治期地方名望家のあゆみ 佐伯郡玖島村八田家の歴史と文書」

平成15年度は、平和記念資料館との連携事業として行った展示に加え、例年当館で行っている企画展示も実施した。当館では開館後初期の頃を除き、企画展示は年1回の開催であった。しかし、連携事業として行った展示が当館の収蔵資料を殆ど使わない展示であったため、収蔵資料の紹介を目的とした企画展示を別に実施したいとの考えから、パネルの発注を極力抑える形で2つ目の企画展示を実施したのである。

この企画展示は、収蔵文書展「明治期地方名望家のあゆみ 佐伯郡玖島村八田家の歴史と文書」と題し、佐伯郡玖島村の大山林地主であった八田家の歴史を、当館に寄託された八田家文書を用いて紹介した。

八田家は、近世期以来の山林地主であり、明治・大正期にかけて集積した山林は1万町歩前後に達する、県内随一の山林地主に成長した。また、近世期には玖島村庄屋や佐伯郡割庄屋など、地域行政の担い手にもなっている。明治期以降になると、銀行や醸造業・商店の経営などによって蓄積した経済的基盤を背景に国政にも進出し、当主八田謹二郎とその跡を継いだ徳三郎の2代にわたって衆議院議員・貴族院議員を勤めた。また、地元においては、小学校をはじめとする各種学校・団体への寄付を盛んに行い、厳島神社保存金の募集運動も行うなど、県内を代表する地方名望家であった。



図6 文書館での収蔵文書展「明治期
地方名望家のあゆみ 佐伯郡玖
島村八田家の歴史と文書」の
様子

展示は4章立てで構成し、「1,佐伯郡玖島村八田家～近世・幕末維新～」・「2,地主としての八田家」・「3,商家・企業家としての八田家」・「4,議員・名望家としての活動～八田謹二郎・徳三郎～」に分け、約110点の古文書を展示した。

収蔵文書展の広報については、例年通り図録(パンフレット)を当館の予算で作成し、県内高等学校・公民館・図書館・郷土史団体など計900ヶ

所以上に配付したが、ポスターについては、経費節減のため、県庁のカラーコピー機で簡易なものを作成することになった。また、近年はインターネットでの広報も盛んであるが、当館でも広島県のホームページにあるイベント広報ページ「ブンカッキーネット」や広島市内の各種イベントを広報するホームページなどを通じて展示案内を行っている。

こうして、平成16年3月1日から4月30日の2ヶ月間、収蔵文書展を開催したが、観覧者数は683人、1日平均13.4人であった。

収蔵文書展を実施した場合、文書群の出所地にあたる所から関心をもって観覧に来られるケースがよくあるが、そのような人々から地元での展示開催を望む声に接することは、以前から少なくなかった。この収蔵文書展では、廿日市市から職員が来館され、市役所内の美術ギャラリーで八田家文書の展示を行うことについて打診を受けた。八田家はかつて、廿日市市の海岸沿いに多くの新開地を開拓もしくは取得しており、酒造店や八田貯蓄銀行の本店を置くなど、廿日市の町の発展に深く関係していた。収蔵文書展では、廿日市市の中心部に近い「住吉新開」の近世期の絵図なども展示していたが、廿日市市のアイデンティティーとも言うべき、高い史料的意义を見出されたものと推察される。当館にとっても、できるだけ多くの地元の方々に、地元の古文書を見ていただく機会を設けることは重要であり、希望するところであった。こうして、「はつかいち美術ギャラリー」の第2展示室を会場に、平成16年度の出張展が開催される運びとなった(期間は平成16年9月28日～10月19日)。



図7 出張展「明治期地方名望家のあゆみ 佐伯郡玖島村八田家の歴史と文書」の様子

「はつかいち美術ギャラリー」は、廿日市市役所の庁舎内にあり、3つの展示室を有しており、出張展を行う第2展示室は、当館の展示室とほぼ同じ規模であった。そのため、収蔵文書展で出陳した古文書類は、一部を除きほぼそのまま出陳することができた。しかも、展示室の入口を入った突き当たりの壁面は、パネル・額等の展示に適したスペースとなっていたため、収蔵文書展の際には出陳しなかった廿日市周辺の新開地絵図を新たに5点追加展示し、それぞれ現況の写真を併置して見比べられるように工夫した。これらの絵図は、八田家文書の中では、あくまで同家の歴史の一コマを反映する史料に過ぎないが、普段地元の古文書に接する機会の少ない市民にとっては貴重な珍しい史料でもある。これら記録史料を日常的に扱っている職員の立場では、こうしたことは意外に見落としがちであり、出張展を企画する中で気付かされたこともある。



図8 絵図の展示状況

また、前年度と同様に出張展の趣旨説明を行うため、「はつかいち美術ギャラリー・広島県立文書館の共同展示開催にあたって」とする挨拶文のパネルを作成し、展示室入口に掲示することにした。そこでは、当館収蔵の八田家文書が、廿日市市のアイデンティティーとも言える史料群であり、郷土の大切な史料であること、また、郷土への理解を深めるための取り組みとして行っていることを説明した。そし

て、今後廿日市市において、郷土の歴史資料を保存・公開し、未来に残していくことの意義がより深く理解されることを願う一文を付して、展示の趣旨を説明した。

この美術ギャラリーでの出張展では、17日間で計1522人の観覧者が訪れた。1日平均にすると89.5人となる。ほぼ古文書ばかりを出陳した展示ではあったが、当館の展示室で開催した時に比べ、1日平均で見ると6倍以上の観覧があったことになり、出張展示の成果は大きかったと言える。とくに、当館展示室における企画展示の場合、隣接する県立図書館や情報プラザ研修室の利用者が副次的に訪れるケースが多いのに対し、美術ギャラリーの展示では、出張展そのものを目当てに訪れた人が多かった。この点は大きな違いであり、出張展の意義を考える上で注目すべき点であろう。

2-3 街かど展示「江戸・明治のこどもと教科書」と出前授業

平成16年度に県立図書館との連携事業として行った展示は、「広島市まちづくり市民交流プラザ」において、文書館街かど展示「江戸・明治のこどもと教科書」と題して再度展示することになった。さきにも触れたように、交流プラザでの展示には、市民との協働作業であることを示す必要があったが、ちょうど11月1日～7日の間は「ひろしま教育ウィーク」にあたり、県・市町村・学校が連携して教育に関わる様々な事業が行われることから、その一環として展示を行うものとした。交流プラザは広島市立袋町小学校の敷地内にあり、建物が校舎と繋がっていることから、小学校の子どもたちにも見に来てもらいたい展示として、時期・場所ともにふさわしい企画であったと思われる。

展示内容は、江戸時代の『塵劫記』や往来物・手習本、及び明治期の小学校教科書や卒業証書等を展示・解説し、教科書の変遷と子どもの学び方を科目別に紹介するものとした。そして、これらの内容を通して、現在の教育を考える機会を提供すると共に、史料保存の意義や文書館の活動を理解してもらうことを目的とした。

ただし、当館展示室で行った際には、教科書の現物を大量に並べて展示したのであるが、交流プラザの展示コーナーでは、展示用ガラスケースの数が限られており、実際の教科書はごく僅かしか展示することができなかった。そこで、多くの教科書は、解説に必要な部分のカラーコピーを作成し、過去



図9 街かど展示「江戸・明治の子どもと教科書」のパネル配置状況

の展示で作成したハリパネの裏を再利用する形で急きょ大量のパネルを作ることになった。出張展を行う場合，どうしても会場の条件に左右されて，今回のように，現物の展示をパネル展示に切り替える必要が生じることが想定される。その意味では，展示パネルの作成方法について，もう少し入念な検討が今後必要となるのではないかとと思われる。

この展示でも，やはり過去のケースと同様に，冒頭で趣旨説明のパネルを掲示したが，そのほかに，B5色紙で印刷したリーフレット（教科書略年表や教科書クイズなどを載せたもの）を作成して，連携事業展示の際に作成した配付物と一緒に取ってもらうよう配置した。

ところで，この出張展では，展示に関連して袋町小学校への当館職員による出前授業も行った。この出前授業は，「ひろしま教育ウィーク」に関連するイベントとして実施することとし，袋町小学校6年生（27人）を対象に1時限，社会科（地理歴史）の単元で「文明開化」の内容に合わせる形で行うということで，学校側の了解を得た。

授業は当館の数野文明主任研究員が担当して行った。授業では，まず文書館について簡単な説明をしたあと，文明開化時の教科書の原本を示し，その内容を今の教科書と比較することによって，両者の違いや当時の人々のものの見方・考え方などを子どもたちに考えてもらった。また，明治初期の教科書を著した広島



図10 袋町小学校での出前授業の様子

県出身の古川正雄を紹介し、自分たちの言葉のすばらしさに気づかせ、そこから世界に目を向けさせようとした彼の考えについて話し、最後に、昔の史料を保存する意義についても触れた。

この出前授業も、当館としては初めての取り組みであったが、嘱託職員もサポートする形で円滑に行われ、担任の教諭からも好評を得ることができた。

3 連携事業・出張展示の意義と文書館展示の考え方

以上、当館でここ最近行ってきた連携事業と出張展示について、その内容を紹介してきた。そこで、これらの取り組みを通して、どのような意義を見出し、文書館展示のあり方をめぐるこれまでの議論に対して何が言えるのか、改めて総括しておきたい。

他施設との連携事業については、前述したように、必ずしも文書館側から主体的にアプローチして実施してきた事業ではなく、むしろ多分に他館の持つノウハウの恩恵を受ける形でなされてきたと言える。しかし、文書館側からの一方的なPRとは違い、他館との調整の中で何ができるかという視点で取り組むことにより、文書館の社会的役割や史料保存の意義を広く訴えるための方法を鍛える場になったことは確かである。このことは、文書館と一般の利用者との関係だけでなく、連携相手となる施設との関係についても言える。連携相手は多くの場合、文書館より社会的認知度の高い施設であり、そうした施設の考え方や事業方法に接しながら、文書館独自の活動方法を模索することは、未だ未確立な文書館の普及活動のあり方を考える上で貴重な経験となる。

また、この点は出張展示についても同様であり、文書館について殆ど知らない多数の市民が出入りする公共施設やギャラリーなどの場において、文書館の取り組みがどうすれば理解され、受け入れられるのか考えることは、文書館展示の方法論を鍛える上で、極めて意義の大きい実践の場であると考えられる。

出張展示の場合、場所を提供していただく施設との関係は、連携事業とは異なって、あくまで文書館側が主体となって取り組むものである。しかし、

そこで文書館独自の理念を大上段に訴えかける催しを行ったのでは、その理念自体が立派でも、観覧する人々の多くに関心やニーズがない以上、容易に受け入れられないのではないかと感じる。むしろ逆に、一般に関心の持たれやすい特定のテーマを設定し、そのテーマ展示を通して間接的ながら文書館の役割を理解してもらうことは十分に可能であり、効果も期待できる。

とくに、地方へ出張して、その土地のアイデンティティーとも言うべき記録史料を展示することは、文書館の展示室で実施する場合とは比較にならないほど、多くの人々の関心を引き出すことが可能である。文書館の役割や独自性を主張する前に、まず各地域で、地元のアイデンティティーとも言うべき記録史料が保存されるよう、理解を広めていくことが重要である。そして、文書館の設立がその延長線上にあることを考えれば、ある意味、出張展示は、都道府県の文書館が行う普及活動としては、ごく真っ当な事業のようにも思える。

文書館が行う展示活動をここで改めて整理してみると、以前より重視されてきた機関紹介的な展示は、出張展示としての実施も勿論考えられて良いが、館内ではやはり常設展示として位置付けられるべきであろう。そして、あるテーマを設定して展示内容を構成する企画展示では、収蔵文書の紹介を兼ねたテーマ展示とし、その際、記録史料の保存・活用の意義を間接的にではあれ訴えることを意識した展示構成をとるのが有効であろう⁶⁾。とくに、地方の古文書を使った展示を行う場合には、できればその文書群の出所地において出張展示を開催することが望ましい。地元の多くの人々に見ていただく機会をつくることの意義については、多言を要しないであろう。そして、さらに付言すれば、自治体文書館としての性格上、県庁舎・役所内での展示も考えられていい。原文書の展示が可能なスペースや設備がない場合も考えられるが、パネル展の形で行うだけでも十分に意義があると思われる

また、これまでの文書館展示をめぐる議論の中では、筆者も含めて、閲覧利用を促進するための導入として展示活動を位置付ける考え方も提示されたが⁷⁾、連携事業展示や出張展示においては、通常の企画展示以上の観覧者を得ることができた反面、それらの観覧者は、多くの場合、閲覧利用にまではなかなか結びつかないという問題がある。しかし、これについては、最近の展示論でも指摘されているように、自らの興味関心に従って特定の資料を検索・閲覧するという能動的な行為と展示観覧という受動的な行為との間に大

きな隔たりがあり，むしろ両者とも異なるレベルの利用者として捉え直した方が，確かに事業としては取り組みやすい⁸⁾。展示活動を全て閲覧利用の増加という目的に結び付けて考えなくても，文書館への理解者層の拡大，社会全体への文書館理念の普及という観点に立って，より多くの人々に，様々な記録史料を見る機会を提供することができればいいのではないだろうか。

今後の課題について 結びにかえて

連携事業・出張展示の実施を通じて指摘した上記の論旨は，最近の文書館展示論の流れにもある程度符合するものであると考えられる。

ただし，そうは言っても，一方で文書館自体を市民に広く活用していただくという点からすれば，やはり，閲覧利用の促進も文書館にとって不可欠のテーマであると言えよう。活発な展示活動によって，文書館への理解者が増えるほど，文書館自身が様々なニーズに対応できるだけの閲覧体制を整備することが自ずと要求される。実際には，こうした閲覧体制の整備(そのための資料整理・目録作成)と展示などの普及活動との業務上のバランスをどうとっていくかが大きな難題となる。連携事業にしる，出張展示や出前授業にしる，その意義は十分に理解しつつも，他業務との兼ね合いで，現状の職員体制では実施が困難であるといった館も少なくないのではないだろうか。

文書館展示の場合，扱う資料が文書・記録類 = 文字情報であるため，十分な資料説明を付さなければその価値を容易に理解してもらえないものが多い。従って，展示の準備には入念な調査研究が必要となり，そこには高い専門性が要求されることになる。その結果，展示活動には相当な労力を要し，とくに複数で分担して取り組むような場合には，殆ど館の業務全体が展示に傾斜していく事態にも陥り兼ねない。一方，閲覧体制の整備についても，扱う資料の性格上，目録作成や公開・非公開判断の問題など，極めて専門的な作業や判断が必要となることは，これまでの文書館関係の学問的蓄積が示す通りである。

従って，連携事業や出張展示は，こうした業務上のバランスをとりつつ，いかに実施するかという点に最も大きな課題を抱えていると言えよう⁹⁾。言い換えれば，必要最小限の労力で，最大限の効果を発揮する方法(それは事業

の継続性にも関わる)をいかに確立するか、ということになる。とくに、学社連携・博学連携の動きに対応した文書館の教育・普及活動を考えた場合、教育現場との間に十分な接点を持っていない知事部局の館にとっては、出前授業や子ども向けのイベント・講座などの実施が、業務上相当な負担となることも想定される¹⁰⁾。学校への普及を考えた場合、例えば、学校や教職員の側から文書館の収蔵物を積極的に活用してもらえようPRし、またそのための条件整備(授業に役立つ資料の選定や、学校へ貸出可能な資料の有無を検討し、それらの整理・目録化を進めることなど)を重視する方向も今後は考えられて良いし、既にいくつかの実践例も報告されている¹¹⁾。

合理的で効果的な普及活動としてどのような手段が考えられるのか、各館が実践例を参照し合いながら工夫していくことが、今後必要であろう。

注

- 1) 広島県立文書館の展示については、拙稿「広島県立文書館における展示活動の課題」(『広島県立文書館紀要』第5号,1999年)で述べたことがあり、その時点での文書館展示論に関する諸論文についても紹介している。その後の新しい展示論や学社連携・博学連携の視点を意識した最近の論文としては、吉江剛「文書館における展示の意義 利用としての展示を考える」(『双文』VOL.16,群馬県立文書館,1999年),岡田英行「文書館の利用と活用 博学連携の視点から」(『文書館紀要』第12号,埼玉県立文書館,1999年),久部良和子「公文書館の利用と普及(移動展の役割)~八重山・名護・宮古の事例より~」(『沖縄県公文書館研究紀要』第2号,2000年),佐藤健「文書館の普及活動と学校教育との連携」(『双文』VOL.18,群馬県立文書館,2001年),南方長「学校教育と文書館 活用講座の取り組み」(『山口県文書館研究紀要』第28号,2001年),鹿毛敏夫「文書館展示のアイデンティティー 記録史料展示の理論と実践」(『史料館研究紀要』第6号,大分県立先哲史料館,2001年),同「学校週五日制時代の史料館活動 古文書・遺物と子どもをつなぐ」(『史料館研究紀要』第7号,大分県立先哲史料館,2002年),豊川公裕「文書館展示のあり方 千葉県文書館企画展を例に」(平成14年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文集,『千葉県の文書館』第9号,2004年),白井哲哉「文書館の利用と普及 利用者論の視点から」(国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上,柏書房,2003年)などがある。本稿の作成にあたっては、主にこれらの諸論文を参照した。
- 2) 平成14年度の企画展「戦中・戦後の援護 戦争犠牲者への追悼と援護」

の開催を広島平和記念資料館との連携で行ったのが、最初の連携事業展示である(期間は平成14年7月26日～10月26日)。平和記念資料館では「焼け野原に人々を助けて～薬も食べ物もない中で続けられた救援活動～」と題し、相互に関連性の高い展示を行った。なお、この年の連携事業は、広報活動にしぼった連携であり、両館共通のポスターを作成した他は、各館でチラシ・図録(パンフレット)などを作成している。

3) 平成15年度の「ひろしま文化施設ジョイント事業」では、下表のような連携事業が実施された。

4) 長船友則氏は、鉄道関係資料を中国地方に限定して収集されており、柳澤

平成15年度ひろしま文化施設ジョイント連携事業

中心施設	参加施設	名称	事業内容	開催期間
映像文化ライブラリー	映像文化ライブラリー中央図書館公文書館	「新藤兼人展」	本年3月に広島市名誉市民の称号を受けた「新藤兼人」氏の受賞を記念して、また、新藤兼人氏の功績を広く市民に伝えるため、「新藤兼人展」を3つの文化施設で共同開催する。	9月14日～9月28日
広島城	頼山陽史跡資料館、広島城	「見てみんさい むかしの絵 感じてみんさい 広島の世界史」	2つの文化施設が、江戸・明治期の広島の絵画という共通テーマを持った上で、館の特色を生かしたバリエーションのある展示を行うこととし、展示のガイドとなる共通パンフレットを作成する。	10月22日～11月30日
広島県立図書館	健康科学館広島県立図書館	「発見!!からだの世界の不思議」	近隣施設の2つの文化施設が、「からだ・健康」という共通テーマにより事業を行い、利用者の動きを点から線に拡大していく。(共通テーマの図書紹介リストを作成)	7月17日～8月31日
こども文化科学館	こども文化科学館、安佐動物公園、植物公園、こんちゅう館、水産振興センター、健康科学館、江波山気象館	「科学研究相談会」	科学系の博物館が一堂に会して「科学研究相談会」を開催することにより、夏休みの自由研究について悩んでいる児童・生徒への援助を行うとともに、各館の紹介を行う。	8月24日
まんが図書館	こども文化科学館、こども図書館、まんが図書館、まんが図書館あさ閲覧室、映像文化ライブラリー、ひろしま美術館	「夏は賢治でぐるぐる」	「宮澤賢治」をテーマに、6つの文化施設が、それぞれの施設の特色を活かして事業を展開し、参加者が各施設をめぐることをねらいとする。そのためのチラシ等の作成を行う。	7月19日～9月28日
平和記念資料館	平和記念資料館県立文書館	「路面電車が語るヒロシマ」	2つの文化施設が「路面電車」を共通テーマとして、展示会や被爆電車を活用したイベントを開催することとし、ポスターやパンフレットを作成する。	7月31日～9月末
留学生会館	留学生会館ひろしま美術館	「留学生による美術館コンサート」	美術館で、留学生によるミニコンサートを開催することにより、美術と音楽の二つの芸術を同時に鑑賞する機会を設定し、新たな来館者の掘り起しや再来者の増加を図る。	2月

美樹子『達人に学ぶ鉄道資料整理術』（JTB，2003年）でも紹介されている。

- 5) 原爆投下によって破壊された車両のうち、その後修理・改造して走らせた650形ボギー車4両が、今も現役で走っている。イベントでは、このうちの1両を貸し切り、車内で被爆者の方の話を聴きながら市内めぐりを行った。
- 6) 豊川公裕「文書館展示のあり方 千葉県文書館企画展を例に」(前掲注(1))では、「文書館とは何か」・「文書保存の意義」等を訴える機関紹介的展示の場合、アプローチの仕方も限られ、展示の固定化につながりかねないとする。また、一般に興味をひきそうなテーマによる企画展示の場合でも、その文書が残されたことでこのようなことが分かるといった説明の中に機関紹介的要素を盛り込むことは十分可能であるとし、文書館展示のスタイルをあまり固定的に考えない方がよいと指摘する。豊川論文をはじめ、最近の文書館展示論では、展示のスタイルをより柔軟に考えようとする方向にある。
- 7) 拙稿「広島県立文書館における展示活動の課題」(前掲注1))。他に、伊藤泉美「歴史資料保存・公開機関における普及活動の意義と位置づけ 横浜開港資料館における展示・出版・講座」(『横浜開港資料館紀要』第16号、1998年)なども、展示はあくまで「資料閲覧への導入という認識を確認することが重要」と主張している。なお、本稿では、連携事業・出張展示の試みを通して、展示をあくまで閲覧利用への導入としてのみ位置づける考え方には一定の修正が必要であると考えている。ただし、結びで述べているように、閲覧利用を促進するための活動も当然必要であり、展示観覧を一つの利用形態であると見なしつつも、閲覧利用の促進につなげる展示も追究する必要があると考える。
- 8) 白井哲哉「文書館の利用と普及 利用者論の視点から」(前掲注1))は、閲覧を直接公開、展示を史料の間接公開とし、前者の能動的行為と後者の受動的行為との間には大きな隔たりがあると指摘する。また、吉江剛「文書館における展示の意義 利用としての展示を考える」(前掲注1))では、文書館の収蔵資料が文字情報である以上、一般の人々にその価値が一目瞭然というわけにはいかず、資料の利用といっても最初から閲覧利用とはいかない人が多いと指摘する。そこで、展示観覧者も資料の利用者であると解釈した上で、最初から閲覧利用の増加を目指すのではなく、まず「利用」としての展示をし、その中で閲覧利用に道を開くような構成をとることが適切であると指摘している。その意味では、豊川前掲論文(注1))が述べているように、収蔵資料をより一般向けにアレンジする技術や資料提供のあり方を研究し、「史料情報公開施設」としての側面を持たせるという考え方も必要になってくるかもしれない。
- 9) 伊藤泉美「歴史資料保存・公開機関における普及活動の意義と位置づけ 横浜開港資料館における展示・出版・講座」(前掲注7))によると、横浜

開港資料館の場合には、業務の担当を機能ではなく資料群によって分けており、ある資料について収集・整理・調査・から普及までを同一職員が一貫して行う体制をとっている。この場合には、展示と他の業務とのバランスといった問題は一応生じないことになる。実際、当館でも同一職員がある資料について一連の業務を一貫して行うケースが多いが、しかしそれでも、ある年は整理、ある年は普及という形で偏りが生じがちであり、どのような業務分担をするにしろ、こうした課題は常に生じうるものと考えられる。

- 10) 知事部局に属する館の中では、沖縄県公文書館が移動展を実施する中で、図書館・博物館・教育委員会・自治体史編纂室などと積極的に連携をはかっており、注目される(久部良和子「公文書館の利用と普及(移動展の役割)~八重山・名護・宮古の事例より~」(前掲注1))。ただ、学校との連携を図った事例としては、今のところ、教育委員会に属する館の事例が殆どである。
- 11) 南方長「学校教育と文書館 活用講座の取り組み」(前掲注1)では、「文書館が自らもっと積極的に学校教育の現場に関わっていくべきか」というと、部分的には必ずしもそうとはいえない」と述べる。つまり、学校や現場の教員のニーズを把握しないまま働きかけたのでは、文書館側の押し付けでしかなくなるとし、むしろ、学校や教員からレファレンスがあった時に、対応できるための材料を持っておくことを重視する。そして、レファレンスを引き出すためにも、文書館の積極的なPRが必要であることを指摘している。なお、文書館における子どもや教職員を対象にしたイベント・講座などの実践例は、大分県立先哲史料館や山口県文書館・埼玉県立文書館・群馬県立文書館など、いくつかの事例報告があり、古文書解読キットの作成など、興味深い事例も紹介されている(前掲注1)の諸論文参照)。また、群馬県立文書館では、『授業で使えるぐんまの資料』(2004年)を刊行しており、本論で述べた“条件整備”に関わる興味深い事業であると言える。

(にしむかい こうすけ 副主任研究員)

「村上家乗」と広島藩家老東城浅野家家臣団

「資料集 第3集」の紹介を兼ねて

西村 晃

はじめに

広島県立文書館では、毎年、古文書解読入門講座(全10回)、続古文書解読入門講座(全12回)を開催している。続古文書解読入門講座の修了生のうち、さらに学習を進め、生涯学習の場として仲間との交流をも深めたいと希望する有志が古文書同好会を発させたのは平成5年(1993)のことである。現在では2つの同好会がそれぞれ月1回、当館の研修室を利用して自主的な活動を行っている。

このうち第2同好会では、平成11年7月から15年6月までの4年間、村上彦右衛門が記した「村上家乗続編卷之廿三 慶応二年」をテキストとして使用し、解読にあたった(講師は筆者)。平成15年度には、その成果を「広島県立文書館資料集3」として刊行した¹⁾。

後述するように、「村上家乗」は村上家3代、219冊に及ぶ長大な日記である。原本は広島大学大学院文学研究科日本史学教室が所蔵している。広島県では、これらを、県立図書館が昭和44年(1969)8月18日から29日にかけてマイクロフィルムに撮影し(一部撮影漏れがある)、現在は広島県立文書館で保管し、所蔵者の承諾を得て公開している。

広島城下町における武家の生活を知る上で、執筆者の活動の現場を写し出す日記は欠かせない資料であるが、原爆の被害などによって他藩に比べて多く残存しているとはいえない状況である²⁾。執筆者の日常を、公務を中心として数行程度で淡々と記した日記が多い中で、「村上家乗」は、3人の執筆者によって多少精粗はあるものの、すべて半紙2つ折りの豎冊に、細かな筆致で³⁾、毎日の天気や、執筆者の公私にわたる行動、家臣団や親類との交際、法事やそこで供えられた料理の内容から、自ら見聞した城下町や東城浅野家知行地を中心とした事件、年中行事や勤務におけるさまざまな作法、東城浅

野家家臣の出産や結婚，相続，人事，死去などの情報，教育や文化活動，奉公人の召抱え，広島藩の人事異動記録，縁類では家族の動向や往来に至るまで詳細に記しており，武家日記資料の中でも異彩を放つとあってよい。今後「村上家乗」を詳細に分析することによって，女性を含む武家社会の内部構造や武家のライフサイクルなどを明らかにすることが期待できる⁴⁾。

「村上家乗」は，これまで，当館が資料集を刊行する以前にも，『新修広島市史』(昭和33～37年)や『広島県史』(昭和47～59年)，『東城町史』(平成3～11年)でも利用されてはきたが，市史・県史の年表などで，東城浅野家給知その他の広島藩領内の一揆や騒動，広島城下の事件，米価の変動などが一部紹介されたに過ぎなかった。また，「村上家乗」の解説も，管見の限りでは，著者が『史跡広島城跡資料集成 第一巻』(広島市教育委員会，平成元年)が記した簡易な概説以外には存在しなかった。これらの事実からも知れるように，「村上家乗」がこれまで十分に活用されてきたとは言い難い。それは，219冊の中には虫損が進行している巻があること，文字が読みづらいことなどが理由としてあげられよう。

もちろん，筆者は慶応2年の「家乗」1冊を資料集として刊行したのに過ぎず，この膨大な記録のすべてに目を通したわけではなく，本稿で具体的な武士社会の内部構造まで検討することは到底不可能である。そこで本稿では，資料集の解題を執筆するに際して収集した記事を用いながら，「村上家乗」や，その執筆者である村上家，そしてその主家である広島藩家老東城浅野家の紹介を兼ねて，その家臣団内部の格式などについて若干ながら考察してみた。これらが今後「村上家乗」を資料として使用する方の参考となれば幸いである。

1 「村上家乗」について

「村上家乗」と，その作者村上家3代については，平成15年度に刊行した「広島県立文書館資料集3」の冒頭の解題でも紹介したが，ここでも最初に簡単に紹介しておきたい。

「村上家乗」は，広島藩家老，東城浅野家(1万石)に仕えた村上家，第4代村上勇蔵信志(1753～1808)，第6代星右衛門邦韶(1793～1846)，第7代彦右

表1 「村上家乗」の構成

執筆者	年代	冊数	備考
勇蔵信志	安永7年(1778)正月～ 文化5年(1808)3月	119	安永7年～天明2年(巻二～六)は外題「家史」,以降は「家乗」(巻之七～三十二),安永6年(巻之一)は欠,安永7年は乾・坤・旅行之巻(3冊),同8年(巻之三)は上・中・下(3冊),同9年(巻之四)は天・地・人之上・人之下(4冊),同10年～文化4年(巻之五～三十一)は春・夏・秋・冬(4冊),文化5年(巻之三十二)は春のみ。
星右衛門邦韶 (清九郎信度)	文化5年(1808)10月18日～ 天保13年(1842)2月	59	文化5年～6年は外題「家乗」(巻之三十二～三十三),同7年～天保13年は外題「家乗後編」(巻之一～三十三),文化5年は冬のみ,文化6年～13年は春・夏・秋・冬(4冊),以降は通年1冊。
彦右衛門邦裕 (角人)	天保9年(1838)正月～ 明治14年(1881)12月	41	天保9年～14年の外題は「日記」,内題は「家乗外編」(巻之一～六),天保13年(巻之五)は欠,天保14年～明治14年の外題は「家乗続編」(巻之一～卅八),明治5～6年(巻二十九～卅)は欠,その他明治2～7年は欠落部分あり。
計		219	

衛門邦裕(1814～?)が3代にわたって書き残した日記である。その構成は表1の通りで、現在残されているのは、村上勇蔵の安永7年(1778)から、村上彦右衛門の明治14年(1881)までの104年間、残念ながら彦右衛門の明治5、6年の日記を欠くものの、彦右衛門が村上家を継承する以前の5冊を加えると、全体では219冊に及ぶ。

まず、4代勇蔵は安永6年(1777)から日記をつけたと思われる。しかしその巻之一は現存せず、残されている日記は巻之二から三十二までである。天明2年(1782)までは「家史」という外題であったが、翌3年から「家乗」に変更している。巻之三十二(文化5年)の「家乗」は、勇蔵が5月7日に死去

するため、春(3月28日まで)で終わる。

村上家では勇蔵の跡を養子の5代藤次郎(能称院)が継いだ。家督直後の文化5年(1808)8月24日に死去したため、広島藩家老上田家に仕える木野家から急遽養子に入った6代星右衛門(文政8年(1825)に清九郎から改名)が家督を継ぎ、「家乗」を書き継ぐことになる。星右衛門の「家乗」は同年の10月18日に始まる。これは16歳の星右衛門が村上家の家督を継いだ日である。この年と翌年の外題は、勇蔵をそのまま引継ぎ「家乗」巻之三十二、巻之三十三としたが、同7年からは外題を「家乗後編」と改め、巻之一から再び始めることになる。文化13年までは、1巻(1年間)を春夏秋冬の4分冊としていたが、以降は通年1冊とした。天保13年(1842)正月21日、中風を病んだ星右衛門は退隱を願い出るがすぐには許されなかった。隠居して家督を息子の彦右衛門に譲るのは2年後の天保15年正月27日のことである。病気で続けられなかったためか、星右衛門の「家乗後編」は天保13年(後編巻之三十三)2月25日で終わる。死去するのは弘化3年(1846)3月16日である。

7代彦右衛門(嘉永4年に角人から改名)は、天保9年(1838)の正月元旦から「家乗」を書き始める。外題は「日記」、内題は「家乗外編」巻之一である。天保13年の「家乗外編」巻之五は現在伝来していない。父星右衛門の「家乗後編」も天保13年は2月25日までしかない。この年の「家乗」は10か月余り欠けている。彦右衛門の天保15年(弘化元年)の内題には、当初「家乗外編巻之七」と記されているが、その右傍に「続編巻之一」と朱書されている(外題は併記)。正月27日に父星右衛門から村上家の家督を継いだことにより、「家乗続編」と改題して村上家の「家乗」を継続したことがわかる。終わるのは明治14年(1881)12月31日(続編巻之卅八)である。この年の1月15日、継母(慈君)が満90歳で死去したことを契機に、広島県退職後に就任していた共済社頭取を辞職し、広島の財産などを整理し10月2日に海軍省に奉職している養子敬次郎のもとへ身を寄せ、上京したためである。なお、天保13年の「家乗外編巻之五」に加えて、「家乗続編」には一部欠落した部分があることも付け加えておきたい⁵⁾。

この村上家3代にわたる「家史」「家乗」は、その表題からも明らかなように、個人的な日記というより、家の記録、一家の歴史という性格が色濃くあらわれている。村上家でこの「家乗」以外にどのような記録が作成されていたのか今となっては知るよしもないが、「家乗」の各執筆者は、後世村上家の

家内でこれらが将来にわたって読まれることを意識して記していることは疑いないように思える。特に頭書を付して、村上家先祖の情報、家臣の冠婚葬祭や人事記録、法事の際に廟へ備えた料理の献立などをメモ風に記しているのは記事の検索が便利なように工夫したものであろう。立身を重ねた勇蔵は主家への御恩を「家乗」に記すことによって、それを子孫に伝え、忠義を尽くすことを期待したものと考えられる。

2 家老東城浅野家とその家臣団

次に、村上家の主家に当る広島藩家老・東城浅野家とその家臣団についても説明を加えておきたい。

元和5年(1619)、広島藩主福島正則が信州川中島へ転封となり、かわりに浅野長晟が和歌山から広島藩主(42万6500余石)として広島城へ入城した。その年、長晟は当時の4家老に対して知行割を行い、浅野知近に三吉3万石、浅野忠吉に三原2万8000石、上田重安(宗箇)に小方1万石、亀田高綱に東城7000石を宛行つた。このような藩境への重臣配置は外敵の侵入を防ぐという軍事的な理由からであった。その後、同年に浅野知近が藩主長晟によって成敗され、亀田高綱が寛永元年(1624)に広島から退去すると、家老は2家だけとなっていた。そこで、寛永18年になって東城に居館を与えられ、家老として配されることになったのが浅野高英である。これ以降、東城浅野家(1万石)は、三原浅野家(3万石)、上田家(1万7000石)とともに3家老として固定され、明治2年(1869)の版籍奉還にともない、13代浅野道敏が禄高を返上するまで広島藩家老の地位にあった。東城浅野家は元の姓が堀田であるため堀田浅野家とも呼ばれている。

浅野高英の父、浅野孫左衛門高勝は天文7年(1538)に尾張国津島で生まれた。前名は堀田助左衛門尉道世(または道也)である。武勇で知られた高勝は始め明智光秀に仕え、天正10年(1582)に、当時7歳であった嫡子長満丸(後の幸長)の傅役として浅野家に仕官することになった。文禄2年(1593)までには浅野の姓を名乗ることを許され、浅野孫左衛門高勝と改めている。浅野幸長が、慶長5年(1600)に紀伊国37万6500石の領主となると、高勝には粉河城3万石が用意されたが、高勝はそれを断り慶長18年に京都で没した。高勝

には三郎という遺児があり，幸長は和歌山に呼び寄せようとしたが果たせないまま没した。幸長の跡を継いだ長晟がその遺志に従い三郎を召し出して家督を継がせた。これが浅野高英である。高英は長晟の広島入封時には6000石余であったが，寛永5年(1628)に2000石の加増を受け，同18年にはさらに2000石の与力知を付けられて都合1万石余となり，家老として東城に配されることになったのである。

東城浅野氏の知行地1万石余は，安芸国佐伯郡6か村，安芸郡2か村，高宮郡3か村，山県郡2か村，高田郡3か村，賀茂郡3か村，豊田郡1か村，備後国世羅郡5か村，奴可郡7か村，計32か村にあった。知行地は他の家老と比べ集中性が薄く，芸備両国に散在し，本拠の東城町がある奴可郡よりもむしろ佐伯郡や世羅郡の方が多いことが特徴である。また他の家老は原則として一村丸抱え(広島藩では100石以上の侍士には知行地が与えられるが，原則として相給知である)であったのに対して，東城浅野家の場合，32か村のうち18か村で他の広島藩士(または明知)との相給知となっている。

寛永18年，東城浅野家が家老に就任する際，本藩から2000石の与力知が与えられている。これらの与力知は，本藩の馬廻りから家臣同様に付けられた10名と，東城浅野家家臣2名(鈴木庄右衛門・水上源左衛門)からなる与力12名に与えられた。この12名は，以降過失等によって数名の入れ替えはあったものの，12名，計2000石という人数，総石高に変化はなかった⁶⁾。これらの与力は，ほかの一般の家士よりも格式が上位にあると認識されていた。

東城浅野家の家臣団は，享保21年(1736)の「浅野越前侍帳」によると，家臣(侍)数は63名で，このうち知行取の者が25名(与力12名を含む)，中小姓38名(医師4名を含む)であった。このほかに歩行組45名(役懸かり坊主を含む)，足軽組47名(役付きを含む)，船手の者9名，小人113名(手回り・馬取りを含む)が所属しており，総勢は277名である。他の家老家では，同年の三原浅野家の家臣総勢は730名余，上田家は435名であり，東城浅野家の家臣数は，知行高に応じ3家老の中では最も少ない⁷⁾。

広島藩では，元禄頃までは3家老が年寄と呼ばれて月番交代で直接藩政を運営し，これに組頭の中から選ばれた一兩名が加判役に任じられて政務を補佐していた。しかし，浅野吉長が行った宝永6年(1709)の職制改革により，家老は軍務を統括するものの，政務上では顧問格に棚上げされることになった(藩主参勤中の政務は原則として家老の元で処理され，重要案件のみ江戸に通知され

指示を受ける）。家老に代わって政務をとったのは従来の加判役から改称した年寄役である。

東城浅野家当主は他の2家老と同様に広島城下に上屋敷（広島城内三之丸内）・下屋敷（白島・六町目村）を藩主から拝領して常住し，三原浅野家当主が原則として1年に1度三原へ帰るのとは異なり，東城の居館へ赴くことは稀である。

東城町には，用人兼務の町奉行2名が置かれてその近在の東城浅野家知行地を統括する。その2名を含む与力6名とその他若干名の家臣が東城町に詰めるだけで，ほとんどの家臣は広島城下の東城浅野家各屋敷に付属する多門に居住している。これら家臣が居住する多門は主家から貸与されているものであり，役屋敷の性格を持つ。役の交代があると，順次家族と一緒に屋敷の移転が命じられている。村上家でも移転の度ごとに祖先廟と家財を荷造りしている姿が「家乗」に描かれている。

東城浅野家家臣団にあっては，享保年間では知行取，中小姓，歩行組，足軽組，寛政年間では知行取及び知行取同格，肩衣組（旧目付格），小姓組という格式の違いがあることが資料でうかがえる⁸⁾。同じ格式にあっても，席次が厳密に定められ，人事異動が発表される際には，必ず席次は誰某の次という一文が加えられている。表2は享保21年（1736）と寛政11年（1799）における東城浅野家の役職名簿である。12名の与力のなかで役職名簿に名前が確認できるのは，享保年間では6名，寛政11年では用人のみの4名に過ぎない。この表に名前のない与力は主に軍事部門を担当しているものと考えられる。格式の高い与力が重要な役職を占めているわけではなく，人材登用の道が開かれていることがわかる。こうして，東城浅野家家臣団内部には与力，知行の有無，役職，席次などによって複雑な身分格式が存在したようである。

なお，東城浅野家の場合，知行取や切米取の家臣が相続する場合，広島藩家臣に准じて減石されることが通常であったが，これらの与力が相続する場合，禄高は減らされずそのまま継承されることになっていた⁹⁾。

表2 東城浅野家の役職名簿

享保21年(1736)			寛政11年(1799)		
役職名	氏名	備考	役職名	氏名	備考
家老	堀尾善左衛門		家司	辻 並次	
用人	佐藤与三右衛門	小姓頭兼	用人	吉田与一右衛門	東城
	名倉理右衛門			八木半兵衛	
	吉田十郎兵衛	東城在番		千賀彦四郎	
	柴内八郎左衛門	東城町奉行兼		宮崎本蔵	東城
歩行頭	伊藤小右衛門		出頭	石田喜兵衛	
	八木十兵衛			真野又五郎	
足輕頭	千賀彦四郎			永井佐次馬	
	岡島盛登		用達	伊藤小右衛門	
勘定奉行	菅 藤兵衛	村方支配兼		相庭源右衛門	
側用達	真野新右衛門			堀尾五郎八	
	平野権六		勘定奉行	村上勇蔵	以上知行取并同格
目付役	中根平助		目付	長束貞式	
	山本兵馬			長 宗次郎	
	松井代右衛門			谷口宗助	
勘定役	山県与一郎			山本五太郎	
	室角平左衛門		吟味役	三宅弥太郎	
膳番役	野原儀左衛門			土屋藤右衛門	副役
	長束一郎右衛門		船奉行兼割奉行	室角五兵衛	
蔵奉行	吉本三郎右衛門		武具奉行	土屋平太	以上肩衣組
代官役	土屋平兵衛		代官	土屋藤右衛門	
	村井源内			山県与一郎	
船奉行	伊藤金右衛門		蔵奉行	山田弥兵衛	
割奉行	松井五郎左衛門			米原直左衛門	
武具奉行	本間八郎兵衛		銀奉行	藤野徳次郎	
書翰方	山県嘉仲太		副役御徒土組	長束甚左衛門	
乗方役	得井勘十郎		作事奉行	武内清左衛門	
作事方	入山八郎右衛門			星野又右衛門	
			奥付	河野十太	
				長束平内	
				宇佐美次内	
				沢崎武八	
			台所奉行兼賄所奉行	服部勘右衛門	
				田宮嘉忠太	
			右筆	野原八右衛門	
				山県清蔵	日記方兼
			用部屋詰	山県与一郎	
				中根弥平次	以上小姓組
			作事諸品方	桂 直蔵	
				矢野武助	
			作事所詰	小倉直吉	以上御徒土組

注：享保21年は「浅野越前侍帖并目印」(『東城町史』古代中世・近世資料編), 寛政11年は「村上家乗」巻之二十三による。は与力。

3 村上家について

村上家がいつから東城浅野家へ仕えたかについては現在のところ不明である。宝永2年(1705)8月9日に死去している初代三郎右衛門(慈眼院)は、東城浅野家の居館がある東城に程近い奴可郡未渡村の出身で、当初同家の与力である宮崎家に仕え、その推挙によって東城浅野家の足軽に取り立てられたという¹⁰⁾。2代甚兵衛(普照院)も足軽で、元文3年(1738)正月26日に1石半人扶持を加増され都合3石2人扶持となり、宝暦4年(1754)9月22日に69歳で死去している¹¹⁾。3代彦兵衛(大融院)は宝暦7年11月15日に足軽から歩行組に取り立てられて1石2人扶持を加増され、宝暦11年12月16日にもさらに1石の加増を受け、宝暦12年4月21日に死去している¹²⁾。この彦兵衛までは東城勤務で、村上家歴代の墓所は東城の浄土真宗徳了寺と、川西村の真言宗学恩寺にある。

表3は、「家乗」を執筆した勇蔵以下村上家3代にわたる履歴である。宝暦3年(1753)に生まれた4代勇蔵(常称院)は、宝暦12年に10歳で彦兵衛死去の跡を相続して歩行組となり、天明2年(1782)に29歳で主君浅野道寧の命によって東城から広島城下へ呼び寄せられ、以降広島城下で勤務することになった。勇蔵はその後、天明7年に34歳で中小姓、本格肩衣組に取り立てられ、寛政6年(1794)に41歳で知行取格勘定奉行、享和元年(1801)に49歳で用人、そして文化4年(1807)には55歳で新知100石を下され、足軽3人と鎧持ち1人を付けられて家司役に任じられことになった。恐らく、財政難の時代に長らく勘定方の実務面で功績を挙げ、勘定奉行に就任してからは年貢収納を含む知行地の民政責任者としても責務を全うした功績を評価されたものと思われる。ともあれ、東城から広島へ呼び出された歩行組の軽輩が、家臣団の最高位に達するというのは全く異例ともいえる大抜擢である。勇蔵は用人となって始めて城下六丁目村の下屋敷まで主家浅野高通(7歳)の供をし、直接自筆の画を拝領した感激を「予微賤より被抜擢、並なき御高恩御殊遇をかうふり、諸臣之上二立、昨日初而重き御従行を相勤、御画など拝領仕候と申は冥 阿とも言語二八不及事二而、先廟二告る二落涙仕之外無他事、唯天意をおもふて恐惶戒慎二不堪事也、子々孫々至迄よく慎而公事を怠事なか

表3 「村上家乗」執筆者3代の履歴

名前	年月日	年齢	事項
勇蔵	宝暦12(1762)	10	村上家相続, 歩行組, 東城勤務。
	天明2(1782)1.25	30	切米5石下され, 広島城下勤務を命じられる。
	天明2(1782)3.12	30	御玄閣御帳前見習日参を命じられる。
	天明2(1782)5.28		御勘定所詰を命じられる。
	天明5(1785)6.5	33	御代官添役を命じられる。
	天明5(1785)10.29		(吟味カ)添役命じられ, 役料銀5両(御代官添役はそのまま)
	天明6(1786)10?	34	御勘定吟味役(御代官兼?)を命じられる。
	天明7(1787)	35	中小姓, 本格肩衣組, 御勘定吟味役(御代官兼はそのまま?)
	寛政5(1793)4.5	41	知行格勘定奉行を命じられ, 切米10石3人扶持。
	寛政11(1799)6.	47	藤川武左衛門4男藤次郎を養子に迎える。
	享和元(1801)11.5	49	13人扶持, 用人役を命じられる。役料・足軽並の通り
	文化4(1807)12.7	55	新知100石, 家司役に抜擢される。足軽3人などを付属。
	文化5(1808)5.7	56	死去。
星右衛門	文化5(1808)10.18	16	家督を継承。10人扶持にて召し出される。御馬廻り?
	文化8(1811)12.1	19	足軽頭(御出頭役?)を命じられる。
	文化14(1817)3.15	25	御用達膳番兼帯を命じられる。御役料並の通り。
	文政5(1822)7.15	30	御用達同格御勘定奉行を命じられる。御役料並の通り。
	天保4(1833)4.2	41	14人扶持, 用人並, 御米銀并御知行所引受を命じられる。御役料は並の通り, 足軽1人を付属。
	天保9(1838)2.1	48	新知100石, 用人役を命じられる。御役料・附足軽は並の通り。
	天保15(1844)1.27	54	隠居を許される。
	弘化3(1846)3.16	56	死去。
彦右衛門	天保6(1835)8.6	22	小姓組に召出され, 5人扶持児小姓を命じられる。
	天保15(1844)1.27	31	家督を継承。知行高そのまま100石となる。
	天保15(1844)2.15		用人役を命じられる。御役料・附足軽は並の通り。
	安政4(1857)3.10	44	30石加増され, 禄130石となる。
	安政6(1859)9.15	46	御米銀引受を命じられる。
	万延2(1861)2.15	48	足知20石, 家司役, 役料銀・鎗持料足軽3人。
	文久3(1863)9.4	50	堀尾雅登弟敬次郎(11歳)を養子に迎える。
	明治2(1869)7.19	56	版籍奉還につき足軽槍持役料と併せ知行高300石となる。
	明治2(1869)12.21		家老職廃止につき広島藩に登庸, 士族下士, 禄15石となる。
	明治3(1870)3.8	57	郡政, 権大属, 佐伯・山県郡引受を命じられる。
	明治3(1870)11.17		権少属に任じられ, 農務係を命じられる。
	明治4(1871)9.24	58	広島県権大属に任じられ, 農務係を命じられる。
	明治4(1871)10.10		民事勸業係を命じられる。
	明治5(1872)6.18	59	広島県十二等出仕を命じられる。
	明治7(1874)1.5	61	広島県少属を任じられ, 庶務課勤務を命じられる。
	明治7(1874)3.29		出納課兼庶務課勤務を命じられる。
	明治7(1874)12.8		国史編修主任を命じられる。
明治8(1875)6.9	62	依願免官を命じられる。	

れ」¹³⁾と記し、また、家司に任じられた時にも、その時の感慨を「御家 極二至、古今籠遇を得候人多といへともいまた予か如き人を不聞、不才不徳之身二而希代之御厚恩を蒙、行末冥加之程不堪戦慄候也」と主家に対する忠義心を後世まで伝達すべく「家乗」に記している¹⁴⁾。勇蔵は家司に任じられた翌年の5月7日に死去する。勇蔵は浄土真宗広島城下西向寺に葬られた¹⁵⁾。

5代藤次郎（能称院）は、11歳の寛政11年（1799）に与力の藤川家から村上家に養子に入ったが、前述したように勇蔵死後の遺跡を継いだ直後の文化5年（1808）8月24日に21歳で急死した。

6代星右衛門（超徳院）は、上田家家臣木野文右衛門政章（100石）の9男で、文化5年10月18日、16歳で勇蔵の娘阿重の婿養子として村上家に入家した。当初は10人扶持であったが、天保4年（1833）14人扶持、用人並、御米銀並びに御知行所引受を命じられ、足軽1人を付られている。天保9年には新知高100石を下され、用人役（御役料・足軽並の通り）となり、祖父勇蔵の家格に復した。天保15年（1844）に病のために隠居して嫡男彦右衛門に家督を譲り、その2年後の弘化3年（1846）3月16日に54歳で死去した。

7代彦右衛門の場合は、先代までとは異なり、星右衛門が隠居する以前の天保6年に召出され、5人扶持児小姓を命じられている。天保15年に村上家を相続すると、その当初から父の禄高100石をそのまま賜り、用人役から始めることになる。このような扱いは東城浅野家家臣団では与力以外にはなく、異例中の異例といってよい。特にこの時、父星右衛門は御召小袖を直に下賜されているが、これは与力でもないことであった。彦右衛門はこの時の感慨を次のように「家乗」に記している¹⁶⁾。

今日予者斯様知行其儘之家督被仰付候者実に身に余りたる御高恩也、
（父星右衛門）殊に新知御拝領後格別無間合かゝる御大病に御取中り被遊、不得止御退隠御願被遊候所、知行其儘被下置、別而御召小袖者先年千賀彦四郎殿退隠之節も無之所、此度斯様御拝領被遊候者偏に御平日御精忠を被抽、御役向御出精御勤被遊候御徳之顕るゝ所、重々之御手柄、寔に当家之美目此上も無之事也

万延2年（1861）2月15日には、彦右衛門は足知20石を加えられて都合150石となり、48歳で家司役を命じられている。明治2年（1870）7月には版籍奉還によって、足軽・槍持役料と併せて知行高300石となったが、12月には家老職が廃止され、彦右衛門を始めとする3家老の家臣は広島藩に登庸される

ことになる。彦右衛門は士族下士，禄15石となり，権少属，農務係となるが，明治4年7月に廃藩置県を迎える。廃藩置県後は広島県に就職し，同県権大属となり，農務係，民事勸業係，租税課を歴任して鉄山検査のために県内から島根県まで回り，明治7年12月には「国史編修主任」を命じられている。翌明治8年6月をもって広島県を依願退職し，その後は士族授産のための金融会社，共済社の頭取に選挙され，明治14年まで勤めるが，継母の「慈君」がその年1月に死去したこともあり，10月までに広島の財産などを整理し，東京の海軍省に勤務する養子敬次郎のもとに夫婦で身を寄せるようになる。邦裕が残した「家乗」もこの年で終わり，没年を始めとしてこの後の邦裕の動向については今のところ明らかにならない。

4 「村上家乗」に見える格式

4-1 「村上家乗」の敬称

「村上家乗」を残した村上家は，広島藩家老東城浅野家の家臣，すなわち陪臣である。近世の藩内における武士社会は，侍，歩行，足軽層に大別されるほか，主君 直参 陪臣という主従制にも支配され，歩行・足軽や陪臣は儀礼面で直参の侍からは一等下位に見られ，時として屈辱的な扱いを受けていたことが知られている。今その具体的な事例を紹介することはできないが，たとえば，「家乗」の中でも，敬称を付けるか付けないか，その敬称は「様」か「殿」か，という相手の呼び方にも上下関係が如実に現れている。ここで慶応2年の「村上家乗続編」巻之二十三を例にとってみると，東城浅野家の家司である執筆者の村上彦右衛門は，同じ陪臣の東城浅野家や他の家老家の家臣を呼ぶ場合，東城浅野家人渡辺雅登を1例，親類でもある与力藤川每登を2例「殿」付けで呼んでいる以外は，すべて敬称をつけていない。一方，直臣広島藩士や幕府の直参旗本はすべて「殿」付けで呼び，将軍家，大名，公家，藩主浅野家，主家の東城浅野家を含む3家老とその家族は「様」付けで呼んでいる。恐らくはこのような呼び方が徹底されていたのであろう。この年東城浅野家の養子に入った浅野守之進に対しては，養子に入る前の広島藩士としては「殿」付けで，養子に入って主家の一員になると「様」付けで呼ぶようになっている。

慶応2年11月，広島藩の直臣・陪臣を問わず優秀な子弟約50名が選抜されて江戸洋学修行に向かうとき，養子敬次郎を見送るため水主町大雁木まで出かけた彦右衛門は，広島藩の軍艦に直参・陪臣の区別なく乗船することを聞いて思わず「愉快之事」と「家乗」に記している¹⁷⁾。日ごろ直参と陪臣との交際を通じて強制される屈辱的な儀礼を幾分かでも晴らすことが出来たといわんばかりの表現である。

4-2 村上家の養子相続について

日本の武家の場合，家督と家禄は直系の男子が代々単独で継承することが一般的であったが，一子相伝で家名を継承することは困難を伴った。そこで採用されたのが養子制である。清末藩では異姓養子が35%，同姓養子が5%，合計した養子率は40%というデータもある¹⁸⁾。

村上家では，5代藤次郎，6代星右衛門，8代敬次郎と，3名が養子として村上家の家督を継いでいる。次にこの養子決定過程について考察する。

村上勇蔵は，29歳で東城から広島勤務を命じられ，天明6年(1786)2月に33歳で広島藩船手方の桑原秀蔵(のち七左衛門)の娘阿古代(16歳年下)と結婚している。30代での初婚というのは当時としては晩婚である。2人の間には女子4人と男子1人が出生しているが，成長したのは寛政9年(1797)に出生した3女の於嘉世だけであり，寛政11年に他家から養子を迎えることとした。その養子選びについて，勇蔵は同年の「家乗」に次のように記している¹⁹⁾。

予兼而養子之望有之，近頃旅行之御内意も有之候故，尚以心せき候而承合せ候へとも，御家中御切米取之方角二望敷事無之，頃日八木半兵衛二男，又藤川弥七郎弟なとすゝめし人有之，然とも是八皆知行取二而予等之類二非ス，其上半兵衛殿八御用人なれ八，旁以潛上なる事故恐悦いたし辞し置候へとも，外二一円無之，又達而勸メ候人も有之二付，今朝敬を以尊廟へ伺ひ候処，藤川者し有之，八木者実意二不被為叶趣也，八木者御用人，其上御家司辻並次殿へ内縁も有之候得八，彼辺へ膠漆いたし候儀御戒慎有之事二哉と恐悦いたす也，藤川者知行取なから当時権勢ならさる義故尊意二叶候歟，直参又者他御家中なと二求候八、相応之儀も可有之候へとも，願く者御家来内二而求度存志也，其趣意者末生り君恩をとも二いたし候者なれ八他之志なく善

ク君二事ル道理二而，予も亦実子之おもひあれば也

当時勇蔵は知行取ではないものの、格式は知行格、勘定奉行の役職を得ており、知行取の家から養子を迎えても支障はないはずである。むしろ、村上家の繁栄を望む立場からすれば、上位の家格から養子を迎えることは当然の措置である。しかし、父は元足軽、自身も歩行組から知行格勘定奉行まで家格上昇を達成した勇蔵は、当初知行取ではなく、切米取の中から養子を選ぼうとしている。しかし資質的に適当な人物がないため、やむを得ず用人八木半兵衛の二男か、または藤川弥七郎の弟かという選択となった。直参の広島藩士、または他の家老家家臣という選択もあったが²⁰⁾、歩行格から異例な立身を遂げた勇蔵は、主家に対する忠義心を重視する側面から同じ家臣団からという選択になったようである。紹介を受けた八木家・藤川家とも与力家で、同じ知行取にあっても一段と格式は高い。それは村上家から縁組を望んだというわけではなくあくまでも資質を優先した結果であった。最終的な勇蔵の選択は、先祖廟への伺いの結果という手続きを経て、家司である辻並次とも縁戚関係にある八木家よりも、清廉潔白で奉公能力の高い藤川家との縁組を選び藤次郎を養子に迎えたのである。しかし、勇蔵が文化5年(1808)に死去した後に家督を継いだ藤次郎もわずか3か月後には急死する。皮肉にもその跡を継いだのは、勇蔵が望まなかった他家(家老上田家)の家臣である木野文右衛門の9男清九郎(星右衛門)であった²¹⁾。清九郎が村上家の養子に決定した経緯については、この間の「家乗」が記されていないため不明であるが、おそらく選定の中心となったのは勇蔵の未亡人阿古代と思われる²²⁾。阿古代はそれ以降、天保3年(1832)に死去するまで村上家の家事を指揮している。

次に8代敬次郎が村上彦右衛門の養子に迎えられたときの経緯について見ることにする。

彦右衛門室は上田家家臣木野左守の娘(文右衛門孫)で、彦右衛門とは従姉妹の関係である。二人の間には正介・松濃・幾三郎・他三郎・長槌(千代雄槌)という4男1女が誕生しているが、千代雄槌の7歳が最高で、いずれも文久3年(1863)4月までに早世している。そこで、彦右衛門は他家から養子を迎えることとし、その選定について次のように「家乗」に記している²³⁾。

朝三宅内外を呼、堀尾・矢野両家二男之義を尋、何れとも好資質、就

中記臆者堀尾二男者格別秀逸之由申也...堀尾家血統之処者能承知罷在候得共，敬次郎母之里深町家并祖母之里栗原家之血統，予未詳知候故，過日水谷伯母君江托，双方之処得斗承糺被吳候処，両家共敬次郎母・祖母江係ル処二於而八何も正敷趣二相聞候由，此間万之進江御伝言被下候故，尚今朝兵蔵を池田加賀守江遣シ，神明之冥示をも窺囉候処，神トも吉なる由申越候二付，慈君・家小共得斗申値候上，謹而廟前二焼香，御靈々江申上，所望二及試候方二相決ス

彦右衛門の場合も，堀尾・矢野という東城浅野家家臣の中から，いずれも二男の「好資質」である養子候補を挙げてもらい，結論としては，「格別秀逸」と評判の堀尾勝登（与力）の弟敬次郎を養子（彦右衛門に娘が生まれた場合は婿養子にするため当面「厄介」の名目で）に迎えている。敬次郎を内定した上で母・祖母の血統調べるという手続きを踏んではいるが，藤次郎のときと同様に，奉公能力の高さが養子決定の優先条件のようである²⁴）。

おわりにかえて

これまで，十分に活用されてこなかった「村上家乗」や，その執筆者である村上家，そしてその主家である広島藩家老東城浅野家の紹介を兼ねて，その家臣団内における格式などについて若干ながら考察してみた。はじめにも述べたように，「村上家乗」は104年間219冊に及ぶ膨大な日記であるが，本稿で材料としたのは，資料集解題執筆のために解読した一部にすぎない。このような事情もあり，本稿は散漫で不十分な内容にならざるを得なかった。しかしはじめにも述べたように，この「村上家乗」は広島城下町で暮らす武家の多彩な生活の側面が描きこまれており，利用価値は大変高い。今後この「村上家乗」の解読を進めながら，近世武家家臣団社会の構造について少しでも解き明かすべく作業を続けていきたいと考えている。

なお，近年広島県内では市町村合併の動きが加速し，これを契機に自治体史の編纂・刊行が相次いでいる。しかし，通史編とは別に資料編が編纂されるとしても頁数の制約などから，掲載する資料は断片的，羅列的にならざるを得ず，膨大な近世・近代資料をまとめて紹介することは困難な情勢である。当館では，収蔵する資料の保存と整理を進めるかたわら，活用を図る上で資料集の刊行事業を行っているが，これもも大いに意義があると思う。

注

- 1) 平成6年度にも,第1同好会などで解読した,心学者で,広島県下級吏員でもあった宮本愚翁の日記『宮本愚応日記抜粋・恩ほうし』を,「広島県立文書館資料集2」として刊行している。
- 2) 広島藩武家の長期にわたる日記には,「村上家乗」のほかに,広島藩儒「頼春水日記」(天明元年~文化12年),その妻「頼梅颯日記」(天明5年~天保14年,いずれも頼山陽史跡資料館所蔵「杉ノ木資料」),広島藩の重臣今中相親,相愛2代にわたる「今中日記」(文化4年~明治10年,広島大学附属図書館所蔵),家老上田家の月番用人が交代で記した「上田家御公用日記」(安永3年~明治2年,三原市立図書館所蔵)がある。
- 3) たとえば,刊行した「村上家乗続編 卷之廿三」(慶応2年)は,表紙を含めて89丁ある。1丁あたりは30行で,1行は約30字,それに頭書がある。
- 4) 磯田道史氏は,『近世大名家臣団の社会構造』(東京大学出版会,2003年)の中で,歴史社会学・歴史人口学的手法を採り入れながら,近世大名家臣団の階層構造を鮮やかに描き出し,『武士の家計簿』(新潮選書,2003年)では,天保から明治にかけての家計簿を通じて,加賀藩御算用者の猪山家の生活を今によみがえらせており,参考になる点が少なくない。
- 5) 明治2年12月22日から翌3年1月31日まで,同年12月17日から晦日まで,明治4年8月5日から10月31日まで,11月16日から30日まで,12月9日から翌明治7年5月20日まで,同年8月4日から10日まで,明治8年1月14日から3月31日まで,4月5日から20日までである(その他旅行等のため数日分漏れがある)。
- 6) 寛政6年(1794)における与力は,吉田与一右衛門(180石),八木半兵衛(180石),千賀彦四郎(200石),宮崎忠兵衛(150石),柴内忠太(150石),水上嘉藤太(210石),片岡嘉左衛門(150石),佐藤三右衛門(150石),由良兵左衛門(150石),名倉丈五郎(150石),藤川弥七郎(130石),牧野氏(200石)である(カッコ内は知行高,『東城町史』自然環境・原始・古代中世・近世通史編による。)
- 7) 幕末の広島藩の家臣数は約5,000人であった。明治3年(1870)に旧家老の家臣を移した士卒戸数が約6,500人であるので,幕末の3家老合計の家臣数は約1,500人となる。記載基準が異なるため集計の数字は合わないが,明治2年の3家老の総家来数は,三原浅野家が4,188人(男2,058人,女2,130人),上田家は1,236人(男748人,女388人),東城浅野家が972人(男649人,女323人)という数字も残っている(『広島県史』近世2)。このように,軍事面では,家老家臣は広島藩の中で大きな比重を占めている。
- 8) 享保年間「浅野越前侍帖并目印」(『東城町史』古代中世・近世資料編),寛

政11年は「村上家乗」巻之二十三。なお、この両者の格式の違いについてはなお検討を要する。

- 9) 広島藩の場合、家督継承の際に世禄が変わらないのは3家老のみで、その他の藩士は先祖の功績と勤務の内容によって標準が定められており、減禄が行われる。ただし、侍士の場合は20石、切米取りの場合は5人扶持までと制限され、それ以下とはならない（小鷹狩元凱「芸藩三十三年録」〔『元凱十著』〕）。村上家の場合は、星右衛門家督の際には10人扶持となったが、彦右衛門家督の際にはとくに減禄が行われず、父星右衛門の禄高100石をそのまま相続している。
- 10) 「村上家乗」巻之二十八（享和4年夏）4月6日頭書。
- 11) 「村上家乗」巻之二十七（享和3年秋）7月21日頭書、「村上家乗後編」巻之五（文政7年）4月11日頭書。
- 12) 「村上家乗後編」巻之五（文政7年）4月11日頭書。
- 13) 「村上家乗」巻之二十七（享和3年秋）8月15日。
- 14) 「村上家乗」巻之三十一（文化4年冬）12月7日。
- 15) 村上家の広島ของ菩提寺は浄土真宗西向寺（細工町）と浄土宗（新川場町）である。天保15年（1844）7月26日、彦右衛門の長男正介を西向寺に葬ろうとしたところ、同寺墓所は手狭なため、星右衛門の意向によって妙慶院に葬られることになったという。星右衛門の墓も妙慶院にある。
- 16) 「村上家乗続編」巻之一（天保15年）正月27日。
- 17) 「村上家乗続編」巻之廿三（慶応2年）11月1日。
- 18) 前掲磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』111頁。
- 19) 「村上家乗」巻之二十三（寛政11年夏）4月21日。
- 20) 家格別の数値的な説明などを行うことはできないが、「家乗」の記載によると、東城浅野家家臣の養子・婚姻縁組や婚姻の相手で最も多いのは同家臣団であり、続いて他の2家老家臣団である。直臣との縁組は稀であるように思われる。
- 21) 文化10年（1813）、星右衛門が21歳、於嘉世17歳になり、於嘉世をいったん藤川家の養女とし、その上で改めて2人を結婚させている。
- 22) 阿古代は勇蔵亡き後、天保3年（1832）年に死去するまで村上家の家事を指揮している。
- 23) 「村上家乗続編」巻之廿（文久3年）8月4日～5日。
- 24) 実際、この敬次郎（1853～1929）は慶応2年（1866）の広島藩江戸留学生（50名）の一員に選ばれ、明治2年（1869）には、藩士田口太郎に率いられて英国に留学した。明治7年に帰朝した後は一時広島英語学校の教員となったが、明治9年に上京して海軍省に出仕し、以後海軍関係の法律等の調査に

あたった。日清戦争では呉鎮守府監督部長として功があり，明治30年に主計総監に累進し，海軍省経理局長となった。北清事変や日露戦争でも功があつて明治40年9月には，諸侯・家老や明治維新の功労者以外では広島県出身者としては唯一の爵位(男爵)を授けられている。

(にしむら あきら 主任研究員)

広島軍用水道について

安藤 福平

日本における近代的な水道は、明治20年(1887)に横浜で完成したのを嚆矢に、明治十年代に函館・長崎・大阪で、明治30年代には広島・東京・神戸・岡山・下関などの各都市で布設された。広島で比較的早期に水道布設が実現したのは、すでに明治20年代初頭から会社組織による水道事業が企図されるなど、地元において水道布設への機運が従前から存在したことに加え、陸軍が日清戦争を機に派兵拠点となった広島に水道を布設することを強く望んだためであった。

広島では、明治20年代初頭に広島用水会社が設立され水道事業が目論まれ、工事着工寸前まで事が運ばれたのであったが、加入者不足のため頓挫した。そこで会社の発起人らは、第五師団の軍用水道を主体とする水道布設案をたて、関係方面に運動した。その直後の明治23年(1890)12月、第五師団長は県知事に対し、第五師団と県・市の三者共同による水道布設の急務を提唱した。しかし、その後それ以上の進展を見ないまま推移し、ようやく明治27年(1894)4月になって広島市会をはじめ水道仮設計費を計上し、同年8月内務省御雇衛生工師 W・K・バルトンによる実地調査がおこなわれた。時あたかも日清戦争が勃発し、広島には大本営が置かれ、派兵拠点として軍隊の出入りで繁忙を極めるなかで、赤痢・腸チフス・コレラなどの伝染病が蔓延し、軍にとっても市民にとっても衛生的な飲料水の確保は焦眉の課題となっていた。

こうして広島市の水道布設計画の動きは本格化し、総工費95万円、三分の二を国庫補助に仰ぐとする案を決定して、明治28年(1895)7月5日付で内務大臣へ申請した。他都市の例では水道事業に対する国庫補助は三分の一であり、内務省としてはとうてい受け入れられない申請といえた。事実この申請は却下されるが、それにかわって陸軍省による広島軍用水道の布設案が浮上した。

史料1は、広島軍用水道布設費を臨時軍事費より支出することについて、陸軍省が大蔵大臣に了解を求めたもので、明治28年9月4日付「送甲第一七

二一号」として施行された内議案と10月7日付「送甲第一九六三号」として施行の照会案，およびそれぞれに対する大蔵大臣の回答からなり，それぞれに「壱第一三〇六号」という番号が付与され，「省第一五号」として一件にまとめられている。内議案では，「広島市八宇品港ト并ヒ兵略上ノ一策源地」であるとした上で，同市の飲料水が汚悪で悪疫蔓延の媒介をなし陸軍を危殆に陥れることが少なくないので，水道の布設は急務であることから軍用水道布設費を臨時軍事費（日清戦争の戦費）より支出することを求めている。そして「本水道ハ専ラ之ヲ軍用トシ一切ノ経費」を臨時軍事費より支出するとしながら，同時に市民一般への給水を実現しないかぎり目的は達せられないと明言し，広島市が企図している水道事業との連動を示唆している。名は軍用水道であるが，陸軍当局は，計画の当初から，後に実現したような広島市民給水用水道との接続，軍用水道の委託管理を構想していたとみて間違いはない。通常の国庫補助で広島市が水道を布設する財力に欠けるとみた陸軍当局が，財源を捻出するために軍用水道として臨時軍事費を充当することにしたのである。事実，ここに計上された64万円の予算は，広島市が計画した水道布設費総額95万円の三分の二に当たる額，すなわち同市が国庫補助を申請した63万円とぴったり符合する。陸軍省は，64万円で軍用水道を布設するといいいながら，実際には広島市の負担額32万円を合わせて95万円の総工費で軍と市民用の水道を布設しようとしたのである。

広島軍用水道の布設は，大蔵大臣の承認後，ただちに閣議に付され，10月10日に上奏裁可されている。そして，11月9日勅令第157号をもって臨時広島軍用水道布設部官制が公布され，これによって広島軍用水道の布設が天下に周知された（同部広島出張所の業務開始は12月11日）。その直後の11月22日，広島市は市設水道の軍用水道への接続許可を請願し，これは翌年2月3日に許可された〔府第二号「水道接続出願之件」(陸軍省「壱大日記」明治二十九年二月)〕。さらに水道布設工事とその事務についても，臨時広島軍用水道布設部出張所の職員に囑託することとなり，工事は一元的におこなわれることになった〔府第一号「水道布設工事囑託之件」(陸軍省「壱大日記」明治二十九年六月)〕。

工事は明治29年(1896)3月19日の配水池築造工事から始まり，明治31年(1898)8月12日のポンプ室・汽関室工事の完了で終わった。そこで問題となるのが完成した水道の維持管理を誰がおこなうかである。給水量からすれば

軍への給水はごく一部で，大部分が市民給水用であるだけに，その維持管理に広島市があたるのが自然である。そのため，工事完成が間近に迫った明治31年6月15日，広島市長から陸軍大臣に対し，軍用水道に属する土地・物件の貸し下げと水道事務所の貸し下げを求める稟請がなされた。そして，工事完成後これが許可され，9月1日より軍用水道が広島市に貸し下げられることになった。こうして，広島市の経営管理のもとに，明治32年（1899）1月1日から軍と市民への給水が開始された。陸軍省「壺大日記」にはこうしたやりとりについても，収録されているが，広島市長の稟請書と陸軍大臣の命令書は『広島市水道誌』にその全文が掲載されているので，ここでは陸軍省が広島市長の稟請を受けて，臨時広島軍用水道布設部長および第五師団監督部長に対しておこなった照会と前者の回答を史料2として掲載しておく。

一地方都市の上水道の布設に臨時軍事費を注ぎ込んだことについては，議会で大問題になった。また，会計検査院もクレームをつけた。明治30年（1899）10月16日付で会計検査院長から陸軍大臣に質問が提出された。史料3がそれで，数年を要する大工事にもかかわらず，日清戦争講和後になって起工し，その工費を日清戦争の戦費である臨時軍事費より支出することの理由を陸軍省に問いただしている。それに対して陸軍省は，講和の実行のためにもなお駐兵が必要であり，軍隊の派遣・還送に支障を及ぼさないようにするために水道布設が必要であったと回答している。その後，史料4にあるように，広島軍用水道を広島市に貸し下げたことについても，会計検査院は陸軍省に照会している。それに対して陸軍省は市の管理に移したわけではなく，条件を付して使用を許可したと回答している。以上のように，陸軍省の強引ともいえる広島軍用水道布設事業は，会計検査院とも摩擦を起こしたのであった。

広島軍用水道の布設，市設水道の接続，市設水道工事の軍への囑託，軍用水道の貸し下げという一連の過程で，水道建設という至上課題の下で広島市と軍との呼吸はぴったりとあい，給水開始へこぎつけたわけであるが，水道経営の段階では，両者の立場は水を供給する側と受ける側に分かれ，お互いの利害は対立するものになった。とくに，水道の維持・経営が財政的困難に達着すると，時の経過とともに民間と比べて著しく低廉のままに据え置かれた軍への給水料の値上げが課題となり，その可否をめぐる広島市と軍は対立する。明治35年（1902）3月以来，広島市は給水料の値上げを陸軍省に再三に

わたって稟請する。そのうち明治40年(1907)3月の第3回稟請が史料5であり、史料6はその直後の6月の稟請である。二つの稟請は、その趣旨はほとんど変わるところがないが、6月の稟請においては、値上げ申請に説得力を持たせるため、陸軍と民間の使用量および給水料の比較、日露戦争時の軍関係の水使用量および民間料金で徴収した場合と比較しての損失額、給水料の改正対照表を掲げている。いずれも却下されたが、明治42年(1909)8月の第5回稟請によって、1年後の明治43年(1910)7月になってようやく1石につき5毛の値上げで1厘5毛となった。

〔付記〕 広島県立文書館では、各地に所在する明治期以降の広島県に関する史料をマイクロフィルムにより収集する事業(行政文書補完事業)に取り組んできた。その一環として軍都広島の展開過程を明らかにする史料を防衛庁防衛研究所図書館からマイクロ収集してきた。ここで紹介した史料はその一部で、広島県立文書館複製資料(請求記号 P9702-D12~D18)として閲覧できる。

史料1

〔防衛庁防衛研究所蔵、陸軍省「壹大日記」明治二十八年十月〕

省第一五号

受領番号 壹第一三〇六号

庁名 内務省

件名 広島二水道敷設之件

提出 二十八年九月七日

執行

大蔵大臣へ御照会案

広島市及宇品港二水道ヲ布設スルノ計画ニ対シ曩時及内議御同意ヲ得タル該費途別紙計画書之通至急軍資金ヨリ支出ノ取計相成度右及御照会候也 陸軍省送達 送甲一九六三号 十月七日

追テ本費八別紙計算書之通更ニ一目ヲ増設シ支出致度右申添候也

官房秘第七〇八号

九月四日御内議有之候臨時広島軍用水道布設費六拾四万円軍資金ヨリ支出ノ儀異存無之内閣總理大臣ノ同意ヲ得此段及御回答候也

明治二十八年十月八日

大蔵大臣子爵 渡邊国武 印

陸軍大臣侯爵 大山巖殿

七二一

十月七日送甲第一九六三号ヲ以テ御請求有之候広島市及宇品港二水道ヲ布設スルノ費用金六拾四万円臨時支出之儀今般勅裁相濟候趣内閣總理大臣ヨリ通牒有之候ニ付前記金額軍資金ヨリ臨時軍事費中へ増額方可取計候条此段及御通達候也

明治廿八年十月十一日

大蔵大臣子爵 渡邊国武 印

陸軍大臣侯爵 大山巖殿

追テ御追書ヲ以テ被申越候科目ノ儀八臨時軍事費ノ款項中末位ニ広島軍用水道布設費之一目設置候条此旨申添候也

壹第一三〇六号

広島及宇品港二水道ヲ布設スルニ要スル費途支出之件

左案之通大蔵大臣へ御内議相成度候也

明治二十八年八月三日

經理局長 印

大蔵大臣へ御内議案

広島県広島市八宇品港ト共ニ兵略上ノ一策源地タルハ敢テ多弁ヲ要セス、然ルニ同市ノ飲料水汚悪ニシテ往々悪疫蔓延ノ媒介ヲナシ軍隊ヲ危殆ニ陥サラシムルモノ少カラス、故ヲ以テ其土地ノ形勢港湾ト相待チテ頗ル良好ナリト雖モ水道ヲ布設シ此ノ衛生上ノ欠点ヲ除去スルニアラスンハ充分ニ之カ用ヲ為スニ由ナク、軍隊ヲ派遣還送スルニ当リテモ一部団隊ヲ同時ニ此所ニ駐屯セシムルヲ得ス、或ハ建制部隊ヲ割キ或ハ時ヲ隔テ、軍隊ヲ集中セサルヘカラサルカ如キ不便ヲ感スル少カラス為ニ時機ヲ失スルノ虞ナキヲ得ス今ヤ清國トハ和已ニ成ルト雖モ和議約款ハ未タ其実行ヲ見ルヲ得ス而シテ威海衛及遼東半島ハ尚ホ駐兵ヲ要シ台湾モ亦鎮定ニ兵力ヲ要スルモノ多シ故ヲ以テ和平ノ条約ハ已ニ成ルアリト雖モ日清事件ノ終極ヲ見ルニ至ルハ幾多ノ日子ヲ要シ今ヨリ其間軍隊ノ派遣

還送ヲ要スル少カラス然ルニ若シ広島ヲシテ之ヲ目下ノ情況ニ委棄シ完全ノ策源地タラサシメハ軍隊ノ行動ニ支障ヲ及ホシ或ハ徒ラニ疾病ノ為メニ功勞アル兵員ヲ悩マシメ且之カ為メ經濟上損失スル所モ尠カラズシテ水道ヲ同市ニ布設スルハ實ニ忽緒ニ付スヘカラサルモノタリ、依テ一日モ早ク其工ヲ竣ヘ広島ヲ安全ナル策源地トナシ且宇品港ノ集積倉庫ノ如キモ之ニ伴フテ永久ノ計画ヲ要ス然リ而シテ同市ヲ策源地ト為スニ於テハ全市ハ即チ臨時ノ兵舎ノ形状ヲナスヘキヲ以テ市民一般此ノ給水ヲ仰クノ計画ニ出テスハ遂ニ其目的ヲ達スルナキナリ幸ヒ水道事業ハ同市民ノ奮テ企図スル所ニシテ市民ノ受クヘキ給水工事ニ對シテハ市債ヲ起シテ之カ負担ニ任シ給水料金を以テ全工事ヲ永遠ニ維持スルノ方法ヲ立ツヘキノ稟申アリ依テ速ニ別紙計算書ノ金額臨時軍事費ヨリ支出シ一日モ早ク本工事ヲ完成シ他日ノ遺憾ナカラシメ度右及内議候也

追テ本費ハ別紙計算書之通更ニ一目ヲ増設シ支出致度右申添候也

陸軍省送達 送甲第一七二一號 九月四日

軍資金支出請求計算書

科目	支出請求額
第一款臨時軍事費	六四〇、〇〇〇 〇〇〇
第一項臨時軍事費	六四〇、〇〇〇 〇〇〇
第二十四目臨時広島軍用水道布設費	六四〇、〇〇〇 〇〇〇
事由	

一広島市及宇品港ニ水道ヲ布設スルハ作戰上最モ緊要ナリ蓋シ本水道ハ専ラ之ヲ軍用トシ一切ノ經費ハ之ヲ本費ヨリ支出シ速ニ其工ヲ竣ヘ以テ策源地トシテ欠点ナカラシメンガ為ナリ但シ一時限リ諸費

史料2

〔防衛庁防衛研究所蔵、陸軍省「壹大日記」明治三十一年十月〕

陸軍省受領 卷第八三二號 八月四日

広水本第七三號

広島市参事会広島市長伴資健出願ニ係ル広島軍用水道貸下之件ニ付送乙第二一四六号ヲ以テ何分之意見可申出旨御来意之趣了承取調候処右八元來軍用水道トシテ布設相成候當造物ニ有之候得共既ニ広島市水道接続ヲモ許可セラレ候儀ニモ有之候令陸軍専用ノモノトシテ保管セラレサルモ平時戰時ニ論ナク軍隊等ノ給水上聊モ差支無之且ツ之カ維持保存共總テ責任ヲ以テ負担致候得者土地使用並當造物貸下共市長申請之通り許可相成可然被存候將夕又臨時陸軍建築部及第五師團監督部ニ於テ布設相成候枝管ニ屬スル給水用鑄管鉛管其他給水器具一切是亦軍用水道ノ一部ニ屬スヘキモノニ付前段貸下許可之場合ニハ右モ悉皆御貸下相成リ維持保存共広島市へ被命候方便宜ト被相考候依テ貸下ニ關スル命令書按及図面目錄書相添工此段及御答候也

明治三十一年八月二日

臨時広島軍用水道布設部長 中村雄次郎 印

陸軍省副官 岡部政蔵殿

追テ本文當造物中ニハ陸軍各營廨内存置之分ヲモ總テ包含致居候間右ニ御了知相成度將夕又出張所ハ閉鎖之上土地建物共悉皆第五師團監督部へ引渡シ同部ヨリ更ニ貸付相成候方可然被存候右ハ監督部ニ内議濟ニ付併セテ申進候也 別紙図面二十三葉添付ス〔別紙なし〕

命令書案

〔略〕

広監甲八三三号

軍用水道二属スル土地及物件貸下ケ之儀広島市参事会ヨリ稟請該県知事ヨリ副申之件送乙第二一四六号ヲ以テ御申越之趣了承取調候処稟請書即チ市水第三十八号同第三十九号共土地之儀八於当部八差支無之候得共市水第三十九号之土地八曾テ御達ニ仍リ水道布設部へ引渡有之且水道二属スル营造物及諸器械等之物件八当部之関係無之候間先二同部へ御下問相成候様致度此段申進候也

明治三十一年七月廿一日

第五師団監督部長 広虎一 印

陸軍省副官 岡部政蔵殿

巻第八三二号

副官ハ臨時広島軍用水道布設部長及第五師団監督部長へ申進按
軍用水道二属スル土地及物件貸下ノ義広島市参事会ヨリ稟請之趣ヲ以テ別紙巻第八三二号写之通り
該県知事ハ副申有之候条事实調査ヲ遂ケ何分之義御申出有之度此段申進候也

陸軍省送乙第二一四六号

七月五日

理由

本件知事ノ副申書ニ臨時広島軍用水道布設部出張所并ニ第五師団監督部へ協議済之旨記入有之候
得共当該所部ノ意見無之ニ付更ニ本文之通相成度

史料3

〔防衛庁防衛研究所蔵、陸軍省「壹大日記」明治三十年十月〕

省第三四号

受領番号 壹第三〇八六号

庁名 会計検査院

件名 広島水道布設費之件

提出 三十年十月

執行

御回答按

広島軍用水道布設工事費金六拾四万円特別会計之臨時軍事費ハ支出之義ニ付送第二三六号ヲ以テ質問有之候処右広島市八宇品港ト相待テ兵略上ノ策源地タル八敢テ多弁ヲ要セス然ルニ同市ノ飲料水ハ汚悪ニシテ往々悪疫蔓延ノ媒介ヲ為シ軍隊ヲ危殆ニ陥ラシムルモノ寡カラス其土地ノ形勢頗ル良好ナリト雖トモ水道ヲ布設シ衛生上ノ欠点ヲ除去スルニアラサレハ之レカ用ヲ為ス能ハス軍隊ノ差遣還送ニ当テモ一部団隊ヲ同時ニ此地ニ駐屯セシムルヲ得ス或ハ建制部隊ヲ割キ或ハ時ヲ隔テ、軍隊ヲ集中セサルヘカラサル如キ不便アリ為メニ時機ヲ失スルノ虞ナキヲ得ス当時清国ト和已ニ成ルト雖トモ和議契款ハ未タ其実行ヲ見ルヲ得ス而テ威海衛遼東半島八尚駐兵ヲ要シ台湾モ亦鎮定ニ兵カヲ要シ日清事件ノ終極ヲ見ルハ蓋シ遼遠ナリシ其間軍隊ノ差遣還送ヲ要スル寡カラス然ルニ若シ同市ヲシテ当時ノ形状ニ委棄シ完全ノ策源地タラサラシメハ軍隊ノ行動ニ支障ヲ及ホシ或ハ徒ニ兵員ヲ悩マシ之レカ為メ經濟上損失スル所モ從テ大ナリ依テ当時ノ状況ニ依リ同市ニ水道ヲ布設スルハ実ニ忽諸ニ付スヘカラサルヲ以テ該費途ハ特別会計ノ臨時軍事費ハ支出セシ義ニ有之候条右様了承有之度此段及回答候也

陸軍省送達 送甲第二九五八号

十月廿五日

送第二三六号

特別会計臨時軍事費中廿八年十月十日勅裁済六拾四万円ノ予算ヲ以テ広島軍用水道布設ノ工事ヲ起シ廿九年三月三十一日以前ニ於テ壹万八百貳拾円貳拾七銭ヲ支払ヒ差引六拾貳万九千七百七拾九円七拾參銭ヲ廿九年度一般会計ニ移替ヘタリ本工事タル軍隊ノ衛生上必要ナリトスルモ元來數年ニ渉ル一大工事ナルヲ以テ速成ヲ期シ難キハ勿論ニシテ廿九年三月末日マテニ支払ヒタル工費ハ其總額ニ比シ僅ニ六十分ノ一ニ過サルノ点ヨリ觀ルモ廿七八年戰役ニ從フ軍隊ノ需用ニ応ズル能ハサル八固ヨリ予知シ得ヘキ処ナリ然ルニ日清交渉事件殆ト終結セントスルノ日ニ至リ之ヲ起シ該事件ニ關スル費途ヲ支弁スヘキ目的ヲ有スル本費ヨリ其工費ヲ支出スルコト、セラレタル事由承知致度此段及質問候也

明治三十年十月十六日

會計検査院長 子爵 渡邊 昇 印

陸軍大臣 子爵 高島 鞆之助殿

史料4

〔防衛庁防衛研究所蔵、陸軍省「壹大日記」明治三十二年七月〕

省第三号

受領番号 壹第一一六七号

庁名 會計検査院

件名 広島軍用水道ノ件

提出 卅二年七月一日

執行

回答按

客月廿六日付送第七二九号御照会之趣了承右広島軍用水道ハ築造物ト共ニ之ヲ市ノ管理ニ移シタル儀ニハ無之市長ノ稟請ニヨリ別紙命令書ノ条件ヲ以テ使用ヲ許可セラレタル儀ニシテ其引渡ノ手續ハ第五師団監督部ヘ達セラレ地方庁ヲ經由シ同部ヨリ引渡シタル義ニ有之候条此段及御回答候也

追而命令書ニ属スル図面ハ大部ニシテ容易ニ難致謄写ニ依リ省略候条右申添候也

陸軍省送達 送甲第一二一一号 七月三日

陸軍省受領壹第一一六七号 六月廿七日

送第七二九号

広島軍用水道ハ之カ維持ノ經費ヲ市ニ負担セシメ其余水ヲ市ニ供用スルコトヲ許シ三十一年八月竣功通水式挙行ノ日ヲ以テ同水道築造物ト共ニ之ヲ市ノ管理ニ移サレ候処検査上必要有之候ニ付右余水供給ヲ許サレタル条件并ニ該水道築造物引渡ノ手續等委細承知致度此段及照会候也

昭和三十三年六月廿六日

會計検査院部長 浜 弘一 印

陸軍省副官
御中

史料5

〔防衛庁防衛研究所蔵、陸軍省「壹大日記」明治四十年四月〕

県第四八号

受領番号 壹第三四八号

庁名 広島県

件名 水道給水料増加ノ件

從テ修理費ヲ要スルモノ多々有之加フルニ維持費ノ大部分ヲ占ムル石炭代價ハ近年非常ニ騰貴シ將來水道維持上大ニ困難ヲ来スヘキ現状ニ有之儀ニ付斯ル究迫ノ事情篤ト御洞察被成下特別ノ御詮議ヲ以テ何卒是迄軍用給水料トシテ水壺石ニ付金壺厘ノ処普通市民ノ給水料水壺石ニ付金九厘ノ三分ノ一即チ壺石ニ付金三厘ニ増加御下付相成候様懇請之至リニ堪ヘス此段稟請候也

明治四十年三月二日

広島市参事会

広島市長 高東 康一 印

陸軍大臣 寺内 正毅殿

三十六年度給水料収入決算

一金千百七拾九円三拾九錢五厘

此使用石数百拾七万九千三百九拾五石

一金貳万貳千百六拾九円七拾六錢五厘

此使用石数貳百四拾六万三千三百七石貳斗余

一金六百貳拾六円九拾六錢七厘

此使用石数四万四千七百八拾三石三斗五升

一金三万九百拾四円六拾九錢八厘

合計金五万四千八百九拾円八拾貳錢五厘

軍用給水料

普通計量 市民ノ給水料

普通 船舶給水料

普通 市民ノ放任給水料

三十七年度給水料決算

一金四千八百五拾七円三拾五錢六厘

此使用石数四百八拾五万七千三百五拾六石

一金壺万三千五百八円八拾四錢

此使用石数百五拾万九百八拾貳石貳斗余

一金七千四百九拾三円四拾四錢七厘

此使用石数八不定

一金七千六拾三円五拾三錢壺厘

此使用石数百七拾六万五千八百八拾貳石七斗五升

一金壺千三拾貳円貳拾壺錢六厘

此使用石数七万三千七百貳拾九石七斗

一金三万六千三百三拾四円三拾三錢四厘

合計金七万貳百八拾九円七拾貳錢四厘

軍用給水料

普通 市民ノ計量給水料

同 市民専用例外計量給水料

同 湯屋給水料

同 船舶給水料

同 市民ノ放任給水料

三十八年度給水料収入決算

一金三千八百八拾六円三拾錢八厘

此使用石数三百八拾八万六千三百八石

一金壺万八千五百七拾七円八錢五厘

此使用石数貳百六万四千百貳拾石五斗余

一金壺万百七円貳錢九厘

此使用石数八不定

一金九百五拾七円五拾七錢九厘

此使用石数六万八千三百九拾八石五斗

軍用給水料

普通 市民ノ計量給水料

同 市民ノ専用共用例外計量給水料

同 船舶給水料

広島軍用水道について（安藤）

一金七千八百三拾三円三拾五銭三厘 此使用石数百九拾五万八千三百三拾八石式斗五升	同	湯屋給水料
一金三万九千六百八拾三円三拾銭九厘 合計金八万四千四拾四円六拾六銭三厘	同	専用及共用放任給水料
三十九年度給水料収入決算		
一金三千五百九拾八円三拾七銭壹厘 此使用石数三百五拾九万八千三百七拾壹石		軍用給水料
一金壹万八千三拾四円八拾五銭八厘 此使用石数貳万三千八百七拾三石壹斗壹升余	普通	市民ノ計量給水料
一金壹万貳千四百拾壹円六拾四銭四厘 此使用石数八不定	同	市民ノ専用共用例外計量給水料
一金八百貳円三銭貳厘 此使用石数五万七千貳百八拾八石	同	船舶給水料
一金五千百七拾八円壹銭三厘 此使用石数百貳拾九万四千五百三石式斗五升	同	湯屋給水料
一金五万三千六百拾三円八銭七厘 合計金九万三千三百六拾八円五厘	同	専用及共用放任給水料

〔中略〕全体ノ予算未タ成立セサル今日ニシテ其比較の変更ヲ示スコト不可能ナリ然レトモ本年度ニ於ケル軍用給水料約四千円ト調定セシニ依リ之ヲ以テ明年度ノ収入予算トスレハ其比較左ノ通二有之候

一金四千元	四十年年度予算	軍用給水料壹石金壹厘
一金壹万貳千元	増加変更予算	壹石金三厘
差引		
金八千元	全ク増加	

〔以下略 広島県広島市明治三十六年度第一特別費歳入出総計予算〕

史料6

〔防衛庁防衛研究所蔵、陸軍省「壹大日記」明治四十年七月〕

県第三四号

受領番号 壹第一五七一号

庁名 広島県

件名 給水料増加ノ件

御指令案（広島市へ）

稟請之趣聞届ケ難シ

七月三十一日

副官ヨリ広島県知事へ申牒案

陸軍用給水料増加ノ儀ニ付広島市長稟請ニ対シ県第三一四五号副申ノ件別紙之通指令相成候条伝達方御取計相成度

陸軍省送達 送甲第一四五三号 七月三十一日

軍用水道命令書第九条ニ依リ壱石金壱厘宛下付スルモノニシテ其他ニ在テ下付スヘキ理由ナキニ依リ本文ノ如ク御指令相成度

県第三一四五号

陸軍省受領 壱第一五七一号

七月十六日

明治四十年七月十三日

広島県知事 宗像 政 印

陸軍大臣 寺内 正毅殿

陸軍給水料増加ノ件

広島市長ヨリ給水料増加ノ件ニ関シ今回再ヒ提出候処右ニ関シテ八本年四月間届ケ難キ旨御指令ノ次第モ有之一応返付候処本件ニ付テハ先般同市長出省ノ上親シク事情具申及候趣ニテ再進方申出候ニ付及進達候而シテ本件事実八本年三月第八九〇号副申ノ通りニ候条可然御詮議相成度副申候也

広水甲第一一号

水道給水料増加相成度義ニ付稟請

本市所在ノ陸軍各部隊一般ニ御使用相成候水道給水料増加ノ義ハ是迄再三稟請致候処抑モ本市水道事業ハ明治三十一年八月十五日ヨリ通水ヲ始メ同三十二年一月一日ヨリ飲料ニ供シ料金ヲ徴収シ以テ水道ノ維持ヲ全フスベキ計画ヲ立タルモノニシテ其創業以来三十五年度迄ハ予定ノ収入金年々大ニ欠乏ヲ告ゲ収支相償フコトヲ得ザル為メ無已別途金ヲ繰入レ又ハ公債ヲ起シ漸クニ維持費ノ不足ヲ補ヒ来リタレトモ姑息ノ手段ハ将来ニ於テ水道ノ経営上益々困難ヲ惹起スルコトヲ顧慮シ去ル三十四年三十五年三十六年度ノ三度ニ於テ市民各戸ノ給水料ヲ増額シタルノ結果トシテ三十六年度ヨリ歳計上辛フシテ収支相償フニ至レリ然ルニ過去三十七八年時局中ニ於テハ多数軍隊ノ宿営馬匹ノ繋留船舶ノ出入頻繁ニ際シ日々供給ノ水量ハ非常ニ増進シ予備池予備機械ヲ使用運轉シテ昼夜不断ノ給水ニカメタルモ動モスレバ供給ノ困難ヲ感スルコト一冉ニ止ラズ幸ヒニ此ノ難境ヲ脱シ給水ノ制限又ハ断水ヲ為スカ如キ不都合ヲ呈セザリシハ實ニ僥倖ト云フベシ然ルニ平和克復後ノ今日ニ至ルモ依然猶ホ予備ノ諸機械ヲ使用運轉スルニ非ラザレバ日々ノ供給ヲ充タスニ足ラズ是レ畢竟本市ノ戸数人口繁殖シ鉄管ノ布設延長ニ基因スルモノニシテ若シ一朝有事ノ不幸ニ遭遇スルトキハ忽チ供給ニ差支ヲ醸モシ平素之レカ設備ヲ為スハ本市ノ責任上一日モ忽緒ニ付シ難キ焦眉ノ急要ナルコトヲ認メ茲ニ三十九年度ヨリ本年度ニ渉ル連続事業ヲ以テ水源地ニ於ケル各池及ヒ諸機械ヲ増設スルコトニ決定既ニ客年九月御省ヘ稟請御許可ヲ得目下工事施行中ニ有之而シテ此工費ニ充ツベキ支途ハ一時市債ヲ起シ年々収入スベキ給水料ヲ以テ元利償還ノ計画ニ有之且ツ水道全体ノ諸機械ハ布設後久シキ星霜ヲ經過シタル今日ニ在テハ漸次腐朽損傷セシモノ不少随テ修繕費ヲ要スルモノ多々有之加フルニ維持費ノ大部分ヲ占ムル石炭代價ハ近年非常ニ騰貴ノ一方ニ傾キ其他水道用品ノ價格ニ於テモ創業当時ニ比シ著シク昇騰シテ此ノ先キ低下ノ程モ覺束ナク将来水道維持上一段ノ困難相迫候ニ付先般事情ヲ具シ第五師団給水料増加ノ義情(請カ)願致候処御聴許難相成旨御指令ノ次第モ有之候ヘ共斯ル究状御洞察ノ上今一度御詮議ヲ遂ゲラレ来ル四十一年度ヨリ従来軍用給水料水壱石一厘ヲ市民各戸ノ給水料ニ比シ其三分ノ一即チ壱石三厘ニ御増額ノ儀特ニ御許可相成候様悃請ノ至リニ堪エズ茲ニ別紙参考書類相添工更ニ及稟請候也

明治四十年六月二十八日

広島市参事会

広島市長 高束 康一 印

陸軍大臣 寺内 正毅殿

陸軍民間使用水量及給水料比較表

年度	種別	使用水量	平均歩合	給水料	平均歩合
三十一年度		五一二、五五五石〇〇〇		四、一〇〇円九七五	
	内 陸軍	一七〇、六四九 〇〇〇	三、三三	一七〇 六四九	〇、四一
	民間	三四一、九〇六 〇〇〇	六、六七	三、九三〇 三二六	九、五九
三十二年度		六、四七五、四二二 五〇〇		二三、八一四 八二〇	
	内 陸軍	一、三四一、六一五 〇〇〇	二、〇七	一、三四一 六一五	〇、五六
	民間	五、一三三、八〇七 五〇〇	七、九三	二二、四七三 二〇五	九、四四
三十三年度		七、八八三、七二二 五〇〇		二九、五三七 九五四	
	内 陸軍	一、六四一、二八〇 〇〇〇	二、〇八	一、六四一 二八〇	〇、五五
	民間	六、二四二、四四二 五〇〇	七、九二	二七、八九六 六七四	九、四五
三十四年度		八、四三三、七二二 五〇〇		三七、〇七二 四六六	
	内 陸軍	一、五七〇、五〇六 〇〇〇	一、八六	一、五七〇 五〇六	〇、四二
	民間	六、八六三、二一六 五〇〇	八、一四	三五、五〇一 九六〇	九、五八
三十五年度		一一、四五五、四三七 五〇〇		四五、一五五 八三七	
	内 陸軍	一、五五〇、〇六〇 〇〇〇	一、三五	一、五五〇 〇六〇	〇、三四
	民間	九、九〇五、三七七 五〇〇	八、六五	四三、六〇五 七七七	九、六六
三十六年度		一二、七〇八、〇五〇 〇〇〇		五八、六八四 七七六	
	内 陸軍	一、四一四、七四〇 〇〇〇	一、一一	一、四一四 七四〇	〇、二四
	民間	一一、二九三、三一〇 〇〇〇	八、八九	五七、二七〇 〇三六	九、七六
三十七年度		一九、八八九、四八七 五〇〇		七四、一〇六 五四五	
	内 陸軍	四、八五五、三五六 〇〇〇	二、四四	四、八五五 三五六	〇、六五
	民間	一五、〇三四、一三一 五〇〇	七、五六	六九、二五一 一八九	九、三五
三十八年度		二五、四四〇、六七〇 四二五		八一、〇四四 六六三	
	内 陸軍	六、四六一、一六三 〇〇〇	二、五四	六、四六一 一六三	〇、七九
	民間	一八、九七九、五〇七 四二五	七、四六	七四、五八三 五〇〇	九、二一
三十九年度		二五、〇三二、九一三 七七五		九三、三六八 〇〇五	
	内 陸軍	四、〇八三、六三九 〇〇〇	一、六三	四、〇八三 六三九	〇、四三
	民間	二〇、九四九、二七四 七七五	八、三七	八九、二八四 三六六	九、五七

明治三十七年二月ヨリ同三十九年二月迄

一市内各所へ宿営軍隊兵士

約七百貳拾八万五百拾人 延数

此使用水量百八拾貳万百貳拾七石

一市内各所及安芸郡牛田村飯廩舎馬匹

約百參拾万千參百參拾八頭 延数

此使用水量參拾貳万五千參百參拾四石

合計貳百拾四万五千四百六拾壹石（此給水料八徴集セサル分）

一陸軍予備病院及同分院八ヶ所

此使用水量百六拾壹万五百五拾石
 一字品碇泊場司令部 (各御用船似島検疫所ヲ含ム)

此使用水量四百八拾九万七千七百六拾四石

一第五師団各部隊

此使用水量四百貳拾参万六千四百五石

合計千七拾四万四千七百拾九石

總計千貳百八拾九万百八拾石

此水料金拾壹万六千拾壹円六拾貳銭 普通給水料壹石九厘

内

金壹万七百四拾四円七拾壹銭九厘 陸軍給水料壹石壹厘

是レハ各予備病院宇品碇泊場司令部及第五師団各部隊ニ係ル給水料ニシテ水料ヲ受領セシ分
 差引

金拾万五千貳百六拾六円九拾銭壹厘

此金額ニ対スル給水ハ無料若クハ普通給水料ニ比シ損失トナルモノ

給水料改正対照表

種 別	明治三十六年改正	同三十五年改正	同三十四年改正	当 初
放任給水	一ヶ月五人以下 四拾銭	一ヶ月五人以下 参拾銭	一ヶ月五人以下 参拾銭	一ヶ月五人以下 参拾銭
計量給水	壹石九厘	壹石八厘	壹石六厘	壹石四厘
湯屋給水	同 四厘	同 二厘五毛	同 貳厘	同 貳厘
噴水其他	同 九厘	同 八厘	同 六厘	同 六厘
船舶給水	同 壹銭四厘	同 壹銭	同 壹銭	同 壹銭
軍用給水	同 壹厘	同 壹厘	同 壹厘	同 壹厘
共用栓一等	壹ヶ月参拾銭	壹ヶ月参拾銭	壹ヶ月貳拾銭	壹ヶ月貳拾銭
同 二等	同 貳拾五銭	同 貳拾五銭	同 拾五銭	同 拾五銭
同 三等	同 貳拾銭	同 貳拾銭	同 拾銭	同 拾銭
同 四等	同 拾五銭	同 拾五銭	同 五銭	同 五銭
同 五等	同 拾銭	同 拾銭		
同 六等	同 七銭	同 五銭		

(あんど う ふくへい 文書館副館長)

広島県立文書館紀要 第8号

平成17年3月31日発行

平成19年6月30日 pdf版製作・公開

編集・発行 広島県立文書館

〒730-0052

広島市中区千田町三丁目7-47

TEL (082) 245-8444